

人口増強與亞の基

人口問題研究

第四卷 第一號

昭和十八年一月刊行

調査研究

工業規制地域人口現象概要(二).....上田正夫

彙報

生産増強勤勞緊急對策要綱の閣議決定——民族研究所官制の公布——健康保險法中改正法律の一部施行期日の件公布——健康保險法施行令中改正の件公布——國民健康保險法中改正法律の一部施行期日の件等の公布——國立健康保險療養所官制の公布——賃金統制令施行規則に關する厚生省告示——米麥検査令の公布——食糧管理法の一部施行期日の件公布——朝鮮農地開發營團令の公布——學年縮小に關する中等學校令及諸學校令中改正の件等の公布——文部省の學校規制地域の決定——昭和十七年度米實收高の發表——大政翼贊會の結婚獎勵對策に關する上申

文獻

邦文人口問題關係文獻(三二)



厚生省研究所

人口民族部

人口問題研究 第四卷 第一號

調査研究

工業規制地域人口現象概要 (一)

上田正夫

目次

はしがき

- 一、人口集中地域の形成
- 二、工業規制地域の人口靜態(以上前號)
 - (1) 面積(以下本號)
 - (2) 現在人口
 - (3) 現在人口増加數
 - (4) 現在人口増加率
 - (5) 人口密度
- 三、工業規制地域の人口動態

工業規制地域人口現象概要(一)

- (1) 出生率
- (2) 死亡率
- (3) 自然増加率
- 四、工業規制地域の流入人口

結び

前號に於て工業規制地域及其の周縁地域に就いての主要な人口統計を第一三表として掲げておいたが、本號には之に基いて作圖せる第四圖乃至第八圖の五圖を此の地域の町村別分布圖として掲げ、尙其の他比較の爲、表並圖を作成して本文中に適宜挿入した。以下之等の表及圖の示す所によつて、「工業規制地域」の人口靜態と人口動態の概要を概説することとしよう。⁽¹⁾

尙、各項に互り三府七縣に關する概説を規制地域の記述に入るに先立つて記し、府縣内の非規制地域に就いても比較の爲若干の説明を附することとした。

(1) 面積

第一二・二三・一四表に據れば工業規制地域の面積は合計して五、六〇五方秆に達し、之等を含む三府七縣合計面積四四、二二四方秆の二三%に當り、内地總面積の一・五%に相當してゐる。規制地域の中では、關東地方が殆ど其の半を占めて二、九一四方秆に及び、近畿地方が其の三割に當る一、七七八方秆に及び、愛知、關門兩地方は残りの二割足らずの面積を占めてゐる。

關東地方の一府三縣の合計面積一三、三六二方秆の中、規制地域は一五市一三〇町村を含み合計面積は二、九一四方秆で其の二三%に當つてゐる。名古屋地方は愛知縣の面積五、〇八一方秆の中、規制地域は一市二九町村を含み四七四方秆で其の九%に過ぎない。

近畿地方は京都府、大阪府、兵庫縣に跨つてゐるが之等の二府一縣の合計面積一四、七四九方秆の中、規制地域は一四市一三〇町村を含み合計面積は一、七七八方秆で其の一二%に當つてゐる。

北九州關門地方は山口、福岡兩縣に跨り、兩縣合計面積一一、〇二二方秆の中、規制地域は六市二町を含み面積は四三九方秆で其の四%に過ぎない。

大阪府は其の面積の五五%が規制地域に入り、其の割合最も多く、東京府の四九%、神奈川縣の三八%が之に亞いで其の割合が多い。此の他の府縣は其の割合遙に少く、山口縣は下關市の一部が入つてゐるのみであるから全縣の〇・八%を占めるに過ぎない。

規制地域には三六市と二九一町村が含まれてゐるが、三六市の合計面積は二、九二三方秆で規制地域總面積の五割二分に當り、二九一町村のそれは二、六八三方秆であるから、兩者は略、等しい面積を占めることとなる。

(2) 現在人口

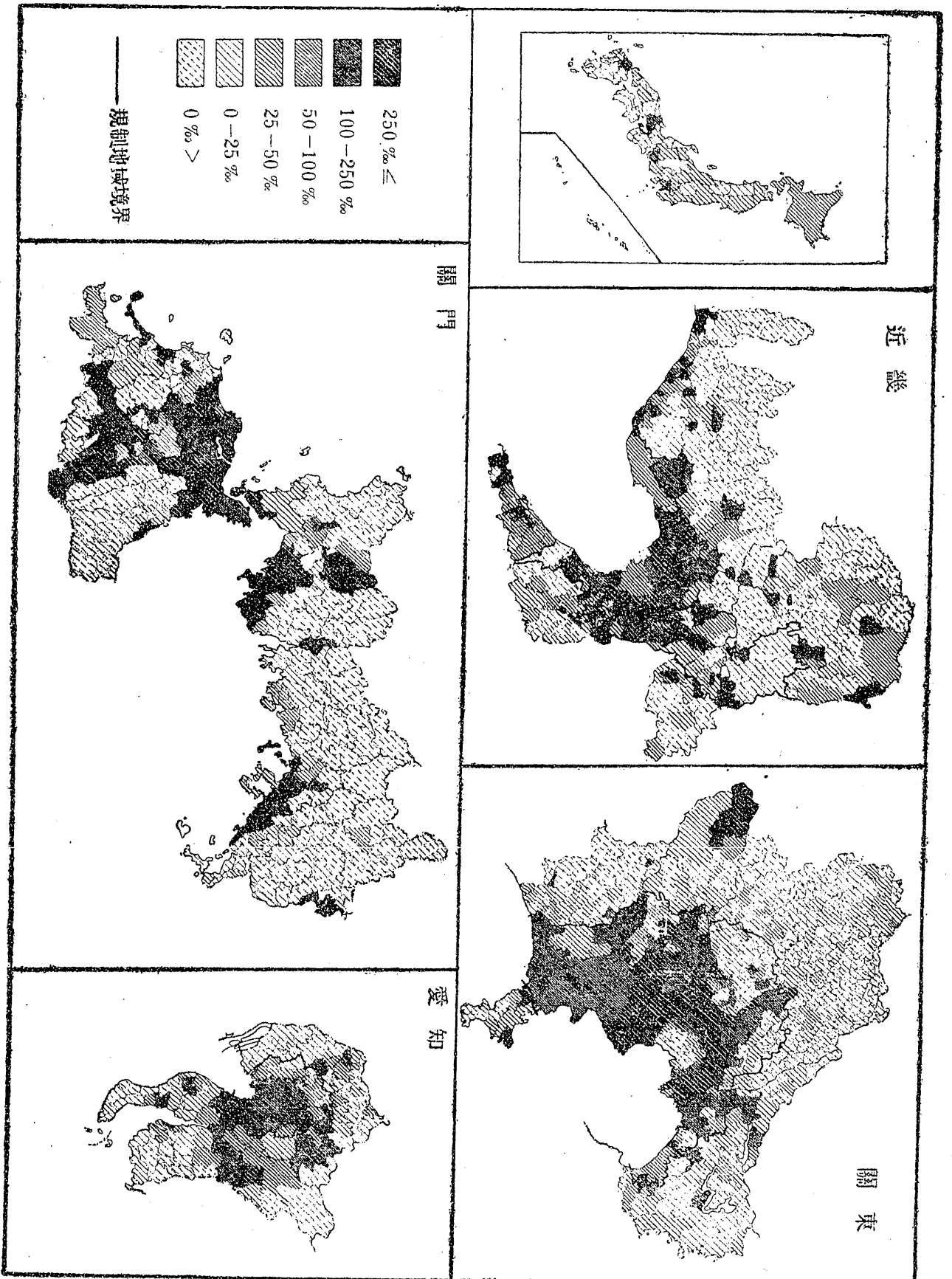
規制地域を含む三府七縣は、面積は四四、二二四方秆で内地總數の二二%であるが、合計人口は昭和十五年現在三、〇〇四萬で内地總人口の四一%といふ大きな地位を占めてゐる。中でも關東の一府三縣が一、二七四萬、近畿の二府一縣が九七四萬で、夫々内地總人口の一七%、一三%といふ地位を占めてゐる。

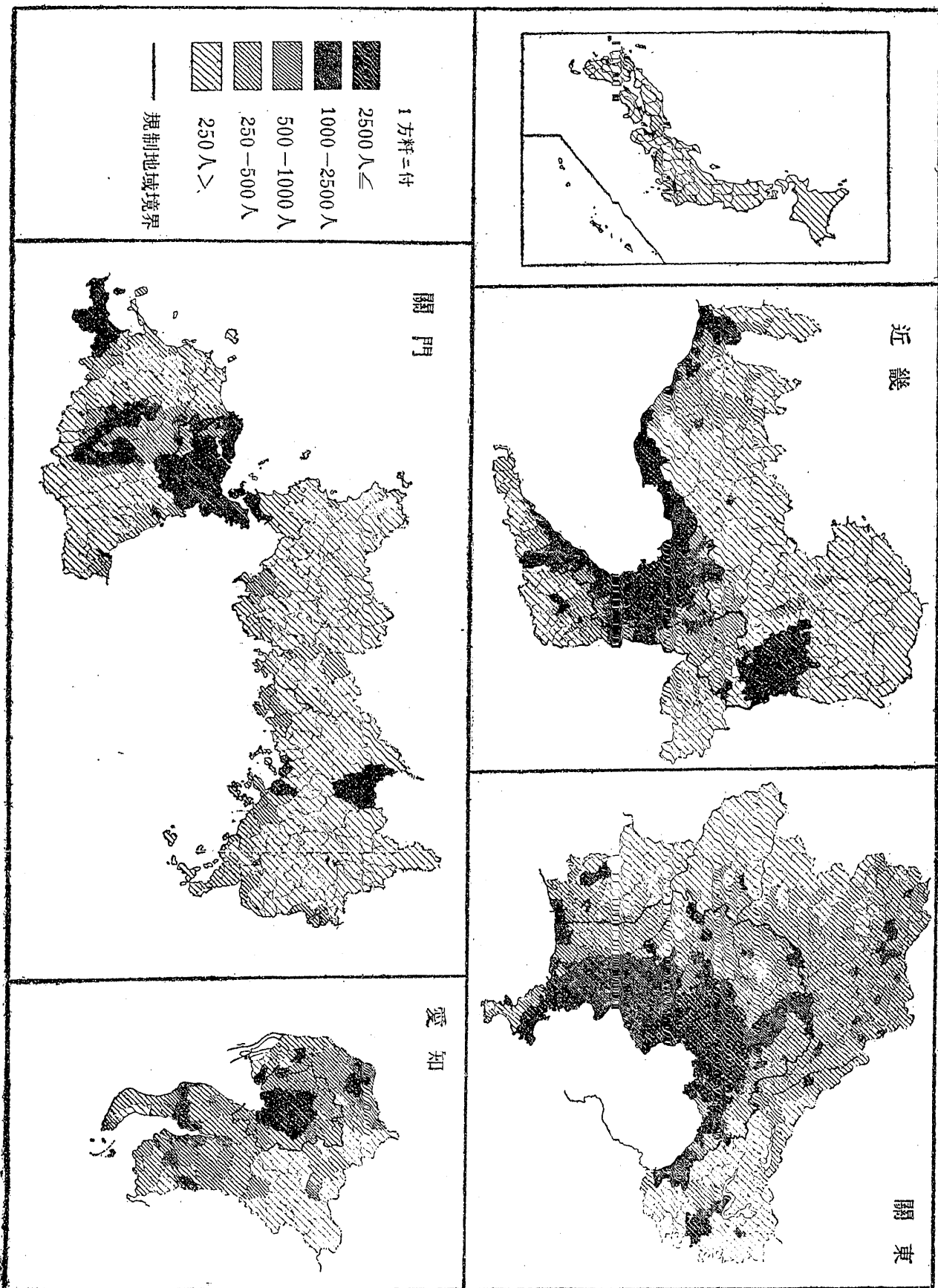
規制地域の總面積は前に見た如く内地總數の一・五%に過ぎないのであるが、昭和十五年人口は一、九四七萬に達し、内地總人口の二六・六%に當る尨大な量に上つてゐる。此の一、九四七萬の中九五九萬即ち四九%は京濱地方の規制地域が占め、七三六萬即ち三八%は京阪神地方の規制地域が占めて居り、その餘は名古屋地方の規制地域が一五四萬で八%、關門地方の規制地域が九八萬で五%を占めてゐる。京濱、京阪神兩地方の規制地域内人口は、何れも内地總人口中に於て一割といふ大きな地位を占めることになる。面積の占める割合に比して人口の占める割合は關東より京阪神の方が稍、大きい。

更に内地總人口中に占める割合から見れば、京濱地方が一三%、京阪神地方一〇%の多きに上り、名古屋地方、關門地方は夫々二%、一%を占めてゐる。

三府七縣合計面積の一割三分に當る規制地域も、其の人口は三府七縣合計人口の六割五分に相當してゐる。

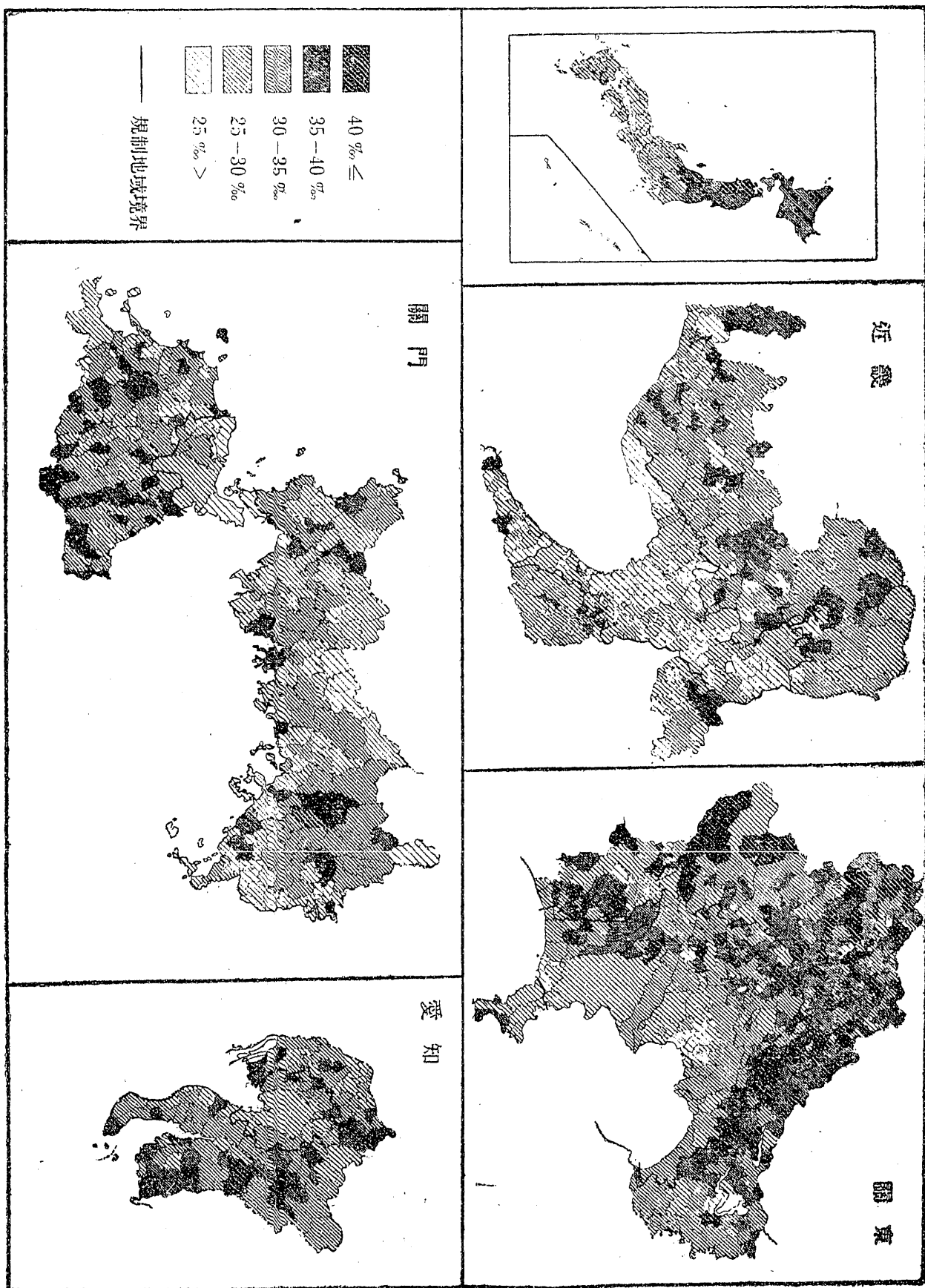
第 4 圖 工業規制地域及周縁地域市町村別現在人口増加率分布圖

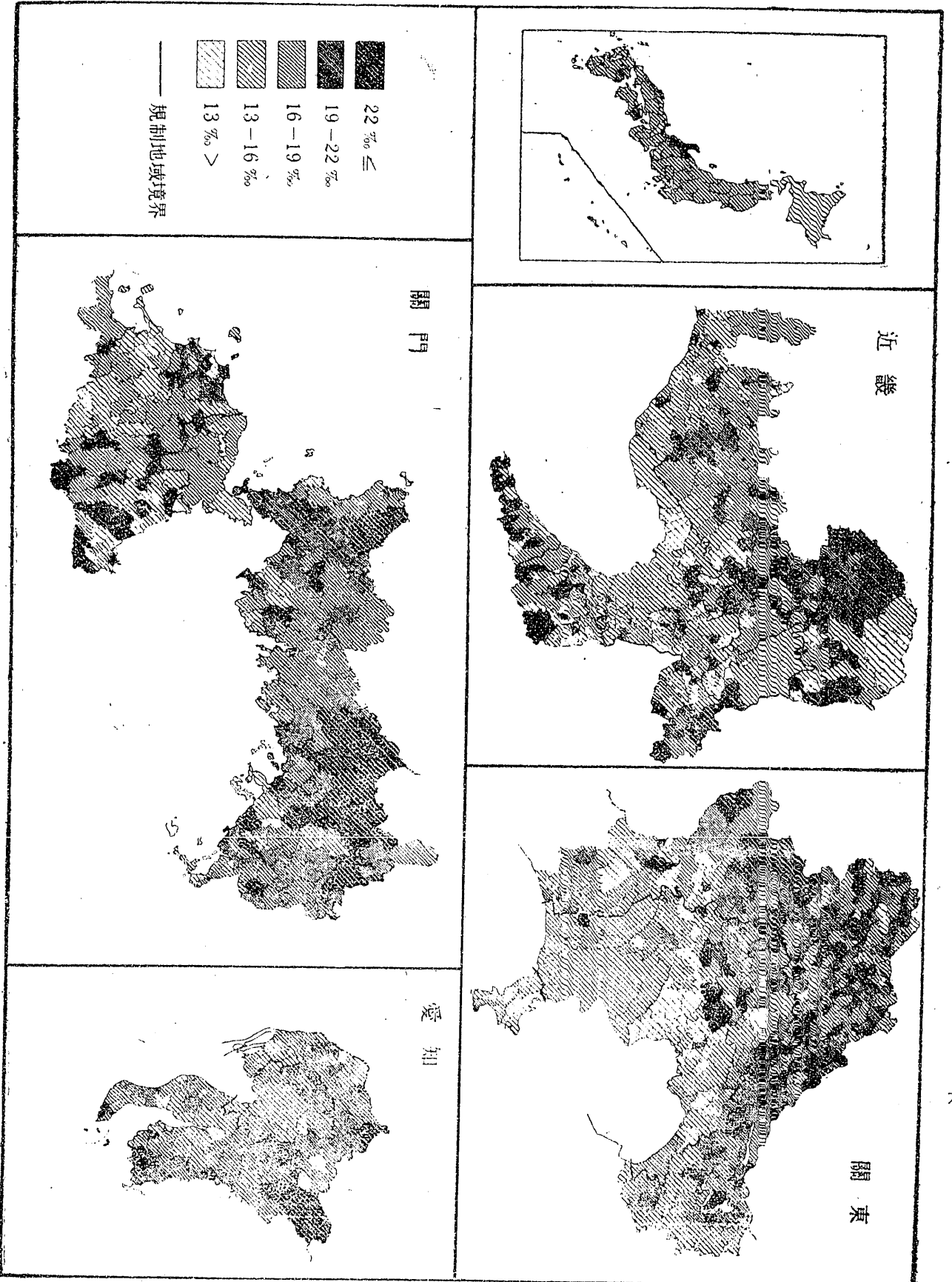




第 5 圖 工業規制地域及周縁都市町村別人口密度圖

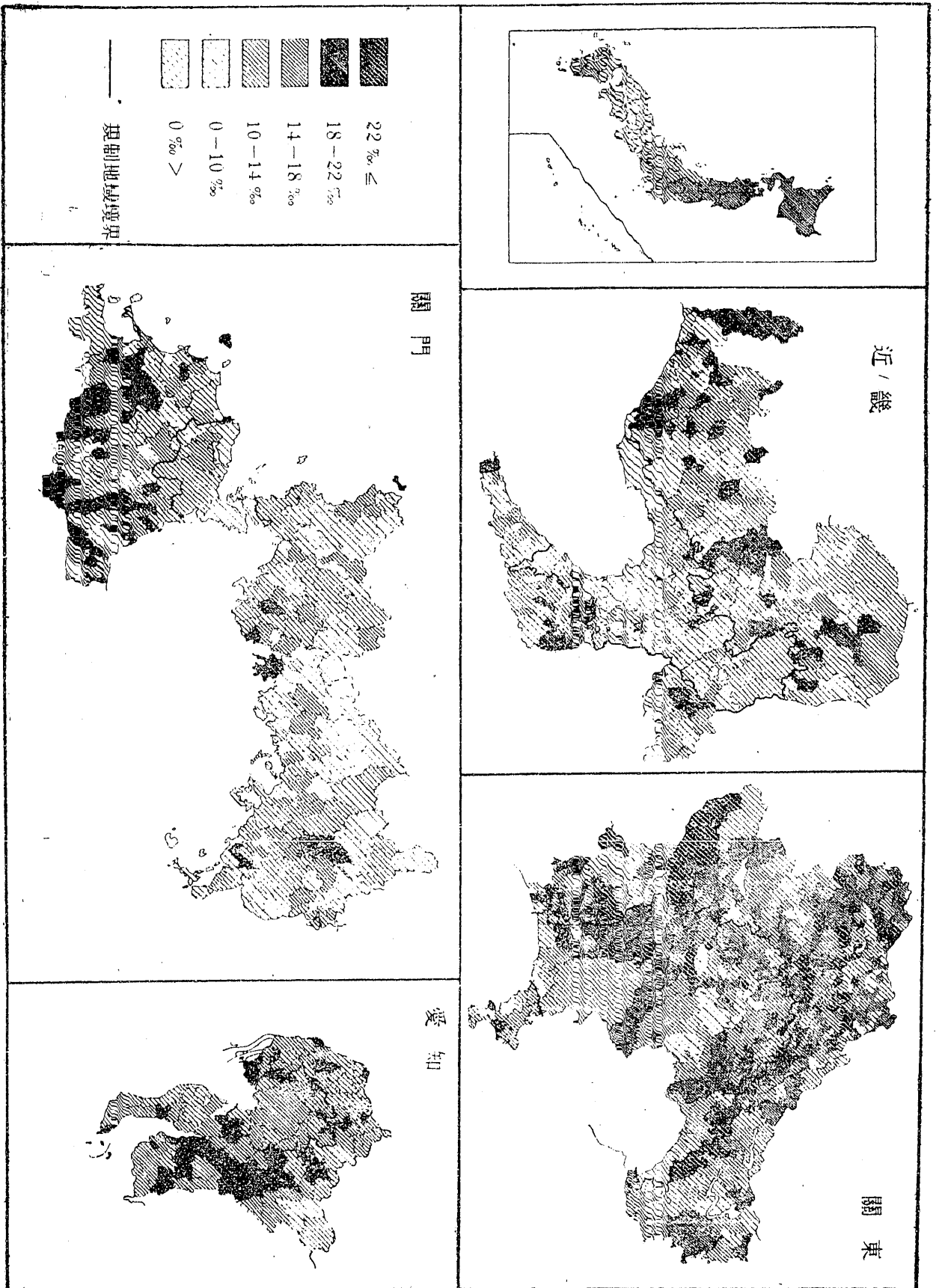
第 6 圖 工業規制地域及周縁地域市町村別出生率分布圖





第7圖 工業規制地域及周縁地域市町村別死亡率分布圖

工業規制地域及圏縁地域市町村別自然増加率分布圖 第 8 圖



第 14 表 3府7縣及工業規制地域面積・現在人口及現在人口増加比例

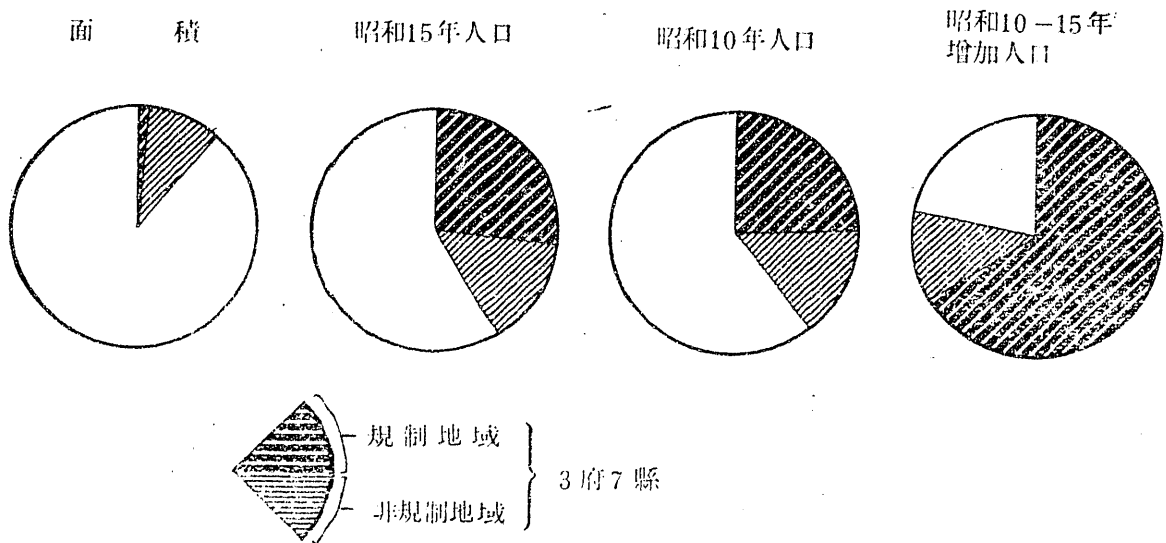
地 域	面 積	現 在 人 口		現在人口 増加率 昭10— 昭15	地 域	面 積	現 在 人 口		現在人口 増加率 昭10— 昭15
		昭 15	昭 10				昭 15	昭 10	
(1) 全 國 に 對 す る 割 合									
全 國	100.00	100.00	100.00	100.00	II 5 愛 知 縣	100.00	100.00	100.00	100.00
市 郡	2.26	37.72	36.12	66.35	規 制 地 域	9.32	48.78	45.43	80.26
	97.74	62.28	63.88	33.65	非 規 制 地 域	90.68	51.22	54.57	19.74
3 府 7 縣 總 數	11.56	41.09	39.01	78.30	III 近 畿 2 府 1 縣	100.00	100.00	100.00	100.00
規 制 地 域	1.46	26.63	24.43	66.04	規 制 地 域	12.05	75.55	74.32	88.94
非 規 制 地 域	10.09	14.46	14.58	12.26	非 規 制 地 域	87.95	24.45	25.68	11.06
I 關 東 1 府 3 縣	3.49	17.43	16.30	37.70	6 京 都 府	31.29	17.75	19.08	3.35
II 愛 知 縣	1.33	4.33	4.13	7.87	規 制 地 域	3.15	12.08	13.02	1.88
III 近 畿 2 府 1 縣	3.86	13.33	12.88	21.28	非 規 制 地 域	28.14	5.67	6.05	1.47
IV 關 門 2 縣	2.88	6.00	5.70	11.45	7 大 阪 府	12.28	49.19	48.15	60.37
(2) 3 府 7 縣 總 數 に 對 す る 割 合					規 制 地 域	6.73	46.65	45.57	58.46
3 府 7 縣 總 數	100.00	100.00	100.00	100.00	非 規 制 地 域	5.55	2.53	2.59	1.91
規 制 地 域	12.68	64.82	62.63	84.34	8 兵 庫 縣	56.43	33.06	32.76	36.28
非 規 制 地 域	87.32	35.18	37.37	15.66	規 制 地 域	2.18	16.82	15.73	28.61
I 關 東 1 府 2 縣	30.22	42.41	41.77	48.15	非 規 制 地 域	54.25	16.24	17.03	7.68
1 東 京 府	4.85	24.48	23.58	32.59	IV 關 門 2 縣	100.00	100.00	100.00	100.00
2 神 奈 川 縣	5.32	7.29	6.81	11.55	規 制 地 域	3.99	22.28	20.16	41.20
3 埼 玉 縣	8.60	5.35	5.66	2.62	非 規 制 地 域	96.01	77.72	79.84	58.80
4 千 葉 縣	11.45	5.29	5.72	1.39	9 山 口 縣	55.18	29.49	30.17	23.46
II 5 愛 知 縣	11.49	10.54	10.60	10.05	規 制 地 域	0.39	3.82	3.65	5.33
III 近 畿 2 府 1 縣	33.36	32.43	33.02	27.17	非 規 制 地 域	54.80	25.67	26.51	18.13
6 京 都 府	10.44	5.76	6.30	0.91	10 福 岡 縣	44.82	70.51	69.83	76.54
7 大 阪 府	4.10	15.95	15.91	16.40	規 制 地 域	3.60	18.45	16.50	35.86
8 兵 庫 縣	18.82	10.72	10.81	9.86	非 規 制 地 域	41.22	52.05	53.33	40.68
IV 關 門 2 縣	24.93	14.61	14.61	14.62	(4) 各 府 縣 總 數 に 對 す る 割 合				
9 山 口 縣	13.76	4.31	4.41	3.43	1 東 京 府	100.00	100.00	100.00	100.00
10 福 岡 縣	11.17	10.30	10.20	11.19	規 制 地 域	49.46	97.83	97.57	99.52
(3) 各 地 方 總 數 に 對 す る 割 合					非 規 制 地 域	50.54	2.17	2.43	0.48
I 關 東 1 府 3 縣	100.00	100.00	100.00	100.00	2 神 奈 川 縣	100.00	100.00	100.00	100.00
規 制 地 域	21.81	75.24	72.61	95.71	規 制 地 域	37.64	70.25	66.30	91.08
非 規 制 地 域	78.19	24.76	27.39	4.29	非 規 制 地 域	62.36	29.75	33.70	8.92
1 東 京 府	16.05	57.73	56.45	67.69	3 埼 玉 縣	100.00	100.00	100.00	100.00
規 制 地 域	7.95	56.48	55.07	67.37	規 制 地 域	17.99	34.66	32.45	77.25
非 規 制 地 域	8.11	1.25	1.37	0.32	非 規 制 地 域	82.01	65.34	67.55	22.75
2 神 奈 川 縣	17.61	17.18	16.30	23.98	4 千 葉 縣	100.00	100.00	100.00	100.00
規 制 地 域	6.63	12.08	10.81	21.84	規 制 地 域	5.60	18.62	16.97	79.40
非 規 制 地 域	10.98	5.11	5.49	2.14	非 規 制 地 域	94.40	81.38	83.03	20.60
3 埼 玉 縣	28.46	12.62	13.55	5.44	5 愛 知 縣	100.00	100.00	100.00	100.00
規 制 地 域	5.12	4.37	4.40	4.20	規 制 地 域	9.32	48.78	45.43	80.26
非 規 制 地 域	23.34	8.25	9.15	1.24	非 規 制 地 域	90.68	51.22	54.57	19.74
4 千 葉 縣	37.88	12.47	13.70	2.89	6 京 都 府	100.00	100.00	100.00	100.00
規 制 地 域	2.12	2.32	2.33	2.29	規 制 地 域	10.06	68.05	68.25	56.04
非 規 制 地 域	35.76	10.15	11.38	0.60	非 規 制 地 域	89.94	31.95	31.75	43.96
					7 大 阪 府	100.00	100.00	100.00	100.00

第 14 表 3府7縣及工業規制地域面積・現在人口及現在人口増加比例 (續)

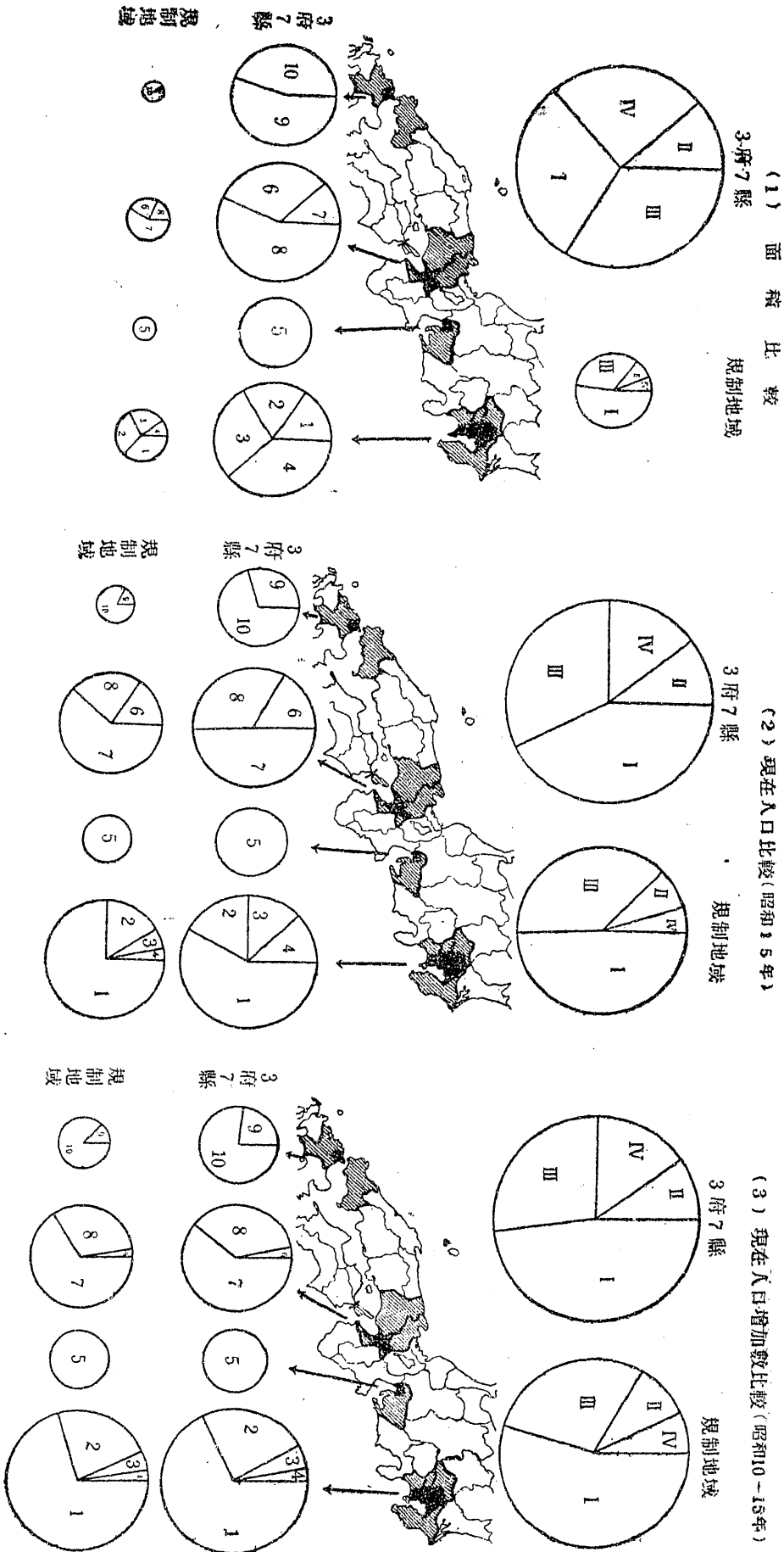
地 域	面 積	現 在 人 口			地 域	面 積	現 在 人 口		
		昭 15	昭 10	昭 10-15 增加數			昭 15	昭 10	昭 10-15 增加數
規制地域	54.79	94.85	94.62	96.84	II 5 愛知縣規	8.45	7.93	7.69	9.57
非規制地域	45.21	5.15	5.38	3.16	III 近畿2府1縣規	31.72	37.81	39.19	28.65
8 兵庫縣	100.00	100.00	100.00	100.00	6 京都府	8.28	6.05	6.87	0.60
規制地域	3.86	50.87	48.02	78.84	7 大阪府	17.70	23.35	24.03	18.83
非規制地域	96.14	49.13	51.98	21.16	8 兵庫縣	5.73	8.42	8.30	9.22
9 山口縣	100.00	100.00	100.00	100.00	IV 關門2縣規	7.84	5.02	4.70	7.14
規制地域	0.70	12.96	12.11	22.73	9 山口縣	0.76	0.86	0.85	0.92
非規制地域	99.30	87.04	87.89	77.27	10 福岡縣	7.08	4.16	3.85	6.22
10 福岡縣	100.00	100.00	100.00	100.00	(6) 各地方規制地域總數に對する割合				
規制地域	8.03	26.17	23.64	46.86	I 關東1府3縣規	100.00	100.00	100.00	100.00
非規制地域	91.97	73.83	76.36	53.14	1 東京府	36.40	75.06	75.85	70.39
(5) 規制地域總數に對する割合					2 神奈川縣	30.39	16.04	14.89	22.82
規制地域總數	100.00	100.00	100.00	100.00	3 埼玉縣	23.47	5.81	6.06	4.39
36 市	52.13	89.26	89.71	86.31	4 千葉縣	9.73	3.09	3.20	2.40
291 町村	47.87	10.74	10.29	13.69	III 近畿2府1縣規	100.00	100.00	100.00	100.00
I 關東1府3縣規	51.99	49.24	48.42	54.63	6 京都府	26.11	15.99	17.52	2.11
1 東京府	18.93	36.96	36.73	38.46	7 大阪府	55.81	61.75	61.31	65.73
2 神奈川縣	15.80	7.90	7.21	12.47	8 兵庫縣	18.08	22.26	21.17	32.16
3 埼玉縣	12.20	2.86	2.93	2.40	IV 關門2縣規	100.00	100.00	100.00	100.00
4 千葉縣	5.06	1.52	1.55	1.31	9 山口縣	9.66	17.16	18.13	12.94
					10 福岡縣	90.34	82.84	81.87	87.06

工業規制地域人口現象概要(二)

第 9 圖 3府7縣及工業規制地域面積・人口の全國中に占める地位



第 10 圖 3府7縣及工業規制地域面積・現在人口及現在人口増加比例圖



(1),(2)及(3)各圖中の圓の大きさは面積、現在人口、現在人口増加數に夫々比例す、
 圖中の番號 1 關東1府7縣 1 東京府 2 神奈川縣 3 埼玉縣 4 千葉縣 11 澁川縣 5 埼玉縣
 111 近畿2府1縣 6 京都府 7 大阪府 8 兵庫縣 1V 關門2縣 9 山口縣 10 福岡縣

地域別に見ると、東京府總人口の九八%は規制地域内に在り、神奈川縣は七〇%がさうである。埼玉縣は三五%、千葉縣は一九%に過ぎぬが、平均して京濱地方は一府二縣總人口の七五%迄は規制地域に居るものである。

愛知縣は其の人口の四九%が規制地域に入つてゐる。

又、大阪府は其の人口の九五%が規制地域に屬し、京都府は六八%、兵庫縣は五一%で平均して京阪神地方は二府一縣總人口の七六%が規制地域に屬するものである。

更に、山口縣は其の人口の一三%、福岡縣は二六%が規制地域に屬してゐるので、關門地方は平均して二二%が規制地域に屬してゐることとなる。

即ち東京府、大阪府の如きは其の面積の約半ばに當る規制地域内に府總人口の九割五分に上る人口を包含してゐる。三府七縣の中に於ても規制地域に如何に老大な人口が偏在集中してゐるかは之によつて十分知ることが出來やう。

又、前に見た通り規制地域内三六市と二九一町村とは略、等しい面積を占めてゐるが、其の昭和十五年人口一、九四七萬の八九・二六%に當る一、七三八萬は三六市に居り、残りの一〇・七四%に當る二〇九萬が町村に居ることとなつてゐる。昭和十年に於ては市部人口の占める割合が八九・七一%、町村部のそれは一〇・二九%であつたから、此の五年間に町村部人口の占める比重が幾分増加したこととなつてゐるが、尙六大都市を含む三六市の人口が占める地位は頗る大である。但、町村を比較的多く含む京阪神、名古屋兩地方に於ては市部人口の比重が稍、減じてゐる。京濱地方に於ても埼玉、千葉兩縣は市部人口の比重は可なり減じ、埼玉縣は却つて町村の人口の方が多くして五三%を占めてゐる。

(3) 現在人口増加數

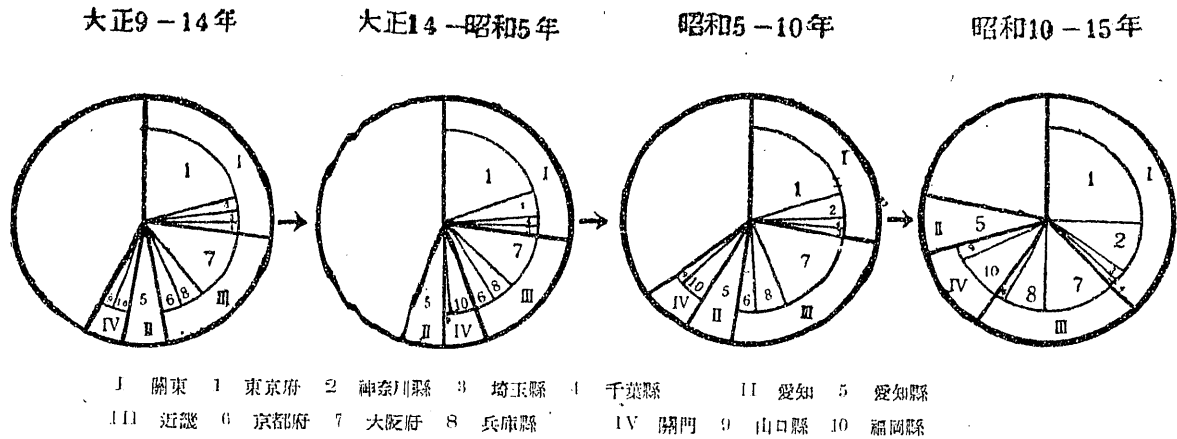
工業規制地域人口現象概要(二)

三府七縣の現在人口が占める地位は右の如く大きいのであるが、現在人口の増加數は更に大である。即ち第一二表、第一五表及第一一圖に見る如く昭和十年乃至十五年の五年間に三府七縣に於て増加した人口は合計三〇二萬であつて、同期間の全國増加人口三八六萬の七割八分強といふ大きな地位を占めて居り、而も此の三府七縣の増加人口が全國増加人口中に占める割

第15表 三府七縣現在人口増加の全國増加人口中に占める地位

府	縣	昭10—15	昭5—10	大14—昭5	大9—14
全	國	100.00	100.00	100.00	100.00
3	府7縣總數	78.30	64.32	55.05	57.17
I	關東1府3縣	37.70	27.63	26.77	26.95
	1 東京府	25.52	20.01	19.59	20.82
	2 神奈川縣	9.04	4.59	4.30	2.48
	3 埼玉縣	2.05	1.45	1.38	1.99
	4 千葉縣	1.09	1.59	1.50	1.67
II	5 愛知縣	7.87	6.15	5.26	6.09
III	近畿2府1縣	21.28	24.64	17.37	19.71
	6 京都府	0.71	3.12	3.11	3.16
	7 大阪府	12.84	15.76	10.20	12.50
	8 兵庫縣	7.72	5.76	4.07	4.05
IV	關門2縣	11.45	5.90	5.66	4.42
	9 山口縣	2.69	1.14	0.87	1.41
	10 福岡縣	8.76	4.76	4.78	3.01

第 11 圖 3府7縣現在人口増加の全國増加人口中に占める地位



合は、大正九十四年五七%、大正十四—昭和五年五五%、昭和五—十年六四%と最近に至る程増して來てゐる。更に、右の三〇二萬の中約四割八分に當る一四六萬は關東の一府三縣に於て増加し、約三割に當る八二萬は近畿の二府一縣に於て増加してゐるのであつて、東京府の如きは増加人口が九八萬の多きに達し、全國増加人口に對しては實に二割五分を占めてゐることとなる。

人口集中地域たる七府縣に就いては既に前節に見た通りであるが、増加の比較的著しからざる京都府、埼玉及千葉縣を加へた之等三府七縣を改めて見直せば、其の増加の規模の益、大なることを知るのである。

次に規制地域内に於ける最近の人口増加に就いて見やう。規制地域の昭和十年人口は一、六九二萬で内地總人口の二四・四%に當つてゐるから、昭和十年

乃至十五年の五年間に二五五萬の人口を増加し、而も内地總人口中に占める割合を二%餘擴大したることとなつてゐる。即ち、同期間の全國に於ける増加人口の實に六六%迄は規制地域に於て増加したものである。

此の規制地域の増加人口二五五萬は又三府七縣の増加人口三〇二萬の八四%に相當するが、其中、五五%に當る一三九萬は京濱地方が占めて居り、二九%に當る七三萬は京阪神地方が占めて居る。名古屋地方は一〇%で二四萬、關門地方は七%で一八萬である。之を全國の増加人口に對する地位から見ても、京濱地方は實に三六%の多きに達し、京阪神地方も一九%の多きに達してゐるから、之等兩地方の規制地域に於て増加した人口は、此の期間に全國に於て増加せる人口の過半數に相當してゐるのである。以て如何に集中地域の名に背かぬものであるかを知るに足らう。

規制地域の増加人口を三六市と二九一町村とに分けて見ると市部は二二〇萬、町村部は三五萬であるから、八六%迄は市部に於て増加してゐることとなる。増加人口の大部分は三六市に於て増加せるものであるが、三六市の現在人口は前に見た通り九割近いのであるから、此の點からすれば、市部に於ける現在人口増加の割合の方が稍、少い。前項に見た如く、市部の現在人口が昭和十年八九・七一%から昭和十五年八九・二六%へと稍、其の比率を減じたのも其の爲であつて、此の五年間に於て三六市周縁の二九一町村に於て相當著しく現在人口を増加せることを示すものである。此のことは地方別に見れば名古屋地方を除く他の三地方に於て然りである。

又、現在人口中市部が占める割合が昭和十年に比し昭和十五年に於て増加し、此の割合の方が増加人口中の市部の占める割合に比して高いのは、神奈川、愛知、千葉、埼玉縣に屬する規制地域である。特に埼玉縣に於ては現在人口中市部の占める割合は四七%なるに拘はらず、増加人口中

市部の占める割合は六六%に達してゐる。之等の規制地域内にあつては町村の人口増加に比して都市の人口増加が尙著しいことを物語つてゐる。之に反し、現在人口中市部が占める割合が昭和十年に比し昭和十五年に於て稍減じ、且つ此の割合の方が増加人口中市部の占める割合に比して低いのは東京、京都、大阪三府、兵庫、福岡兩縣に屬する規制地域である。特に京都府に於ては現在人口中市部の占める割合が九二%なるに拘はらず、増加人口中市部の占める割合は五九%に過ぎない。これは京都市の増加が附近町村に比し甚だ劣ることを物語つてゐる。このことは現在人口増加率を検討することによつて更に明瞭となるであらう。

(4) 現在人口増加率

更に昭和十年乃至十五年の五年間に於ける現在人口増加率は如何といふと、三府七縣平均して一一二%を示して全國平均の二倍に達して居り、全國市部平均に比しても高率である。就中、神奈川縣の一九〇%は全國各府縣中の最高率で、東京府の一五五%も之に亞いで高きに屬してゐることは既に集中地域の項に於て述べたる通りである。

然らば規制地域の増加率如何といふと、平均して一五一%であるから全國平均の五六%に比して約三倍の高率、全國市部平均に比し約一・五倍の高率を示してゐる。地方別に見ると、關門地方の三三九%が最も高く、名古屋地方の一八八%が之に亞ぎ、京濱地方は下つて一七〇%、京阪神地方が一〇%で最も低い。増加人口の實數に於ては大なる地位を占めてゐた京濱、京阪神兩地方も、増加率の點に於ては他の二地方より大分劣つてゐる。京阪神地方の増加率を斯く低率にしてゐるのは、京都府に屬する規制地域が僅に一三%に過ぎないことに歸せられる。之に反して神奈川縣及福

岡縣に屬する地域は夫々二六一%、二四三%といふ著しき高率を示してゐる。規制地域内の三六市の増加率は平均して一四五%で、全國市部平均に比し遙に高いが規制地域平均に比しては稍、低い。之は二九一町村の増加率が二〇一%で町村部の方が市部に比し遙に高率を示してゐる爲である。

此の點は特に東京、京都、大阪三府及び兵庫、福岡二縣に屬する規制地域に於て顯著であつて、町村部の増加率が市部の二倍乃至三倍に當る高率を示してゐる。之等の地域に於ては大都市に隣接せる町村にして著しき人口膨脹を示せるものを多く含むに據るものと考へられ、神奈川、千葉兩縣に屬する規制地域が斯の如き町村を既に可なり多く都市に合併したり、埼玉縣に屬する規制地域の如く増加率の低い町村を多數に含んでゐる爲市部の増加率の方が遙に高いのと好き對照をなしてゐる。(第一二圖(1)参照)

三六市の中では次表の通り立川市の六六〇%が最も高く、尼崎、川崎、布施、小倉市等が之に亞いで著しく高い増加率を示してゐる。之に反し岸和田市は一二%、京都市は八%と著しい低率を示し、川越市のみは四%の減少といふ特例を示してゐる。

町村の増加率は市部のそれに比し約一・四倍、全國市部に比し約二倍、全國郡部に比し約七倍といふ高率である。之を郡單位に纏めて比較すると、水巻町、折尾町を含む福岡縣遠賀郡が六五九%で最高率を示し、池田、豐中市に北隣する大阪府豐能郡が之に亞いで五八六%を示し、東京市西隣の東京府北多摩郡が四三〇%を示して著しき高率な地域となつてゐる。之と反對に京都府綴喜郡は僅に七%といふ最低率を示し、愛知縣中島郡、埼玉縣南埼玉郡、入間郡の如きも之に亞いで極めて低率である。

二九一町村の中、増加率極端なるものを擧げると、大阪府中河内郡巽村は一、四三二%を示して最も高く、大阪府北河内郡守口町(一、二八二%)、

第16表 36市現在人口増加率順位

順位	市	率
	全 國 市 部	102.39
1	立 川	660.24
2	尼 崎	593.37
3	川 崎	569.00
4	布 施	404.56
5	小 倉	314.08
6	川 口	272.49
7	伊 丹	248.99
8	市 川	242.96
9	戸 畑	242.77
10	八 幡	229.85
11	西 宮	227.55
12	豊 中	226.91
13	横 濱	215.31
14	浦 和	213.56
15	若 松	212.09
16	吹 田	203.91
17	藤 井	197.74
18	名 橋	196.13
19	船 橋	183.33
20	下 関	163.43
21	東 武	149.75
22	鎌 倉	149.31
23	大 宮	148.49
24	36 市 平 均	144.93
25	泉 大 津	141.36
26	門 司	136.52
27	池 田	131.38
28	平 塚	128.33
29	大 塚	125.17
30	瀬 大 阪	100.37
31	千 葉	87.78
32	禰 戸	76.09
33	八 戸	64.85
34	王 子	59.75
35	和 田	11.68
36	京 都	8.45
	川 越	3.81

東京府北多摩郡三鷹町(一、〇五三%)、福岡縣遠賀郡水巻町(一、〇二六%)が之に亞いで何れも一千臺の高きに屬してゐる。之等は何れも此の五年間に人口を倍加せるもので其の激増は眞に驚くべきものがある。之に反して人口の絶對的減少を示せる町村二〇を算へ得る。が、之は周縁に多く隣接市町へ人口の吸引せられたる結果と見られる。又東京、大阪兩市に於ては其の中心の區に人口減少を示すものがあるのは大都市の飽和現象として新市域若くは隣接町村への膨脹を示せるものと考へられる。

三府七縣中の非規制地域に於ける現在人口増加率は平均して四七%といふ低率であるから規制地域平均の三分の一に過ぎず、全國平均にも及ばない。たゞ全國郡部平均に比しては約一・六倍高率であるに過ぎない。地方別に見ると規制地域に見る如く關門地方が最も高く、京阪神、名古屋兩地方は遙かに下つて之に續き京濱地方が最も低い。京濱地方の中では埼玉、千葉兩縣内の非規制地域が極めて低率である。京都府の非規制地域(二

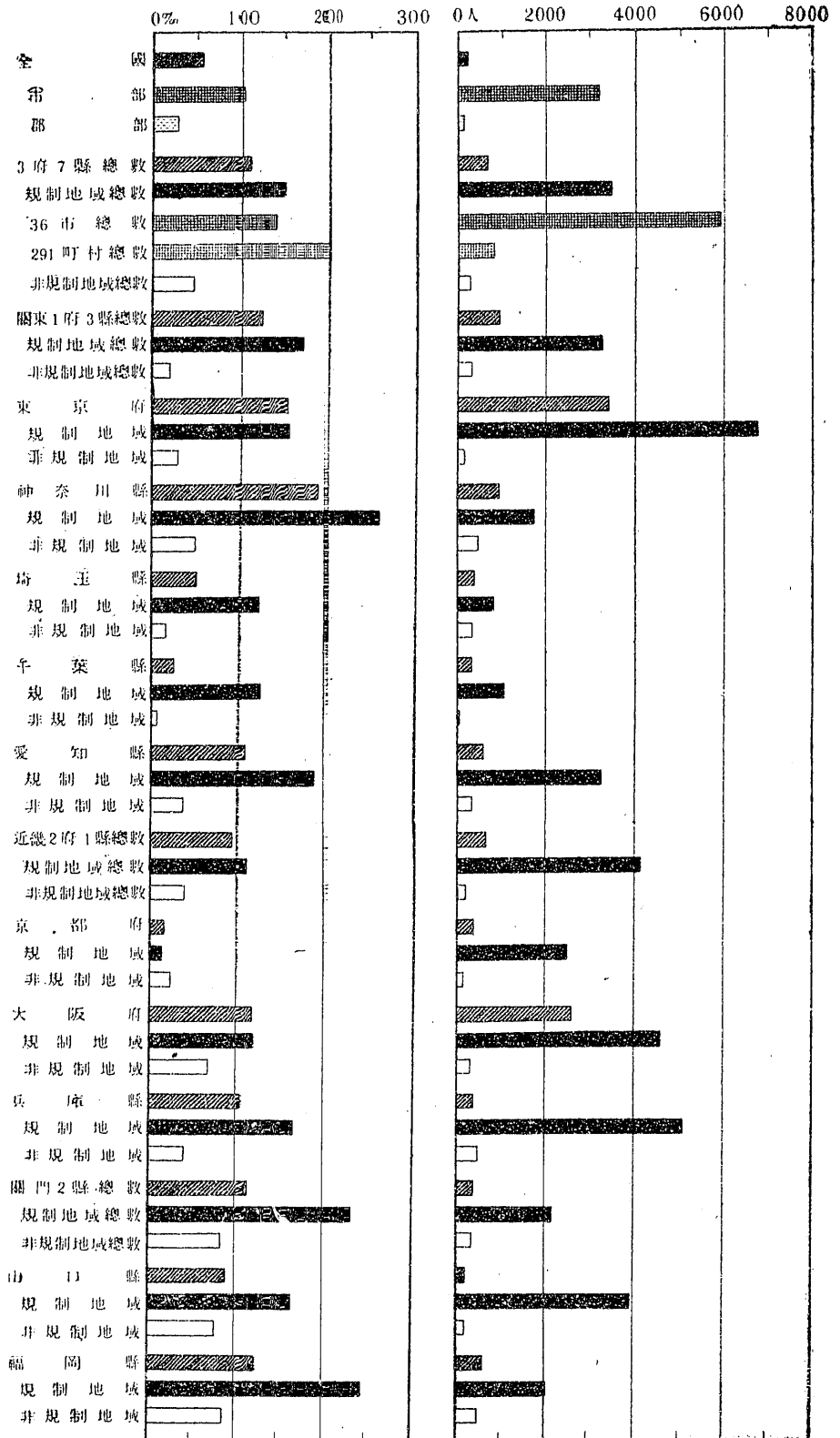
二・三五%)は埼玉、千葉兩縣に亞いで低いが規制地域(一三・二六%)に比して高率といふ異例に屬してゐる。之に反して福岡縣の非規制地域は八五%といふ最高率を示し、山口、神奈川兩縣及大阪府の非規制地域が之に亞いで高率を示してゐる。

之を更に立入つて検討すると福岡縣でも遠賀郡は二〇三%といふ非規制地域の諸郡中で最高率を示して居り、同じく嘉穂、田川、鞍手の諸郡が之に續いて頗る高率を示してゐる。之に續いて兵庫縣の武庫、節磨、赤穂の諸郡、愛知縣西加茂郡等が相當高率を示してゐる地域である。之に反してそれらの外縁地域たる諸郡には現在人口の減少を示せるものが少くない。それらは兵庫縣、京都府の山地地域、山口、愛知兩縣の縁邊地域に見られる。就中、愛知縣東加茂郡は(二)六九%といふ最も著しい減少率を示し、山口縣大島郡、京都府與謝、天田兩郡、兵庫縣佐用、多紀兩郡等が之に亞いで減少が著しい。斯の如く現在人口が絶對的減少を示せるは、之等の地

第 12 圖 3府7縣及工業規制地域現在人口増加率・人口密度比較圖

(1) 現在人口増加率

(2) 人口密度



域が人口供出地域として、規制地域乃至は其の周縁地域へ如何に多くの人口を移動せしめたかを推察せしめるに充分である。絶対減少を示すに至らぬまでも殆ど現状維持に等しい程度の低率な増加率を示す郡を愛知、福岡、埼玉の諸縣に三、四宛擧げることが出来る。

非規制地域内の町村には右に擧げた高率の諸郡の中に多少高率なものを見られるが、然し規制地域内に於ける如き極端に高率な町村は見られ

ない。然るに人口絶対減少を示せるものは可なり多數に上り、周縁地域たる山間部等に分布してゐること第四圖に見る通りで、府縣内に於ても町村別に見ると人口吸引地域と其の供出地域の對照が明かに示されてゐる。

(5) 人口密度

以上の如き現在人口の著しき増加は、其の結果として人口密度の累積を

來し三府七縣の平均せる人口密度は昭和十五年一方料に付六七九で全國平均の三倍半に上り、東京府の三、四二九、大阪府の二、六四三の如きは府全域の平均密度が殆ど都市並みの密度を示してゐる。

そこで規制地域を通じての平均人口密度を見ると、昭和十五年三、四七三を示し、全國平均一九一に比し約十八倍、三府七縣の平均に比し約五倍といふ大きさである。地方別に見ると、最も高いのは京阪神地方の四、一四一で、京濱地方の三、二九〇、名古屋地方の三、二六一が之に亞ぎ、關門地方の二、二二五が最低である。

府縣別に見ると京濱地方の中でも東京府に屬する地域は六、七八三で最も高いが埼玉縣は八一五で最も低く、千葉縣も之に亞いで低く。

又、京阪神地方の中では兵庫縣、大阪府に屬する地域に高い。

規制地域内三六市と二九一町村とは前に見た通り面積は相半ばしてゐるが、其の人口は八九%迄市部に居るので、市部の密度は五、九四九で町村部の密度七七九の八倍に上つてゐる。市部と町村部との此の差異は名古屋、京濱兩地方に大きく關門、京阪神兩地方に小さい。又、府縣別に見れば、東京府、愛知縣、大阪府等大都市を含む府縣に屬する地域に大きく、福岡、千葉、兵庫、埼玉縣の規制地域に小さい。

市の中では大阪市の一七、五六九が最高で、東京、戸畑、神戸、名古屋、尼崎、布施等が之に亞いで高い。之に反して藤澤は九五三で最も低く、小倉、船橋、千葉等が之に亞いで低きに屬してゐる。

第17表 36市人口密度順位

順位	市	人口密度
	全國市部	3,194
1	大東	17,569
2	戸神	11,884
3	名古	8,723
4	戸屋	8,685
5	尼布	8,364
6	平均	7,010
7	36市	6,572
8	堺	5,949
9	八平	5,814
10	下立	4,769
11	八京	3,969
12	西吹	3,954
13	泉	3,803
14	大	3,782
15	市	3,775
16	蘆屋	3,226
17	市	3,217
18	蘆屋	3,075
19	蘆屋	2,530
20	蘆屋	2,480
21	蘆屋	2,418
22	蘆屋	2,338
23	蘆屋	2,237
24	蘆屋	2,230
25	蘆屋	2,141
26	蘆屋	2,071
27	蘆屋	1,997
28	蘆屋	1,972
29	蘆屋	1,797
30	蘆屋	1,614
31	蘆屋	1,586
32	蘆屋	1,574
33	蘆屋	1,543
34	蘆屋	1,348
35	蘆屋	1,264
36	蘆屋	1,062
		953

又町村部を郡に纏めて比較して見ると、池田市に接する大阪府豊能郡は既に見た通り現在人口増加率極めて高い結果密度三、一四四を示して最も高く、大阪、布施兩市の南方たる中河内、南河内、泉北、泉南等の諸

郡、神戸、蘆屋市に隣接する武庫、川邊郡、又北九州都市群の西隣たる遠賀郡は何れも密度一千臺を示して高きに屬してゐる。之に反して京都府宇治郡は密度僅に二三四で最も低く、東京府南多摩郡、愛知縣愛知郡等が低

きに屬してゐる。

右を個々の町村に就いて見れば大阪府泉北郡南王子村は實に二三、一一五といふ極端な値を示し、兵庫縣武庫郡魚崎町、同御影町は之に亞いで何れも九千臺の高き密度を示してゐる。密度甚だ高き町村は結局阪神地方に最も多く分布してゐることとなる。

三府七縣中の非規制地域は平均密度二七四であるから規制地域平均の八%に過ぎず、全國平均を稍、超えるに過ぎない。規制地域と異なり名古屋、關西兩地方が比較的高く、京濱、京阪神兩地方が低い。京都府の非規制地域が密度僅に一三三で最も低く、東京府、山口縣の非規制地域が之に亞いで低いが、之等は何れも全國平均に達しない。福岡、神奈川兩縣のそれは比較的の高き密度を示してゐる。之等を更に郡に就いて見ると京都府北桑田郡が密度最低で僅に三三に過ぎない。之に亞いで京都府葛飾、愛宕兩郡、兵庫縣宍粟郡、山口縣佐波郡、現在人口の減少最も著しい愛知縣東加茂郡等は何れも密度甚だ低きに屬してゐる。之に反して兵庫縣加古郡は密度九三〇で非規制地域の諸郡中最も高く、愛知縣中島郡、神奈川縣三浦郡も之と餘り差のない高い密度を示してゐる。又、福岡縣の三潯、嘉穂、山門、遠賀の諸郡、山口縣阿武郡等も非規制地域の中では相當高き密度を示してゐる。然しながら極めて少數の特殊の例を除けば規制地域の町村程高き密度を示すものはない。

要するに、現在人口が全國の四割に相當するといふ三府七縣の中にあつて、面積から云へば全國總面積の一分五厘に過ぎない規制地域には、全國人口の二割七分が集中偏在し、昭和十年から昭和十五年迄の五年間に全國増加人口の六割六分に相當する人口を増加したのである。而して規制地域

工業規制地域人口現象概要(二)

の中では、京濱、京阪神兩地方が何れも全國人口の一割を有し、又昭和十年から昭和十五年迄の五年間に全國増加人口の夫々三割六分、二割といふ人口を増加し來つた。さうした人口累積の結果、全國の十八倍といふ高き人口密度を示すに至つたのである。

三 工業規制地域の人口動態

以上見た如く、老大な量を有し且つ著しく集中の度を増しつゝある規制地域の人口動態に就いて次に見ることとする。

先づ規制地域を含む三府七縣に就いて概觀すると、第一八表に示す如くである。即ち平均して死亡率は全國平均より良好であるが、出生率が可なり低い爲に自然増加率は全國より低率である。出生率に就いて各別に見ると、埼玉、千葉、愛知三縣が全國より高いのみで、他の府縣は悉く、而も大正九年より最近昭和十三年に至る間に就いて見ると、各年次共全國より低率である。死亡率を見ると、埼玉、千葉二縣は各年次共全國より高く、山口、福岡二縣は多くの年次が全國より高率、愛知縣は最近年次のみ全國より低く、其の他の府縣は各年次共全國より低い。かくて自然増加率は、死亡率が低い上に出生率の高い埼玉縣に最も高く、神奈川、愛知二縣が之に亞いで全國を超えてゐる。爾餘の府縣は各年次共全國より低率を示してゐる。⁽¹⁰⁾

以上は普通率によつて見たのであるが、普通率の比較では、各地域によつて男女年齢別構成や配偶關係別構成が異つてゐるので正確な比較が出来ない。そこで之等の差異を除く爲に特殊の標準人口構成を選び、之に對して普通動態率を標準化する Newsholme-Stevenson の方法に依つて算定し

第18表 3府7縣普通竝標準化動態率

府	縣	普通率					標準化率			
		昭 13	昭 10	昭 5	大 14	大 9	昭 10	昭 5	大 14	大 9
出生率										
全	國	26.70	31.63	32.35	34.92	36.19	32.50	33.29	34.92	35.96
東	京	22.61	27.41	28.01	32.16	29.77	26.49	26.78	29.41	28.64
神	奈	25.31	30.11	30.77	35.68	33.31	30.46	31.15	35.31	33.62
埼	玉	29.24	35.11	34.02	37.26	38.93	39.31	39.17	41.62	43.12
千	葉	27.10	32.93	32.46	36.12	36.31	35.39	35.08	37.41	37.38
愛	知	26.44	31.29	32.63	34.91	36.99	31.73	33.05	34.92	38.24
京	都	20.60	26.11	26.90	29.62	31.69	25.95	27.38	30.08	32.66
大	阪	19.98	24.48	26.26	28.27	30.38	22.43	23.87	25.30	28.98
兵	庫	22.44	28.10	29.29	31.46	33.69	26.47	28.02	29.59	32.14
山	口	23.51	28.76	28.43	31.24	31.74	28.60	29.39	31.68	32.09
福	岡	25.41	30.27	29.60	32.57	32.16	29.67	29.15	31.21	30.89
死亡率										
全	國	17.44	16.78	18.17	20.27	25.41	17.72	18.13	20.27	25.49
東	京	13.53	12.90	14.18	17.64	23.94	15.56	16.36	20.54	28.18
神	奈	15.57	15.15	15.81	19.24	23.59	16.53	16.58	20.37	25.36
埼	玉	19.74	18.31	19.12	22.32	27.87	18.57	18.74	21.90	27.68
千	葉	19.89	18.79	20.24	22.38	28.60	17.92	18.88	20.88	26.80
愛	知	17.19	15.68	17.81	20.69	26.11	17.76	17.62	20.98	26.48
京	都	15.94	15.43	17.61	19.87	26.56	17.81	18.58	21.06	28.65
大	阪	13.94	14.79	16.16	19.52	26.77	17.71	18.33	22.68	32.01
兵	庫	16.65	16.30	17.51	19.72	27.18	19.56	17.65	20.04	28.45
山	口	19.76	18.20	19.46	19.32	24.48	17.93	18.28	18.30	23.18
福	岡	18.60	16.51	18.75	19.49	25.78	18.44	19.39	21.01	27.58
自然増加率										
全	國	9.26	14.85	14.19	14.65	10.78	14.78	15.16	14.65	10.47
東	京	9.08	14.72	13.83	14.52	5.83	10.93	10.42	8.87	0.46
神	奈	9.74	14.56	14.96	16.44	9.73	13.93	14.57	14.94	8.26
埼	玉	9.50	16.80	14.90	14.94	11.06	20.74	20.43	19.72	15.44
千	葉	7.20	14.13	12.22	13.74	7.71	17.47	16.20	16.53	10.58
愛	知	9.25	15.61	14.81	14.22	10.88	13.97	15.43	13.94	11.76
京	都	4.67	10.68	9.29	9.75	5.13	8.14	8.80	9.02	4.01
大	阪	6.04	9.69	10.10	8.75	3.61	4.72	5.54	2.62	(-) 3.03
兵	庫	5.79	11.80	11.78	11.74	6.51	6.91	10.37	9.55	3.69
山	口	3.75	10.56	8.97	11.92	7.26	10.67	11.11	13.38	8.91
福	岡	6.82	13.36	10.85	13.08	6.38	11.23	9.76	10.20	3.31

昭和10年の標準化率は、昭和9、10、11年3箇年平均の普通率によりて標準化せるものなるを以て「人口問題研究」第1巻第1號所載の數字と相異あり。

たものを第一八表に併せ掲げておいた。(7) 此の標準化動態率によつて比較しても、埼玉、千葉二縣は死亡率が高いに拘らず出生率が著しく高い爲に自然増加率が全國より遙かに高い。爾餘の各府縣は悉く全國より低く、中でも京都、大阪、兵庫縣の出生率は著しく低い上に死亡率も稍、高い結果著しく低い自然増加率を示してゐるのである。

概觀して以上の如き増殖力の差異が三府七縣に見られるが、之等に含まれる規制地域に就いて次に見よう。但し町村別人口動態の資料は國勢調査年次以外には得られないから、ここでは昭和十年の資料によつて計算した。但し市町村の境域は第一三表備考の通り昭和十七年六月二日現在に換算統一されてゐる。

(1) 出生率

先づ出生率に就いて見ると、規制地域平均して二六・八一%で全國平均三一・六三%に比し遙に低い。之は主として京阪神地方が二四・三八%といふ著しい低率を示してゐる爲であつて、關門、京濱兩地方は夫々二七・〇〇%、二八・二六%で稍、高く、名古屋地方は更に高くて二九・九五%を示してゐるのである。

京阪神地方の二府一縣に屬する地域は何れも二四%臺で殆ど差がない。關門地方の中で山口縣に屬する地域は二四%であるが福岡縣のそれは稍、高い。京濱地方の中では、東京府に屬する地域が福岡縣のそれと略、等し

第19表 36市出生率順位

順位	市	普通率	標準化率
		%	%
	全國市部	26.57	25.31
1	立川	33.35	—
2	川崎	33.12	27.88
3	川口	32.82	29.82
4	八幡橋	31.64	24.84
5	船橋	31.15	—
6	藤澤	30.43	—
7	平塚	30.38	31.17
8	大宮	30.24	—
9	千葉	30.04	28.31
10	川越	29.85	31.07
11	名古屋	29.61	28.07
12	八王子	29.39	31.58
13	吹田	28.92	—
14	横濱	28.59	25.79
15	浦和	28.40	28.79
16	大津	27.38	—
17	東京	27.22	25.64
18	小倉	26.96	24.09
19	和歌山	26.61	22.28
20	岸和田	26.57	23.24
21	堺市	26.42	27.64
	36市平均	26.41	—
22	布施	26.40	—
23	西宮	26.38	22.67
24	尼崎	26.27	21.93
25	伊丹	25.26	—
26	伊勢	24.89	21.99
27	若松	24.50	22.84
28	神戸	24.44	26.68
29	神戶	24.39	23.40
30	池田	24.16	—
31	下關	24.04	20.88
32	豊中	23.90	—
33	鎌倉	23.70	—
34	堺	23.46	22.05
35	大塚	23.41	21.02
36	大塚	20.97	—

く、神奈川県に屬する地域は之より高率で、愛知縣に屬する地域と略、等しい。千葉縣に屬する地域は之より稍、高く、埼玉縣に屬する地域は三三%臺を示して他を凌いでゐる。

出生率に就いて市部と町村部とを比較すると、市部は平均して二六%で

あるから町村部の三〇%に比して可なり低率である。此のことは福岡縣のみを除いて何れの地域に就いても同様である。然し町村部と雖も全國平均に比しては稍、低い。

三六市の平均二六・四一%は、全國市部平均二六・五七%に比し稍、低い

が、各市の中、出生率の最も低いのは蘆屋の二〇・九七%で、大阪、堺、鎌倉、豊中等が之に亞いで居り、之に反して最も高いのは立川の三三・三五%で川崎、川口等が之に亞いでゐる。即ち一般的に見て京濱地方に高率の市多く、京阪神、關門地方に低率な市が多い。

尙、昭和十年當時市であつた二十四市に就いては道府縣に於けると同様の方法によつて算定した標準化動態率があるので、之を併せて第一九表に掲げておいた。即ち標準化率によつて見ても八王子、平塚、川越、川口等京濱地方の市に高率のもの多く、神戸、下關、大阪、尼崎、門司等、京阪神、關門地方に低率のものが多し。

又、二九一町村を郡單位に纏めて比較すると、先に見たる通り現在人口増加率極めて高率を示してゐた兵庫縣武庫郡、大阪府泉南、泉北兩郡、福岡縣遠賀郡等が何れも二六%未満といふ低率を示して居り、之に反し埼玉縣北葛飾、南埼玉兩郡、愛知縣中島郡等は何れも三八%を超える高率を示してゐる。

個々の町村の中では、右の低率な諸郡に二二%、二二%程度のもものが少なくないが、最も低いのは大阪府三島郡島本町の一九・八九%で京都府久世郡の二〇・五九%が之に亞いで低い。反對に最も高率なのは埼玉縣南埼玉郡大袋村の四八・六〇%で同郡には柏崎村、川柳村の何れも四六%といふ高率を示す村があり、又東京府北多摩郡拜島村の四七・九九%も頗る高率な例である。

三府七縣中の非規制地域に於ける出生率は平均して三一・八二%であるから規制地域に比し遙に高率で全國平均に略、等しい。中でも關東、名古屋兩地方の非規制地域が高率を示して居り、京阪神、關門兩地方のそれと雖も規制地域に見られる程の差は示してゐない。特に埼玉縣内の非規制地域

は三六%といふ頗る高い出生率を示してゐる。

右を郡に就いて見ると、兵庫縣武庫郡の二五・六八%が最低で、京都府與謝郡の二五・七五%、京都府愛宕郡、千葉縣安房郡、福岡縣企救郡の各二七%臺が之に亞いで低きに屬してゐる。之に反して福岡縣早良郡は三九%といふ最高率を示し、千葉縣海上、香取兩郡の各三八%、埼玉縣の南埼玉、大里、北葛飾、比企四郡の各三七%が之に亞いで甚だ高きに屬してゐる。

(2) 死亡 率

次に死亡率は規制地域平均して一四・〇八%で、全國平均一六・七八%に比して低い。地方別に見て最も低いのは京濱地方の一三・五二%で、京阪神地方の一四・四四%、名古屋地方の一四・五六%が之に亞ぎ、關門地方が最も高く一六・一一%を示して全國平均に近づいてゐる。死亡率に於ても京阪神地方の二府一縣に屬する地域は何れも一四%臺で逕庭がない。愛知縣に屬する地域も京阪神地方のそれと略、等しい。然し京濱地方は東京府に屬する地域が一三%で著しく低いのに埼玉、千葉兩縣に屬する地域は稍、高率を示してゐる。關門地方の中、福岡縣に屬する地域は埼玉、千葉兩縣のそれと略、等しい。

市部平均の死亡率は一三・七九%で町村部の一六・五九%に比し遙に低い。兵庫、福岡の兩縣に屬する地域のみ市部の方が町村部より稍、高いが、其の他の府縣は何れも市部の方が町村部より低い傾向を示してゐる。然し、かく市部に比して高い町村平均の死亡率は全國平均のそれと略、等しい程度である。

三六市平均の一三・七九%は全國市部平均一四・七四%に比しても低いが各市の中では、蘆屋の九・三二%が最も低く、伊丹、立川、市川等が之に

亞いで居り、反對に豊中のみは著しく高く二五・四八%といふ最高率を示し、泉大津、千葉、岸和田等豊中程ではないが之に亞いで高きに屬してゐる。

然し出生率に於ける如き地域的な對立は見られない。尙標準化率は第 二〇表に併せ掲げた通りで、市川、浦和、東京、西宮等に低く、千葉、川

第 20 表 36 市死亡率順位

順位	市	普通率	標準化率
	全國市部	14.74%	17.63%
1	豊中	25.48	—
2	泉大津	18.93	—
3	千葉	18.32	21.72
4	岸和田	17.23	18.79
5	川越	17.12	19.69
6	八幡倉	16.97	18.94
7	小松塚	16.90	20.24
8	若平	16.62	18.30
9	堺	15.80	19.71
10	門司	15.77	19.84
11	鎌倉	15.48	17.98
12	川口	15.40	—
13	下關	15.37	18.43
14	川崎	15.14	18.06
15	横濱	15.10	16.09
16	船橋	15.07	17.19
17	尼崎	15.04	—
18	布田	14.93	19.42
19	池田	14.91	—
20	王太子	14.75	17.91
21	入神	14.75	—
22	名古	14.60	17.81
23	藤澤	14.50	16.28
24	京大	14.22	17.98
25	大阪	13.95	—
26	36市平均	13.91	17.44
27	大宮	13.90	17.18
28	吹田	13.79	—
29	西宮	13.45	—
30	浦和	13.24	—
31	東市川	12.86	15.99
32	立川	12.77	14.18
33	伊丹	12.69	15.48
34	蘆屋	12.31	13.93
35		11.77	—
36		11.23	—
		9.31	—

越、小倉、堺等に高い。

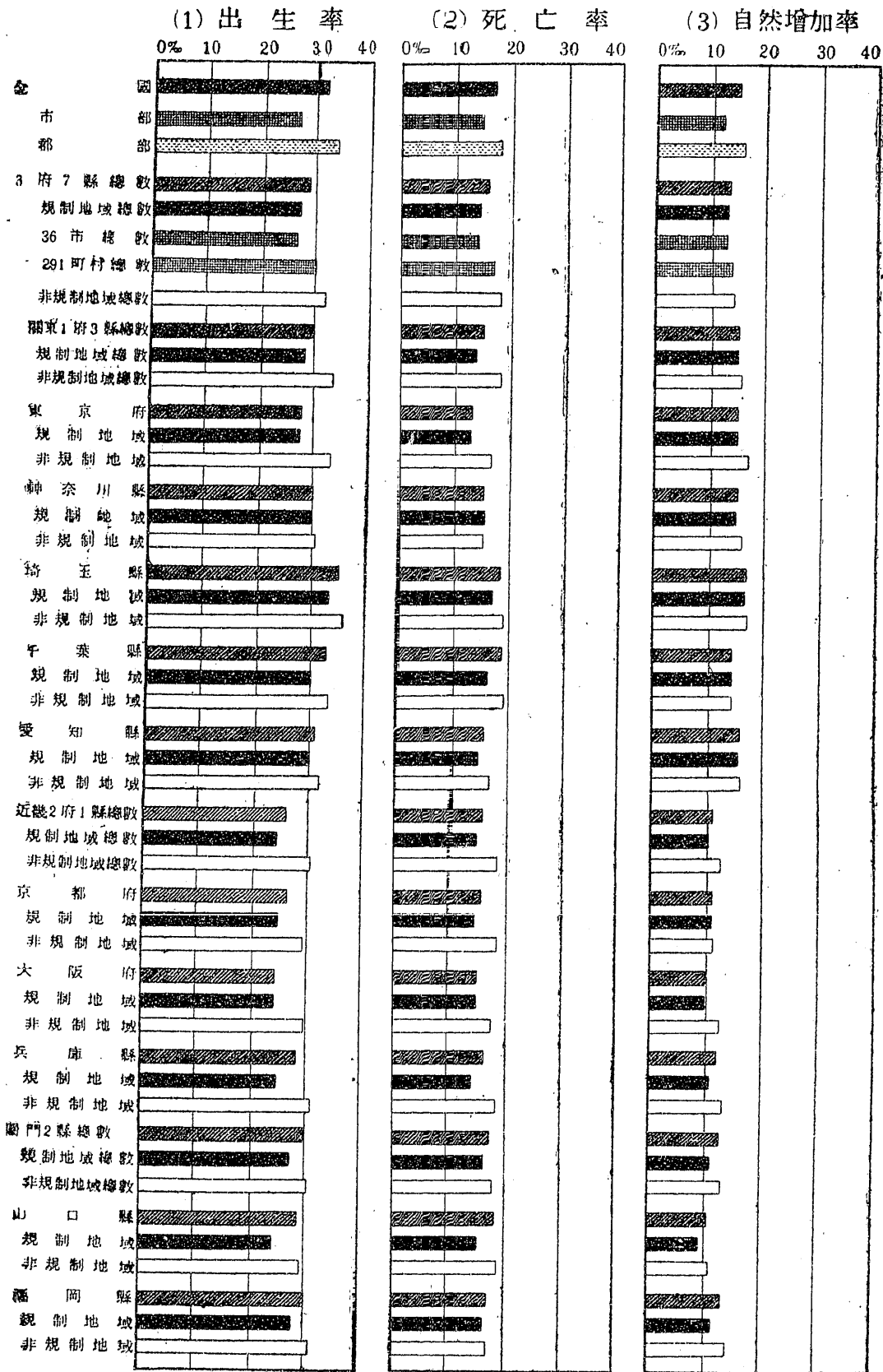
町村部は市部より遙に高いのであるが之を郡に纏めて比較すると、出生率に於て最低を示す兵庫縣武庫郡が死亡率に於ても最低を示して居り、東京府西多摩郡、京都府久世郡、兵庫縣川邊郡等が之に亞いで郡としては比較的低きに屬してゐる。之に反して京都府宇治郡の如きは二二・四九%で最高率を示して居り、大阪府三島郡、埼玉縣南埼玉郡、愛知縣中島郡が之に亞いで何れも一九%を超える高率を示してゐる。

更に個々の町村に就いて見ると、東京府北多摩郡武藏野町の八・七六%が最も低く、大阪府南河内郡南八下村、同北多摩郡府中町各一〇%臺が之

に亞いで低きに屬してゐる。之に反し、大阪府三島郡山田村の一・一〇%、東京府北多摩郡清瀬村の四・六%といふ極めて特殊の三例を除けば、埼玉縣南埼玉郡出羽村の二・九%が最も高く、東京府北多摩郡拜島村の二・八%も之に亞いで甚だ高く。

三府七縣中の非規制地域に於ける死亡率は平均して一七・七八%であるから規制地域に比し遙に高率なのは勿論、全國平均に比しても高率である。中でも關東、近畿兩地方の非規制地域に於て高率であり、特に埼玉、千葉兩縣内の非規制地域は平均して何れも一九%臺といふ高率を示してゐる。神奈川縣内の非規制地域のみは他より稍、低き死亡率を示し全國平均に略等しい。

第 13 圖 3 府 7 縣及工業規制地域出生率・死亡率及自然增加率比較圖



第21表 36市自然増加率順位

順位	市	普通率	標準化率
	全 國 市 部	11.83%	7.68%
1	立 川	21.58	—
2	川 崎	18.02	11.79
3	川 口	17.45	11.39
4	大 宮	16.78	—
5	藤 澤	16.47	—
6	船 橋	16.11	—
7	吹 田	15.68	—
8	浦 和	15.63	14.61
9	名 屋	15.39	10.09
10	八 王	14.79	13.77
11	八 幡	14.67	5.90
12	平 塚	14.58	11.46
13	東 京	14.53	10.18
14	市 川	14.11	13.73
15	伊 丹	14.02	—
16	横 濱	13.52	8.60
17	西 宮	13.51	6.68
18	川 越	12.73	11.38
	36市平均	12.62	—
19	戸 畑	11.86	4.37
20	千 葉	11.72	6.59
21	蘆 屋	11.66	—
22	布 施	11.49	—
23	尼 崎	11.34	2.56
24	京 都	10.48	5.96
25	小 倉	10.05	3.85
26	神 戸	9.95	4.40
27	大 阪	9.52	3.84
28	門 司	9.41	4.01
29	池 田	9.41	—
30	岸 田	9.34	4.47
31	下 關	8.90	2.82
32	泉 津	8.45	—
33	鎌 倉	8.30	—
34	若 松	7.88	4.54
35	堺 中	7.69	2.21
36	豊 中	—	1.58

非規制地域の諸郡の中で最も高いのは山口縣佐波郡の二三%で、福岡縣早良郡、兵庫縣津名郡、千葉縣東葛飾、海上兩郡が何れも二二%の高率を示して之に並いでゐる。反對に最も低率なのは東京府小笠原島の九・五一%で同じく八丈島、福岡縣企救郡の各一四%、神奈川縣足柄上郡の一五%が之に並いで低きに屬してゐる。

(3) 自然増加率

以上の如く死亡率が低いに拘らず出生率も亦可成り低い結果として規制地域の自然増加率は平均一二・七三%で、全國平均一四・八五%に比して可なり低率である。就中、京阪神地方は此の傾向最も著しく、自然増加率九・九四%といふ最低率を示し、關門地方が之に並いで一〇・八九%といふ低率を示してゐる。死亡率低い上に出生率の高い京濱地方の自然増加率一四・

七四%は此の二地方に比して稍、高く、全國平均に略、等しく、又、出生率の高い名古屋地方は之よりも更に高率を示してゐる。之等を縣別に見ると、出生率の最も低き山口縣に屬する地域の自然増加率は八・九〇%で最も低く、死亡率低きも出生率も亦頗る低き京阪神地方の二府一縣の自然増加率は之より稍、高い程度で逕庭がない。東京、神奈川、千葉の各府縣は之等より遙に高く何れも一四%臺であるが、出生率甚だ高き愛知縣に屬する地域は之より稍、高く、更に埼玉縣に屬する地域は死亡率最も高いが出生率最も高い爲に一六・四一%といふ最高率を示してゐる。

市部は町村部に比して死亡率が低いけれども出生率も甚だしく低い結果、其の平均自然増加率は町村部のそれに比して僅かに低い。この傾向は福岡縣を除いて各府縣とも同様である。町村部平均の自然増加率と雖も全國平均に比して低率である。

三六市平均は全國市平均に比し出生率が殆んど等しいに拘はらず死亡率が低い結果、其の自然増加率は稍、高き。之等の市の中、死亡率最高で出生率が極めて低い豊中のみは自然増加率が負(−)を示してゐるが、之を別としては堺が七・六九%で最低位にあり、若松、鎌倉等が之に亞いで低きに屬してゐる。之等は何れも死亡率高くして出生率極めて低き爲である。反對に、出生率が最高で死亡率極めて低い立川は二一・五八%といふ最高の自然増加率を示してゐる。又、出生率高く死亡率低き川崎、川口等が之に亞いで高き自然増加率を示してゐる。

一般的に見れば、出生率に於ける如く、自然増加率低き市は京阪神、關門地方に多く、高き市は京濱地方に多く見られる。此の地域的な對立は第二一表に併せ掲げた標準化率によつて見れば一層明瞭に看取される。即ち堺、尼崎、下關は何れも二%臺、大阪、小倉は三%臺といふ劣弱な自然増加率を示すに拘はらず、浦和は一四%、八王子、市川は各一三%といふ市としては高き自然増加率を示してゐる。之等の差異は概ね出生率の優劣に依るものである。

町村を郡として纏めて比較すると、大阪府三島郡が出生率は可なり低い上に死亡率が著しく高い爲に自然増加率僅かに四・七九%といふ最低率を示してゐる。之に亞いで出生率は高いが死亡率が最高であつた京都府宇治郡が七・七一%の低率を示してゐる。又、大阪府の北河内、泉南、泉北三郡、福岡縣遠賀郡等は死亡率はさして高くはないが、出生率が低い結果何れも一一%に満たざる低率を示して之に續いてゐる。之等に反して、東京府西多摩郡は出生率が甚だ高い上に死亡率が低い爲に二一・〇四%といふ最高の自然増加率を示してゐる。之に續いて高率を示す郡の中、死亡率も可なり高いがそれにもまして出生率が頗る高い爲に甚だ高い自然増加率を

示すものに埼玉縣北葛飾、南埼玉兩郡、愛知縣中島郡等があり、死亡率はさして高くはないが、出生率の高い爲に高き自然増加率を示すものに東京府南多摩郡、神奈川縣高座郡等がある。

更に之を町村に就いて見るならば、前に見た如き死亡率の特殊な三例は減少を示してゐる。即ち大阪府三島郡山田村の(一)八六%、東京府北多摩郡清瀬村の(一)二二%といふ極端な率を示してゐる。然し減少を示すものは此の特殊な例の他に、大阪府三島郡五領村の(一)一三八%、大阪府泉北郡南王子村の(一)〇・四〇%の二ヶ村を見出し得る。減少を示さずとも極めて低率な例としては大阪府北河内郡の友呂岐村(〇・七%)を始めとし同郡守口町、四宮村、大阪府中河内郡天美村、大阪府泉北郡高石町の各三%、京都府綴喜郡都々城村、大阪府豐能郡中豐島村の各四%等を擧げ得る。之等は概ね出生率甚だ低きに拘はらず、死亡率が相當に高き結果と見られる。

右と反對に自然増加率最も高きものは、東京府南多摩郡鶴川村の二七・六一%であつて、神奈川縣高座郡小出村、埼玉縣南埼玉郡柏崎村の各二六%、埼玉縣入間郡水谷村の二五%、埼玉縣南埼玉郡大袋村、東京府北多摩郡大和村、小金井町の各二四%が之に亞いで高きに屬してゐる。何れも出生率の極めて高い結果と見られる。

三府七縣中の非規制地域に於ては規制地域に比して出生率が遙に高いが死亡率も亦可なり高い結果其の自然増加率は平均して一四・〇四%で、規制地域に比しては高いが、全國平均に比して僅に低い。非規制地域にあつても規制地域に於けると同様出生率の低い京阪神、關門兩地方の自然増加率は出生率の高い京濱、名古屋兩地方のそれに比して低率である。中でも埼玉縣内の非規制地域は規制地域と同様に自然増加率が三六%といふ最高率

を示してゐるが、之は死亡率が甚だ高いに拘はず出生率が極めて高いことに歸せられる。之に亞いで東京府、愛知、神奈川縣内の非規制地域も高い自然増加率を示してゐるが、之は死亡率が他に比較して低い爲である。

非規制地域の諸郡中では、千葉縣安房郡の六・八五%が最も低く、京都府與謝郡、愛宕郡、山口縣佐波郡、兵庫縣武庫郡が各八%を示し低きに屬してゐる。之等は概ね死亡率が可なり高い上に、出生率がさして高くないことに據ると見られる。之等と反對に出生率の甚だ高い爲に自然増加率の高い郡の中では京都府葛野郡の二三・八一%が最も高く、神奈川縣愛甲郡、足柄上郡の各二〇%、埼玉縣大里郡の一九%等が之に亞いでゐる。

以上要するに、規制地域の人口増殖力は周縁の非規制地域に比して劣っており、此の傾向は各地域を通じて言ひ得る。然し、非規制地域のみ比較すれば矢張り京阪神、關門兩地方の自然増加率は他の二地方のそれに比して劣つてゐる。三府七縣の中埼玉、千葉、愛知三縣を除く爾餘の府縣は増殖力劣弱であるが、結局此のことは規制地域、非規制地域を通じて言はれ、京阪神地方の増殖力が最も低く、關門地方が之に亞いで居り、京濱地方の中の埼玉縣、名古屋地方の増殖力が優れてゐるのである。而も尙、規制地域と非規制地域とを比較すれば前者の増殖力の劣ることを知り得るのである。

四 工業規制地域の流入人口

以上によつて「工業規制地域」に於ける尨大な人口累積の状態と、それが

工業規制地域人口現象概要(一)

示す増殖力に就いて概觀したのであるが、次に之が如何に大規模な人口流入の結果であるかに就いて一言することとせらう。

前節に見たる如く、規制地域の人口増殖力は低劣なことが明かとなつたが、然らば昭和十年乃至十五年の五年間に増加せる二五五萬といふ尨大な現在人口の中、地域内での補給人口、即ち自給人口と、他地方からの流入人口との具體的なる量及兩者の關係は如何であらうか。今之を簡略な方法ではあるが、現在人口増加數と自然増加數との比較によつて推計して見る。

先づ道府縣に就いて各國勢調査期間毎に現在人口増加量と自然増加數とを比較して人口の流出流入のデフイツを算定すると第二二表の如くである。

但し此の表の中、昭和十一年至十五年間の自然増加數は推計に據るものであることを断らねばならない。即ち昭和十四年以降自然増加數並率は發表されてゐないので昭和十四年の自然増加率は昭和十一年、十二年、十三年の三ヶ年平均として此の期間に於ける自然増加數を推計したものである。

第二二表に據れば、昭和十年―同十五年に於て、流入超過を示せるものは僅に東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、山口及福岡の七府縣を算ふるに過ぎず爾餘の道府縣は悉く人口流出超過即ち自然増加の何割かを他へ供出せることを示してゐる。既往を顧みれば、之等流入超過の七府縣は常に流入超過を繼續して來たが、戦時下に入つて益々、流入超過を擴大し、爾餘の流出超過府縣は益々、流出超過を擴大したことを示してゐる。

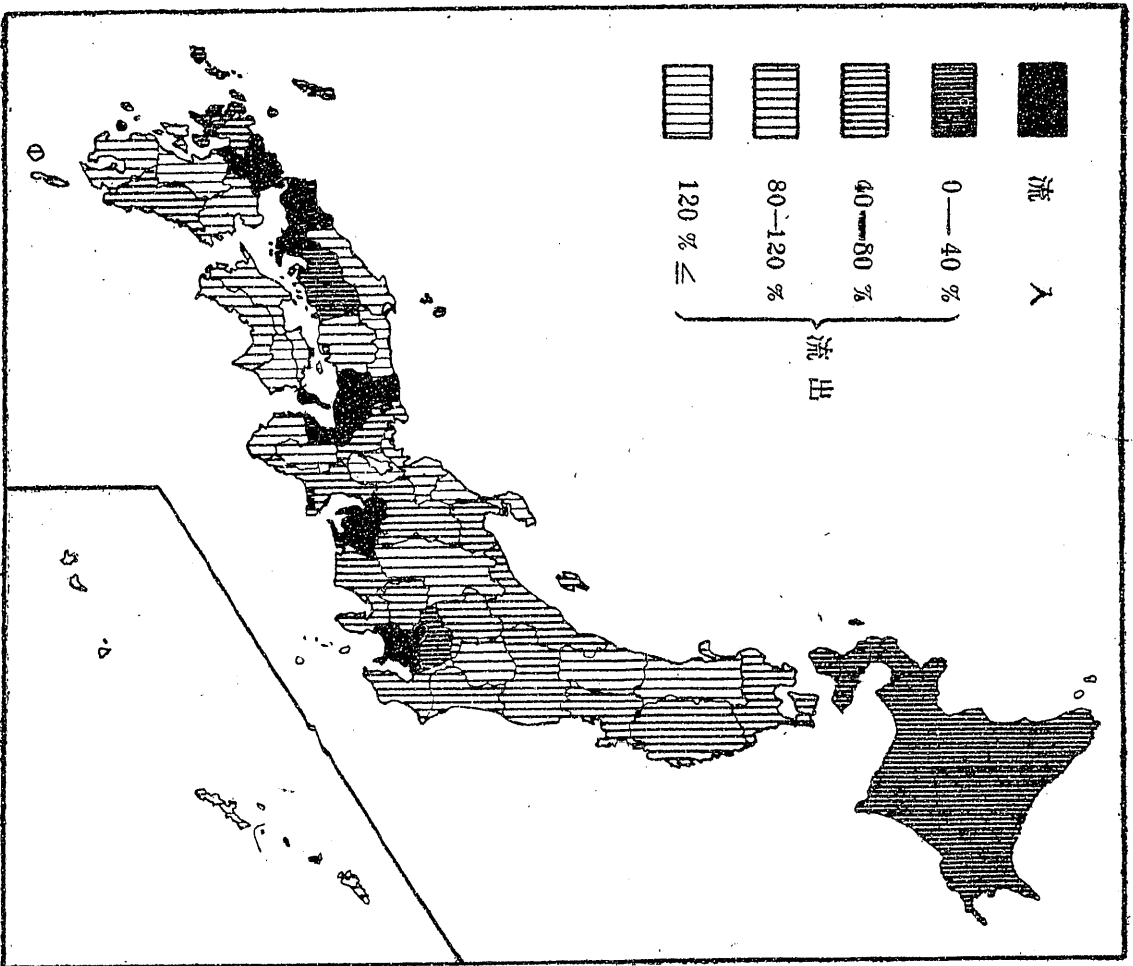
次に各道府縣に於ける之等の流出流入量、各地域の人口補給量即ち自然増加に對して如何なる關係を持つかを見ると第二二表に併せ掲げた通りである。即ち神奈川縣は自給量の一・九割に達する人口の補給を受けたこととなり、大阪府一八割、東京府一五割、福岡縣一四割、山口縣一三割、兵

第22表 道府縣別流出流入人口

道府縣	流出流入人口(—は流出)				自然増加に對する割合			
	昭10— 15年	昭5— 10年	大昭14— 5年	大9— 14年	昭10— 15年	昭5— 10年	大昭14— 5年	大9— 14年
總數	559,346	169,719	293,925	59,319	13%	4%	7%	2%
1 北海 道	73,885	24,939	47,593	111,678	27	9	18	4
2 青森	65,436	15,555	23,180	18,971	65	15	26	25
3 岩手	46,846	22,200	14,409	15,943	42	24	16	22
4 宮城	80,978	27,324	10,752	10,454	62	23	10	11
5 秋田	87,273	52,446	43,056	38,969	85	51	46	51
6 山形	92,015	58,791	42,772	28,065	97	62	45	32
7 福島	91,716	63,842	62,337	37,696	68	47	47	34
8 茨城	47,523	52,595	34,260	34,684	40	46	30	37
9 栃木	85,673	45,319	48,640	48,498	88	46	49	52
10 群馬	39,109	41,029	27,164	13,886	41	42	29	17
11 埼玉	28,315	36,322	39,572	16,631	26	34	38	18
12 千葉	63,460	22,469	19,569	7,747	60	23	22	11
13 東京	588,016	564,710	588,791	585,500	148	142	176	292
14 神奈川	226,854	99,750	91,533	25,240	186	83	82	37
15 新潟	87,360	92,056	65,568	52,534	56	60	44	42
16 富山	18,928	30,546	21,910	20,439	44	61	42	45
17 石川	32,262	19,104	26,139	25,564	150	62	81	88
18 福井	26,730	1,147	9,947	30,484	111	4	33	104
19 山梨	34,427	34,796	19,276	27,583	68	69	39	62
20 長野	120,751	126,010	40,663	39,563	103	103	32	37
21 岐阜	41,154	38,224	43,850	17,763	51	45	49	22
22 静岡	68,854	18,047	30,799	17,514	47	11	20	13
23 愛知	115,659	102,337	72,969	88,489	61	53	42	63
24 三重	42,055	55,485	30,268	28,548	63	76	38	43
25 滋賀	39,317	14,410	7,798	19,141	125	42	21	63
26 京都	41,923	73,723	77,727	64,628	60	97	113	118
27 大阪	315,734	576,794	316,090	361,679	175	320	192	329
28 兵庫	160,229	121,739	39,152	21,898	116	78	26	17
29 奈良	26,355	6,001	23,203	15,778	100	20	65	45
30 和歌山	41,781	15,104	10,014	11,024	98	31	19	23
31 鳥取	32,072	26,791	12,124	11,088	123	96	42	39
32 島根	40,035	29,460	13,478	21,724	118	79	44	74
33 岡山	63,652	21,513	22,636	37,026	105	31	33	64
34 広島	23,680	7,255	31,152	17,877	27	7	30	19
35 山口	57,931	4,515	14,847	4,398	127	8	27	9
36 徳島	54,373	35,614	22,622	20,346	123	74	46	51
37 香川	64,155	36,628	20,623	25,163	140	70	39	53
38 愛媛	64,765	62,980	38,936	26,923	82	73	46	35
39 高松	35,293	41,334	9,823	20,605	119	108	24	55
40 福岡	194,433	62,951	83,252	14,660	135	38	59	11
41 佐賀	25,381	52,558	39,446	35,505	62	112	85	76
42 長門	8,226	24,452	12,342	50,562	10	28	15	65
43 熊本	103,627	59,552	31,437	16,469	122	64	35	21
44 大分	61,334	25,767	26,979	981	114	43	47	2
45 宮崎	51,021	4,129	8,300	11,420	76	6	14	22
46 鹿兒島	116,918	89,175	32,498	54,759	102	72	28	49
47 沖縄	49,544	13,605	7,453	40,210	157	48	27	15

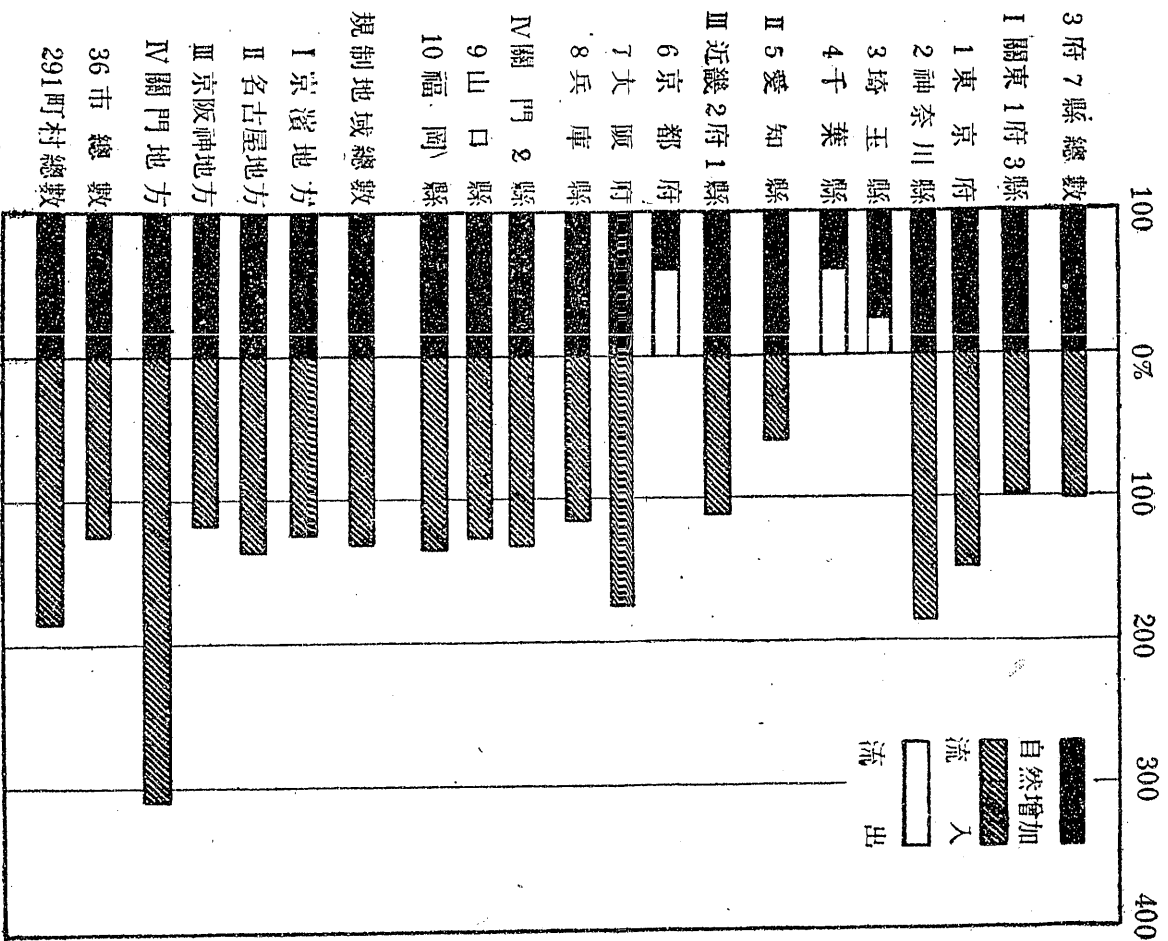
人口問題研究 第四卷 第一號

第 14 圖 道府縣別及工業規制地域流出流入人口率 (昭和10-15年)



道府縣別及工業規制地域流出流入人口比較圖

(2) 3府7縣及工業規制地域流出流入人口比較



庫縣二割及愛知縣六割といふ計算である。之等七地域の人口流入の程度が如何に強烈であるかは之によつても窺ふことが出来る。

尙、人口流出率著しき地域を見ると、石川及沖繩の自給人口の一五割流出を筆頭として、香川の一四割、滋賀の一三割、鳥取、島根、徳島、熊本及高知の各一二割、大分、福井及岡山の各一一割、長野、奈良及鹿児島各一〇割であつて何れも自然増加以上を流出し絶對減少を示してゐる。人口流出縣に於ても最近五年間に於ては前五年間に比し流出率を隔段に高め、中には前五年間に數倍する地域も出現したのである。尙、從來常に自給人口の約一割を流入して來た京都府が最近五年に至つて突如六割の流出超過に轉換を示してゐるのは注目を惹く。

七府縣の現在人口増加數は各國勢調査間毎に激増してゐるのみならず、全國の増加人口中に占める地位をも擴大し、昭和十一年十五年に至つては總計二八七萬の増加數、即ち全國の増加人口の七割四分を占めるに至つたことは既に見た通りであるが(第一〇表參照)、此の推計によれば、之等の老大な増加人口の中流入によるものは計一六六萬即ち自然増加の一四倍に相當することとなつて居り、其の人口集中の大規模なることを更に一層明確にしてゐる。

然し之を規制地域を含む三府七縣總體として見るならば、人口流出府縣を含むこととなるので第二三表の通り昭和十一年十五年度の現在人口増加三〇二萬の中、自然増加によるものは一五〇萬、流入人口によるものは一五二萬となり、自給量を稍、超える程度の人口を受け容れたこととなつてゐる。之等流入人口を地方別に見ると、關東一府三縣の流入人口は七二萬で最も多く、三府七縣流入人口總數の四七%を占め、近畿二府一縣は四三萬で之に亞ぎ、其の割合は二八%、關門二縣は二五萬で其の割合は一七%、愛知縣は一二萬で最も少く其の割合は八%となつてゐる。

第23表 3府7縣流出流入人口

府 縣	昭和10—15年				自然増加に對する流出人口の割合(%)		
	現在人口 増	自然増加 (推計)	流出人口 (推計)	自然増加に對する 流出割合	流出人口の割合(%)		
					昭5—10	大14—昭5	大9—14
3府7縣總數	3,022,416	1,497,258	1,525,158	102	99	85	107
I 關東1府3縣	1,455,237	732,142	723,095	99	84	97	136
1 東京府	985,052	397,036	588,016	148	142	176	292
2 神奈川縣	348,969	122,115	226,854	186	83	82	37
3 埼玉縣	79,185	107,500	28,315	26	34	38	18
4 千葉縣	42,031	105,491	63,460	60	23	22	11
II 5 愛知縣	303,891	188,232	115,659	61	53	42	63
III 近畿2府1縣	821,260	387,220	434,040	112	188	122	152
6 京都府	27,485	69,408	41,923	60	97	113	118
7 大阪府	495,792	180,058	315,734	175	320	192	329
8 兵庫縣	297,983	137,754	160,229	116	78	26	17
IV 關門2縣	442,028	189,664	252,364	133	26	35	6
9 山口縣	103,700	45,769	57,931	127	8	27	9
10 福岡縣	338,328	143,895	194,433	135	38	59	11

然し之等流入人口の自然増加に對する比率は關門二縣の一三割が最も多く、近畿二府一縣の一一割、關東一府三縣の一〇割が之に亞ぎ、愛知縣の六割が最も少い。即ち、自給人口に對する割合から見れば關門二縣が最も多く補給を受けてゐることとなる。

又昭和十一年十五年の期間に流入超過を示してゐる七府縣のみに就いては前に見た通り一六六萬の流入人口があつたのであるが、之等の府縣に反して京都府と埼玉、千葉兩縣とは府縣總體として見れば流出超過を示してゐる。即ち、京都府は千葉縣と共に自給人口の約六割を、又埼玉縣は自給人口の約三割を流出してゐる。

次に過去の各國勢調査年次間の流出流入と比較して見ると、三府七縣總數に於ては大正十四年以降各期間毎に自然増加に對する流入人口の率を増してきてゐるが、此の傾向は關門二縣に最も著しく愛知縣、關東一府三縣が之に亞ぎ、近畿二府一縣のみは昭和十一年十五年間に至つて稍、流入人口の割合を減じてゐる。更に之を各府縣別に見ると、神奈川、兵庫兩縣は大正九年以降常に此の率を高めてきてゐる。埼玉、千葉兩縣は過去の各期間とも流出超過を示してきたが、山口縣は大正十四—昭和十年間は流出超過であつたが昭和十一年十五年間には流入超過に轉じてゐる。之に反し京都府は昭和十年迄は流入超過であつたが各期間毎に其の率を低下し昭和十一年十五年には遂に流出超過に一轉して了つたのである。

かくて三府七縣に於ては昭和十一年十五年間に一五二萬の人口を受け容れてゐるが、此の老大な流入人口は此の期間に於ける全國増加人口三八六萬の約三割に相當しており、年平均にして約三一萬づつが集中して來てゐることを示してゐる。即ち、全國の年平均自然増加を約九〇萬とすれば其の三分の一を擧げて三府七縣に供給してゐることとなつてゐる。

以上の如く人口流入の激化してきてゐる三府七縣の中にあつて「工業規制地域」の流入量は如何なる規模を持つてゐるであらうか。そこで次に規制地域に於ける自給人口と流入人口の量と其の關係如何を見てみよう。

第24表 工業規制地域流入人口

地域	現在人口 増加	自然増加 (推計)	流入人口 (推計)	自給人口 に対する割合 増す人口 の割合%
規制地域總數	2,549,208	1,106,690	1,442,518	130
I 京濱地方	1,392,751	621,942	770,809	124
II 名古屋地方	243,900	103,212	140,688	136
III 京阪神地方	730,463	336,207	394,256	117
IV 關門地方	182,094	45,329	136,765	309
36 市	2,200,111	983,958	1,216,153	124
291 町村	349,097	122,732	226,365	184

但し、町村別の動態資料は昭和十年が採り得る最近年次のものであるから、已むを得ず之を用ひて推計することとする。

今假りに規制地域に於て昭和十年程度の自然増加率が昭和十五年迄續いたものとするれば、第二四表の如く此の五年間の自然増加数は、京濱地方六二萬、名古屋地方一〇萬、京阪神地方三四萬、關門地方五萬合計一一一萬と推計される。然るに此の間の現在人口の増加は二五五萬であるから、差引一四四萬の人口が規制地域に流入したこととなる。之は三府七縣への流入人口一五二萬の九割五分に相當しており全國増加人口の三割七分に相當してゐる。即ち毎年平均二四萬餘の人口が規制地域に集中してきたことを示しており、全國の年平均自然増加九〇萬とすれば其の二割七分が此の地域へ流入してゐることとなつてゐる。

此の流入人口を地方別に見ると京濱地方の七七萬が最も多く、規制地域全流入人口の五三%に相當し、京阪神地方の三九萬が之に亞いで全流入人口の二七%に相當して居り、名古屋、關門兩地方は各一四萬となつてゐる。前に見た通り關東一府三縣の流入人口は七二萬で京濱規制地域への流入人口より約五萬多いが之は埼玉、千葉兩縣が縣全體としては流出超過を示してゐるので一府三縣として纏めて見ると之だけ少なく見積られるものと思はれる。愛知縣も縣全體としては一二萬の流入人口に過ぎないこととなつて居り、規制地域のみでは一四萬の流入人口があつたことを示してゐるが、之は縣全體として見た場合の流入人口に於ては邊縁地域町村に於ける可なりの縣外への流出超過が差引かれて現はされてゐるものと考へられる。之に反し京阪神地方の流入人口三九萬は二府一縣の流入人口四三萬の約九割に相當しており、京都府が府全體としては流出超過を示せるに拘はらず、他の大阪府、兵庫縣に於て非規制地域迄へも人口の供給を受けてゐる爲と思はれる。又關門地方流入人口一四萬は山口、福岡二縣の流入人口二五萬の五割四分に過ぎないが非規制地域への流入人口が規制地域内への

それに匹敵するものであることを示してゐる。

斯の如き流入人口を更に自然増加との關係に於て見ると、規制地域を通じて自然増加の一・三倍の人口を受け容れて居り、京濱、京阪神兩地方は各自然増加の約一・二倍の人口を、名古屋地方は稍、多く一・四倍の人口を受け容れて居るが、關門地方に於ては實に自然増加の三倍強の人口を受け容れてゐることとなる。關門地方の現在人口増加率が他地方に比し著しく高いことは前に見た通りであるが、その自然増加率が極めて低い結果、増加人口の中自然増加によるものは二割五分に過ぎず、七割五分迄は實に流入人口によつて増加したことを知るのである。昭和十年の自然増加率は一般に其の前後の年次に比して稍、高い年であつたし、昭和十三年には之が可なり低下してゐるから、こゝに推計した自然増加数は相當過大に見積られてゐるとせねばならぬ。果して然らば現在人口増加に於て占める流入人口の量は更に大なるものと推測される。

之を更に三六市と二九一町村とに分けて見ると第二四表に示す如く、市部の現在人口増加二二〇萬の中、流入人口は約一二〇萬と推計され、町村部は現在人口増加三五萬の中流入人口約二三萬と推計される。即ち、現在人口増加の中流入によるものの割合は、市部よりも町村部に於て遙に多いこととなる。而して先に見た通り、東京、大阪二府及兵庫、福岡二縣に屬する規制地域内町村部の現在人口増加率は甚だ大であつたのであるから、之等の町村への人口流入が著しく激化したことを思はしめる。

かくて規制地域に於ける現在人口増加は全國増加人口の六割六分に上り、又三府七縣の増加人口の八割四分を占めてゐるが、此の地域に於ける流入人口は三府七縣總流入人口の九割五分に相當してゐる。昭和十一年の間に於て七府縣以外の縣が凡て流出超過を示してゐたのであるが、以

第25表 工業規制地域の人口膨脹

地 域	昭和25年 現在人口 (推計)	昭和15—25年間に於ける		
		現在人口 増加	自給量	補給量
(1) 昭和10—15年間の現在人口増加率と 等しき率を以て増加する場合				
規制地域總數	25,850,000	6,380,000	2,756,000	3,624,000
I 京濱地方	13,122,000	3,536,000	1,579,000	1,957,000
II 名古屋地方	2,178,000	634,000	268,000	365,000
III 京阪神地方	9,073,000	1,711,000	788,000	924,000
IV 關門地方	1,476,000	499,000	121,000	378,000
(2) 昭和10—15年間の全國市部平均増加 率と等しき率を以て増加する場合				
規制地域總數	23,682,000	4,211,000	2,687,000	1,524,000
I 京濱地方	11,660,000	2,073,000	1,530,000	543,000
II 名古屋地方	1,879,000	334,000	258,000	76,000
III 京阪神地方	8,954,000	1,592,000	785,000	807,000
IV 關門地方	1,189,000	211,000	114,000	97,000

上の推計によつて見れば、之等の府縣に於ける流出人口の少からぬ部分は規制地域へ流入したと考へられるのである。此の期間に於ける急速なる生産力擴充が四大工業地域への人口集中を如何に激化したかは、以上流出流入の規模を明かにするとき今更ながら驚くべきものがあるのである。以上は既往の事實を分析したのであるが、右の如き状態が今後も其の儘繼續すると假定すれば其の人口膨脹は如何様であらうか。

今假りに、規制地域に於て昭和十—十五年の現在人口増加率が昭和二十年迄繼續するものとする、第二五表に示す如く、此の十年間に現在人口は六三八萬を増加することとなり、其の中自給量は自然増加率が昭和十年程度の率を示すものとしても二七六萬であるから三六二萬といふ老大な人口を補給しなければならぬ。而して其の中京濱地方は最も多くして一九六萬、京阪神地方が九二萬、關門地方三八萬、名古屋地方三七萬を必要とする。即ち規制地域全體で年平均三六萬、昭和十—十五年間の年平均二四萬に比して約五割多く流入して來るのであるから規制地域に於て從來の如く人口集中が抑制されず現在人口の増加が其の儘繼續する場合には毎年全國自然増加が約九〇萬としても、凡そ其の四割を擧げて此の地域へ供給してゆく計算となる。又、全國の年平均生産年齢人口増加六二萬餘とすれば其の六割近くが此の地域に動員されることとなる。

次に、右の如き激しき増加傾向が緩和されて、假りに昭和十—十五年間の全國市部平均増加率と等しい率を以て現在人口増加が昭和十五—二十五年の間繼續するものとすれば、第二五表の如く規制地域に於ける現在人口は此の間に四二一萬を増加することとなり、自然増加率が昭和十年程度として自給量は二六九萬となるから、差引一五二萬を補給しなければならぬこととなる。此の場合には京阪神地方が最も多くして八一萬、京濱地方が之に亞いで五四萬、關門地方は一〇萬、名古屋地方は八萬を夫々必要とする。然し年平均にして一五萬を補給しなければならぬこととなるから、此の場合にも可なり廣範圍に亙る地域から其の供給を仰がねばならず、況んや前の假定の如く老大な人口の補給を要するとするならば、尙一層廣範圍の供出地域を必要とするのである。

茲に問題は前にも一言せる如く、規制地域が斯の如き無制限なる集中に

よつて其の人口を膨脹する場合、之等の地域へ人口を供給すべき補給地域が、多數の人口を供出することにより其の地域の人口の年齢構成を劣弱化し自身の人口再生産力を減衰し増殖力の低下を結果するといふことである。既に述べた通り、從來我が内地に於て、人口増殖力高き地域は大部分人口流出地域であり、北陸を除き人口増殖力低き地域の少からぬ部分が人口流入地域、集中地域であつたのである。然るに最近の人口集中は特定の地域、所謂集中地域、規制地域へ向つて激化したこと既に縷説した如くであり、而も規制地域特に京阪神、關門兩地方の増殖力は劣弱である。流入した多數の人口が、規制地域の低き増殖力の適用を受けるとすれば、此の地域内の人口増殖力の低下は、之等尨大な人口の供出地域に於ける増殖力の低下と相俟つて全國の人口増殖力を次第に低下せしめるといふ憂ふべき結果に立ち至ることは明かである。國土計畫の策定實施に於て人口政策的考慮の緊急不可避とされる所以も此の點に存するのである。

結 び

以上、人口の地域的移動激化の結果四大人口集中地域の形成が確立するに至つた過程を概説し、かかる無制限なる集中を抑制する暫定措置として決定を見た「工業規制地域」の人口状態に就いて靜態、動態兩側面から之を概観し、流入人口量に就いても一瞥を投じて來たのであるが、それ等の結果を取纏め要約すれば次の如くである。

(一) 人口の地域的移動は戰時體制の確立と共に一層激化し從來の移動の方向に向つて促進せしめられた結果、人口は僅に七つの府縣に集中し且つ其の吸引度を高め、爾餘の府縣は何れも人口の供出地域となつて

其の現在人口増加率の低減が見られるに至つた。

(二) 人口の都市集中就中大都市集中は近代日本の恒常的傾向であつたが、時局産業が概ね右の七府縣内の大都市又は大都市群に集中してゐた爲其の人口膨脹は最近に至つては正に飽和點に近づき其の外延に向つて急激な人口の累積を促進するに至つた。

(三) 人口の大都市集中がかく大規模に進展した結果、之等少數の大都市を中心とする都市群が現出し、四大人口集中地域を明確に形成するに至つた。

(四) かくて此の四大人口集中地域と概ね範圍を同じくして「工業規制地域」が決定を見たのであるが、此の地域の包容する人口は昭和十五年に於て内地總人口の二割七分に達し、就中京濱、京阪神地方が大なる地位を占めて居り、最近の兩國勢調査間に全國増加人口の六割六分を増加し、地方別に見れば京濱地方が三割六分、京阪神地方が二割を占め、残りの一割を名古屋、關門兩地方に於て占めてゐる。

(五) 右を増加率の點から見れば、京濱、京阪神地方より寧ろ關門、名古屋地方に高い。但し神奈川縣に屬する地域は著しく高く、又三六市よりも町村の方が約四割高く、殊に大都市縁邊の町村に然りである。

(六) 三府七縣は埼玉、千葉縣を除き、全國に比して死亡率が良いに拘はらず出生率が低い爲に自然増加率が劣つてゐるが、規制地域にあつては此の傾向が一層強い。規制地域内では市部の方が更に一層此の傾向を強めて町村部に比し増殖力が劣つてゐる。

(七) 規制地域、非規制地域を通じて京阪神、關門兩地方の増殖力は他の兩地方に比し甚だしく劣つてゐる。之に反し京濱地方の中で特に埼玉縣に屬する地域は増殖力が優れてゐる。

(八) 三府七縣の中京都府、埼玉、千葉縣を除く七府縣は常に人口流入地域として各國勢調査間毎に全國増加人口中に占める地位を増し、最近では自然増加の一・四倍の流入人口を受け容れてゐる。昭和十一年間に於て之等七府縣以外の府縣は凡て流出超過であつたから、其等府縣の供出人口は少からず規制地域へ流入してゐると考へられる。

(九) 規制地域の現在人口増加中、流入人口は自然増加數の一・三倍といふ多數に上る。流入人口の自然増加に對する割合は關門地方に最も高く、三六市と町村部とでは後者に其の割合が高い。即ち之は(五)の事實と共に最近に於て大都市群の外延に人口の集中度が高まりつゝあることを示してゐる。

(一〇) 過去に於て規制地域は斯の如く大なる流入人口によつて其の膨脹を續けて來たのであるが、將來も此の傾向を止めぬとすれば、其の補給すべき人口は全國各地域に之を仰がねばならず、其の補給地域の人口増殖力の低下を伴ふこととなり、規制地域内人口増殖力の低下と相俟つて全國の人口増殖力をも低下せしめることとならう。

之を要するに、規制地域は老大な人口を容れ且つ年々多數の人口を受け容れてゐるに拘はらず、其の人口増殖力は劣つて居り、京阪神地方に特にそれが甚だしいのである。從來の如き傾向を以て之等特定地域への流入人口の増大が今後も續くものとすれば、人口供出地域に於ける男女別、年齢別人口構成は次第に破壊されてゆき、其の増殖力を次第に低下せしめ遂にはデモグラフィ的破産状態に到達せしめられると共に、一方集中地域に流入せる多數の人口が其の増殖力を低下せしめ、かくて二重に全國の人口増殖力を減退せしめるに至る恐れがあるのである。今回の規制地域の指定によつて或程度此の流入人口が抑へられることとなつたのであるが、折角規制

工業規制地域人口現象概要(二)

地域が設定されても其の運用宜しきを得ないならば更に第二第三の集中地域が形成されることは必至と見られる。否、既に規制地域の外縁に人口の累積を示し始めてゐる町村が少くないことを非規制地域に於ける事實が明かに物語つてゐる。

又、「工業規制地域及工業建設地域に關する暫定措置」に就いての企畫院總裁談によれば、「内地に於て差當り急速に生産力擴充を必要とする業種につき工業建設候補地を定め……とある通り今後新設せらるべき工業を誘導立地せしむべき地域が考へられてゐるが、かかる工業建設地域に關しても、上に述べた如き規制地域の事實に徴して、人口政策的觀點から深甚の考慮を拂はねばならない。即ち工業建設候補地に就いて種々な立地條件が考究されねばならないが、特に人口政策的見地よりすれば、人口増殖力劣弱なる地域への人口集中は極力之を避けることが望ましく、又勞力の需給關係を慎重に考究し其れらの地域へ人口(勞力)を補給すべき地域を夫々計畫的に設定して、周圍の農村の人口構成の健全性を維持するやう努めることが肝要である。

斯くの如き思考から、人口増殖力の保持向上を圖るといふ人口政策の目的に側して人口再配分に於ける一つの手法が考へられてゐる。⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾ 即ち

(一) 各都市を中心として振子移動(通勤圏等)及移住によつて其の都市へ人口を補給すべき地域を夫々計畫的に設定し、其の地域の自然増加人口の範圍内に於て其の全部又は一部を計畫的に其の都市に補給することとし、

(二) 各都市の人口的發展の速度を常に其の補給地域の補給量の限界内に置くこととする。

(三) 而して都市及其の人口補給地域を一體として人口政策的施設の

配置を圖り生活計畫を構立するのである。

斯の如き人口補給地域が設定されるならば、從來の如く規制地域が全く無計畫的に人口集中を累積していつた如きことは無くなり、都市自身の健全なる發展と同時に補給地域のデモグラフィ的崩壊が防止され、一國人口増殖力の低下が阻止される。即ち、都市は其の必要とする人口の補給を確保され、其の膨脹と其の人口補給地域の増殖力とが相互依存の關係に置かれ、都市と農村に於ける人口と産業の地域的均衡が恢復保持され、初めに述べた如き國土計畫による人口再配分計畫に於ける主要目標に向つて前進することが出来るであらう。而してかゝる人口補給地域は都市並に補給地域の人口量と其の増加率等の人口的要件が與えられるならば容易に算定し得る方法が考へられてゐる。⁽¹⁴⁾ 此故に都市の産業立地を始め諸種の條件が與へられた場合には、此の方法を用ひるならば、其の人口補給地域を具體的に算定することが出来、國土計畫に於ける人口再配分に關する一つの規程を提示することが出来るのである。尙、其の場合にも人口補給地域に與へられる具體的な種々の條件の中で、それ等特定地域の人口現象の地域的特性、特に増殖力の如何を明確に把握することが必要不可欠からざることと考へられる。何れにしても、人口の地域的移動に對する對策に於て人口現象の地域的特性を明確に認識し斯の如き人口政策的考慮を加へたる人口再配分計畫が成されること、又さうした國土計畫及び地方計畫に關する基礎法規が早急に制定されることを望むものである。然し現下人口の地域的移動の激化がかかる基礎法規の整備を俟たず緊急に豫備的暫定措置をとつて今回の「工業規制地域」の決定を見るに至らしたのであれば、此の措置の運用に萬全を期して皇國永遠の發展に資すべき人口政策及國土計畫の既定方針に齟齬を來さしめてはならない。國土計畫乃至地方計畫が具體的施策

に乗り出した今日こそ之等の點に就いて一層慎重なる考慮と果斷なる實行を必要とすると言ふべきであらう。

註

(9) 「工業規制地域」に關する主要な所論に就いては次を参照。

(イ) 村山道雄「工業規制地域及工業建設地域に關する暫定措置について」國土計畫第一卷第二號、昭十七・九。

(ロ) 吉田秀夫「國土計畫の『暫定措置』に就いて」官界公論、第八卷第八十七號、昭十七・九。

(ハ) 吉田秀夫「大東亞國土計畫論叢」昭十七・十。一九八一—二五四頁。

(10) 岡崎文規「府縣別人口動態の趨勢」人口問題研究、第三卷第五號、昭十七・五。

(11) 館 稔・上田正夫「昭和一〇年内地一二七市標準化出生率、死亡率及自然増加率」人口問題研究、第一卷第五號、昭十五・八。

(12) 館 稔「人口都市集中が一國人口増殖力に及ぼす影響の測定に關する一考察」浪華の鏡、第六卷第一號、昭十六・一。

(13) 美濃口時次郎「農村經濟と工業労働者補給との關係に就いて」、農村工業第八卷第七號、昭十六・七。

(14) 此の算式と適用例に就いては次を参照。

(イ) 館 稔・上田正夫「都市人口補給源としての『假想的背地』の決定に關する一考察」人口問題研究、第二卷第二號、昭十六・二。

(ロ) 館 稔・上田正夫「四國地方八市人口補給地域の算定」人口問題、第四卷第一號、昭十六・八。

(ハ) 館 稔・上田正夫・窪田嘉彰「都市配置との關聯において見たる奥羽地方人口供給力に關する若干の考察」東北人口、昭十六・十一。

(ニ) 館 稔「國土計畫に於ける都市配置に關する一つの人口政策的考慮(上)(下)」農村工業、第八卷第七—八號。

(ホ) 館 稔「都市を中心とする人口再配分政策について」國土計畫、第一卷第一號、昭十七・七。

生産増強勤勞緊急対策要綱の閣議決定

皇國勤勞觀の確立、徴用制度の劃期的強化等を主眼とする生産増強緊急対策要綱は昭和十八年一月二十日閣議決定をみたが、之を掲ぐれば左の如くである。

勤勞緊急対策要綱

生産増強は刻下喫緊の要務にしてこれが完遂は國民勤勞の充實發揚に俟つ處極めて大なるに鑑み勤勞總力を最高度に發揮する爲特に左の如き方策を緊急實施するものとす

第一、國民徴用制度の刷新強化

一、國民徴用の國家性明確化

(一) 被徴用者全員一體の態勢を以て生産増強に邁進し得る如く必要なる措置を講ずること

(二) 徴用は豫め合格者を定め可成國家施設に收容し教養訓練を施したる上工場事業場に配置すること

(三) 被徴用者の工場事業場において支給を受ける給與が當該被徴用者の前收に比し著しく減少する場合においてはこれを補給するの途を講じその財

源は國家において相當負擔すること、右補給は別途國民徴用援護制度を擴充に依りこれをなすこと

二、國民徴用制度の運営改善

(一) 現行徴用期間はこれを延長し必要ある場合においては更に更新し得ることとすると共に徴用を解除し得る場合を明確にすること

(二) 徴用銓衡を厳正且つ權威あらしむるため國民徴用官制度を確立すると共に國民職業指導所の機能増進に必要な措置を講ずること、徴用官は地方廳における關係官等を以てこれに充つること

(三) 徴用給源の確保並に銓衡の嚴正を期する爲銓衡に當りての待用除外の範圍を縮小すると共に適正なる銓衡基準を定むること

(四) 國民登録の範圍を更に擴大し被徴用者銓衡に便ならしむる如く之が整備を圖ること

(五) 被徴用者にして特に勤勞狀況良好ならざる者に付ては國家の特別錬成施設に於て實施し其の教化善導に努むること

三、國民徴用援護制度の擴充

被徴用者をして後顧の憂なからしむる爲其の遺家族に對する援護制度を擴充強化すると共に被徴用者の士氣を昂揚する爲慰問激勵に付特別の措置を講ずること

第二、國民勤勞の重點的配置の強化徹底

一、産業及び企業間に於ける重點の移動に即應する企業整備の進捗に伴ひ工場事業場間に於ける勤勞者の配置轉換を容易且つ迅速ならしむるため必要なる措置を講ずること

二、中小商工業者の戰時重要生産への轉換を更に一層

促進するため必要なる措置を講ずること

三、國民勤勞報國隊制度の刷新を圖り各地域、職域又は團體に於ける報國隊の常時組織を編成せしめ且つその出動期間を延長すること

四、不急と認めらるる學校殊に時局下緊要ならざる各種學校及之に類する施設の閉鎖制限又は收容定員の減少を行ふと共に學生生徒の勤勞報國隊組織に付ては特に之が擴充強化を圖ること

五、女子を以て代替し得る業種及職種に付夫々女子の雇用員數の標準を定むると共に女子勤勞管理を確立し以て女子勤勞員の強化を圖ること

右に關聯し男子の就業制限乃至禁止を行ふこと

第三、勤勞管理の刷新強化

一、勤勞管理行政の強化

(一) 皇國本來の勤勞觀を確立し且つ工場事業場に於ける勤勞管理機構及勤勞管理の陣容を整備せしめるため必要なる措置を講ずると共に特に勤勞能率不良なる工場、事業場につき勤勞管理改善のため強力なる指導を行ふこと

(二) 管理官、勞務官、工務官等緊密一體の態勢を整備し重要工場、事業場の生産能率の増強に付綜合的且強力なる指導を爲すこと

二、勤勞青少年の輔導鍊成

國力の基幹たる勤勞青少年の不良化を未然に防止すると共に健全なる勤勞青少年育成の爲別案、勤勞青少年輔導緊急対策要綱に依り其の輔導鍊成の徹底を圖ること

三、就業時間制度の刷新

現行就業時間關係法規を改正し戰時生産即應の彈

力性ある運営を爲し得る如くすること

四、戦時適正賃金制度の確立

勤勞者の生活の恒常性を確保し勤勞能率の向上を期する爲賃金統制を合理的ならしむると共に賃金統制上必要な措置を別途講ずること

第四、勤勞者用物資、住宅等に關する

對策の強化

一、勤勞者用物資の割當並に配給は原則として産業報國會の組織を通ずることとし其の一元化を圖ること

二、工場、鑛山、事業場に於ける購買會の配給機構上の地位を認め之が積極的活用を圖ること

三、勤勞者住宅、寄宿舎及厚生施設は國に於て一定の規格を定め工場施設と一體的に計畫せしむると共に其の建設、既設建物の有効利用等に付特別の措置を講ずること

第五、本要綱實施に關し必要な經費に付ては豫算上の措置を講ずること

民族研究所官制の公布

民族研究所官制は昭和十八年一月十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

民族研究所官制 (昭和十八年一月十六日勅令第二十號)

第一條 民族研究所ハ文部大臣ノ管理ニ屬シ民族政策ニ寄與スル爲諸民族ニ關スル調査研究ヲ行フ

第二條 民族研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

所員 專任八人 奏任

助手 專任八人 判任

書記 專任二人 判任

所長ハ所員ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 民族研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシム

參與ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 所長ハ文部大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第五條 所員ハ所長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌ル

第六條 助手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ所務ニ從事ス

第七條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

文部省官制第八條第四號中「電波物理研究所」ノ下ニ「民族研究所」ヲ加フ

〔參照〕

昭和十七年十一月一勅令第七百四十八號文部省官制抄録

第八條 科學局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

四 氣象官署、緯度觀測所、資源科學研究所、電波物理研究所及東京科學博物館ニ關スル事項

健康保險法中改正法律の一部施行期

日の件公布

健康保險法中改正法律の一部施行

期日ノ件 (昭和十七年十二月九日勅令第八百二十五號)

昭和十七年法律第三十八號中未ダ施行セラレザル規定ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一條第二項、第十三條及第四十五條ノ改正規定並ニ第十三條ノ二、第四十三條ノ三乃至第四十三條ノ五及第五十九條ノ二ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ昭和十八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

健康保險法施行令中改正の件公布

健康保險法施行令中改正の件

健康保險法施行令中改正の件 (昭和十七年十二月九日勅令第八百二十六號)

健康保險法施行令中左ノ通改正ス

第一條ノ第一條ノ二トシ同條第二號中「通勤手當」ノ下ニ「又ハ外動手當」ヲ加フ

第一條 健康保險法第一條第二項ニ規定スル被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者(以下被扶養者ト稱ス)ノ範圍ハ引續キ六月以上被保險者タリシ者ノ配偶者(屆出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)以下之ニ同ジ)及子ニシテ専ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ並ニ其ノ被保險者ト同一ノ世帯ニ屬シ専ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スル者トス

第五條第一項第三號及第四號中「作業」ヲ「業務」ニ、第六號中「業務」ヲ「事業所」ニ改ム

第五條ノ三第二項ヲ左ノ如ク改ム

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徵收金及督促手数料ヲ完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ十錢未滿ナルトキハ延滞金ヲ徵收セズ

第七條 國、北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベ

キモノノ事業ニ使用セラルル者ニシテ左ノ各號ノ一
ニ該當スルモノハ健康保險ノ被保險者トセズ

一 官吏及待遇官吏

二 第九條第二號及健康保險法第十三條第四號(乃

至)ニ掲グル事業ノ事業所ニ使用セラルル者

第七條ノ二 國ノ事業ニ使用セラルル被保險者ニシテ

第九條第一號及健康保險法第十三條第四號(イ)乃至(ホ)

ニ掲グル事業ノ事業所並ニ同條第一號及第二號ノ事

業所ニ使用セラルルモノガ共濟組合ノ組合員ナル場

合ニ於テ其ノ組合ノ給付ノ種類及程度ヲ厚生大臣ニ

於テ適當ナリト認メ其ノ組合ヲ指定シタルトキハ其

ノ被保險者ニ對シテハ同法ノ規定ニ依ル保險給付ヲ

爲サズ

第九條 健康保險法第十三條第四號(ル)ノ規定ニ依リ左

ノ事業ヲ指定ス

一 焼却、清掃又ハ屠殺ノ事業

第九條ノ二 健康保險法第十三條ノ二第二項第一號ノ

規定ニ依リ船員保險法第二十條第一項ノ規定ニ依ル

被保險者ヲ指定ス

第九條ノ三 健康保險法第十三條ノ二第二項第二號ノ

規定ニ依リ定ムル額ハ千八百圓トス

第九條ノ四 臨時ニ使用セラルル者ノ中左ニ掲グル者

ハ健康保險法第十三條ノ二第二項第三號、第十五條

第二項又ハ第十五條ノ二第二項ノ規定ニ依リ被保險

者トセズ但シ第一號ニ該當スル者所定ノ期間ヲ超エ

テ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ第二號若

ルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 二月以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者

二 使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ使用セラ

ルル者

三 日日雇入レラルル者

四 前各號ニ掲グル者ノ外厚生大臣ノ指定スル者

第九條ノ五 健康保險法第十三條ノ二第二項第四號ノ

規定ニ依リ左ノ者ヲ指定ス

一 健康保險法第十三條第三號ノ規定ニ依リ被保險

者タルベキ者ニシテ神社、宗教團體法第二條ノ規

定ニ依ル法人又ハ北海道、府縣、市町村其ノ他之

ニ準ズベキモノニ使用セラルルモノ但シ第九條第

一號及健康保險法第十三條第四號(イ)乃至(ホ)ニ掲グ

ル事業ノ事務所並ニ同條第一號及第二號ノ事業所

ノ事務所ニ使用セラルル者ハ此ノ限ニ在ラズ

二 事業所ノ所在地ノ一定セザル事業ニ使用セラル

ル者

三 前各號ニ掲グル者ノ外厚生大臣ノ指定スル者

第九條ノ六 疾病又ハ負傷ノ爲勞務ニ服スルコト能ハ

ザル場合ニ於テ勞務ニ服スルコト能ハザルニ至リタ

ル日ヨリ起算シ引續キ三月以上俸給又ハ給料ノ全額

ヲ受クルコトヲ得ベキ職員ニシテ保險者又ハ第七條

ノ二ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定シタル共濟組合ノ

承認ヲ受ケ國民健康保險ノ被保險者ト爲リタルモノ

ハ健康保險法第十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ國民

健康保險ノ被保險者タル期間健康保險ノ被保險者ト

セズ

キ被保險者タリシモノハ其ノ資格ヲ喪失シタル日

(繼續シテ保險給付ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ給付

ヲ受ケザルニ至リタル日)ヨリ十日以内ニ健康保險

法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者トラントスル申請

ヲ爲ストキハ繼續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得但シ

船員保險ノ被保險者(船員保險法第二十條第一項ノ

規定ニ依ル被保險者ヲ除ク)又ハ勅令ニ依リ組織セ

ラレタル共濟組合ノ組合員タル者ハ此ノ限ニ在ラ

ズ

前項ニ規定スル期限ヲ經過シタル申請ト雖モ保險者

ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ受理スル

コトヲ得

第十條ノ二 健康保險法第二十一條第一項ニ規定スル

事由ハ左ノ如シ

一 保險料ヲ納付セズシテ命令ヲ以テ定ムル猶豫期

間ヲ經過シタルトキ

二 健康保險法第十三條、第十五條又ハ第十五條ノ

二ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルトキ

三 船員保險ノ被保險者(船員保險法第二十條第一

項ノ規定ニ依ル被保險者ヲ除ク)又ハ勅令ニ依リ

組織セラレタル共濟組合ノ組合員ト爲リタルトキ

「第三章 健康保險組合」ヲ「第三章 健康保險組合及

健康保險組合聯合會」ニ改ム

第十二條、第十五條第一項、第二十條、第六十二條、

第六十九條及第七十條中「事業」ヲ「事業所」ニ改ム

第五十七條第一項中「事業」ヲ「事業所」ニ改メ同條第二

項ヲ削ル

二第一項「ヲ加フ

第七十三條ノ次ニ左ノ如ク加フ

第七節 健康保險組合聯合會

第七十三條ノ二 健康保險組合聯合會(以下組合聯合會ト稱ス)ノ規約ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 組合聯合會ノ目的及事業
- 二 組合聯合會ノ名稱
- 三 事務所ノ所在地
- 四 加入及脱退ニ關スル事項
- 五 資産及會計ニ關スル事項
- 六 公示ノ方法

七 其ノ他組合聯合會ニ關シ重要ナル事項

第七十三條ノ三 組合聯合會ハ其ノ名稱中ニ健康保險組合聯合會ナル文字ヲ用フベシ

組合聯合會ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ健康保險組合聯合會ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第七十三條ノ四 組合聯合會設立ノ際ニ於テ定ムベキ初年度ノ收入支出ノ豫算ハ組合聯合會ヲ設立セントスル組合共同シテ之ヲ定メ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可申請ハ組合聯合會設立ノ認可申請ト同時ニ之ヲ爲スベシ

第七十三條ノ五 組合聯合會ノ設立ニ要スル費用ハ組合聯合會ノ負擔トス

第七十三條ノ六 組合聯合會ニ總會、會長、副會長及理事ヲ置ク

總會ハ議長及議員ヲ以テ之ヲ組織ス

議員ハ會員タル組合ノ理事長ニ於テ之ヲ互選ス但シ第七十三條ノ九ノ規定ニ依リ準用シタル第六十

四條ノ規定ニ依リ解散ニ關スル議決ヲ爲ス總會ノ議員ハ會員タル組合ノ理事長ヲ以テ之ニ充ツ會長及副會長ハ理事ニ於テ之ヲ互選ス

本令ニ規定スルモノノ外總會ノ組織及權限、議員ノ定數、資格、任期及選舉並ニ會長、副會長及理事ノ定數、資格、任期、選任及權限ニ關スル事項ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第七十三條ノ七 組合聯合會ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ仍存續スルモノト看做ス第七十三條ノ八 組合聯合會解散シタルトキハ理事清算人ト爲ル

前項ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキハ厚生大臣清算人ヲ選任ス清算人缺ケタルトキ亦同ジ清算人ハ組合聯合會ヲ代表シ清算ヲ爲スニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス清算方法及財産處分ニ付テハ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ清算方法及財産處分ノ變更ヲ命ジ又ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得第七十三條ノ九 第十五條第十六條第二十一條、

第二十五條乃至第三十三條、第三十七條乃至第四十二條、第四十四條乃至第四十八條、第五十四條、第五十五條、第六十四條、第六十六條、第七十一條第一項及第七十二條ノ規定ハ組合聯合會ニ之ヲ準用ス但シ第十六條中事業主トアルハ理事トシ

第二十五條乃至第三十條、第三十二條、第三十九條乃至第四十一條、第四十二條、第四十五條、第四十六條、第六十四條及第七十一條第一項中組合會トアルハ總會トシ第二十八條、第三十七條及

第三十八條中理事長トアルハ會長トシ第四十二條中組合員トアルハ會員トシ第七十二條中健康保險法第三十九條トアルハ健康保險法第四十二條ノ二第五項ノ規定ニ依リ準用シタル同法第三十九條トス

前項ノ規定ニ依リ準用シタル第三十九條、第四十五條、第五十四條及第五十五條ニ於テ監督官廳トアルハ厚生大臣トス

第七十三條ノ十 第二十一條ノ規定ハ會長、副會長及理事ニ之ヲ準用ス

第七十三條ノ十一 本令ニ規定スルモノノ外組合聯合會ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十四條 健康保險法第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ一部負擔金ノ支拂ヲ爲スコトヲ要セザル場合左ノ如シ

一 業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合

二 特別ノ事由アル健康保險組合ガ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ一部負擔金ノ支拂ヲ爲スコトヲ要セザルコトヲ規約ヲ以テ定メタル場合

三 其ノ他厚生大臣ノ定ムル場合

第七十五條 地方長官ハ道府縣醫師會長、道府縣齒科醫師會長又ハ道府縣藥劑師會長ノ意見ヲ聽キ保險醫

又ハ保險藥劑師ヲ指定スベシ

保險醫又ハ保險藥劑師ガ療養ノ給付ヲ擔當スルノ責務ヲ怠リ其ノ他保險醫又ハ保險藥劑師トシテ不適當ト認ムベキ事由アルトキハ地方長官ハ前項ノ指定ヲ取消スコトヲ得

第七十六條 保險醫若ハ保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル

者ガ療養ノ給付ニ關シ保險者ニ請求スベキ費用ノ額ハ療養ニ要スル費用ヨリ一部負擔金ヲ控除シタル額トス但シ一部負擔金ノ支拂ヲ要セザル場合ニ於テハ療養ニ要スル費用トス

前項ノ療養ニ要スル費用ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ保險者之ヲ算定ス

厚生大臣前項ノ規定ニ依リ定ヲ爲サントスルトキハ日本醫師會長、日本齒科醫師會長又ハ日本藥劑師會長ノ意見ヲ聽クベシ

第七十七條 左ノ場合ニ於テハ健康保險法第四十四條ノ規定ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

一 保險者ニ於テ療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナリト認メタルトキ

二 被保險者ガ保險者ノ承認ヲ受ケ保險醫及保險者ノ指定スル者以外ノ醫師又ハ齒科醫師ノ診療ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ被保險者ノ申請アリタルトキ

三 被保險者ガ緊急ノ場合ニ於テ保險醫及保險者ノ指定スル者以外ノ醫師、齒科醫師其ノ他ノ者ノ手當ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ被保險者ノ申請アリタルトキ

四 其ノ他厚生大臣ノ定ムル場合ニ於テ被保險者ノ申請アリタルトキ

第七十八條 前條ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ヨリ其ノ十分ノ二ニ相當スル額ヲ控除シタル額ヲ標準トシテ保險者之ヲ定ム但シ一部負擔金ノ支拂ヲ要セザル場合ニ於テハ療養ニ要スル費用ヲ標準トシテ保險者之ヲ定ム

彙 報

前項ノ場合ニ於テ療養費ノ額ハ現ニ要シタル費用ノ十分ノ八ニ相當スル額又ハ現ニ要シタル費用ヲ超ユルコトヲ得ズ

第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ニ關シテハ第七十六條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第七十八條ノ二 保險者ハ厚生大臣ノ指定スル疾病ニ關シテハ健康保險法第四十四條ノ二第一項ノ期間ヲ超エ通ジテ一年ニ至ル迄繼續シテ療養ノ給付ヲ爲スモノトス但シ其ノ保險給付ヲ始メタル日前三月以上引續キ被保險者タリシ者ニ限ル

第七十八條ノ三 健康保險法第四十五條ノ規定ニ依リ傷病手當金トシテ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ五十二ニ相當スル金額ヲ受クル者ハ職員ニシテ疾病又ハ負傷ノ爲勞務ニ服スルコト能ハザル場合ニ於テ勞務ニ服スルコト能ハザルニ至リタル日ヨリ起算シ引續キ三月以上俸給又ハ給料ノ全額ヲ受クルコトヲ得ベキモノトス

第七十九條中「病院」ノ下ニ「又ハ診療所」ヲ加フ

第七十九條ノ二 第七十八條ノ二ノ規定ハ健康保險法第四十七條第二項ノ規定ニ依ル傷病手當金ニ之ヲ準用ス

第七十九條ノ三ヲ削ル

第八十一條 健康保險法第五十條ノ規定ニ依ル分娩費ノ額ハ三十圓トス

第八十二條但書中「分娩費ヲ支給シ又ハ助産ノ手當ヲ爲ス」ヲ「分娩費ヲ支給ス」ニ改ム

第八十三條 分娩ニ關シ産院又ハ病院若ハ診療所ニ收容シタル被保險者ニ對シ支給スベキ分娩費ノ額ハ十五圓トス

産院又ハ病院若ハ診療所ニ收容シタル被保險者ニ對シ支給スル出産手當金ニ付テハ第七十九條ノ規定ヲ準用ス

第八十四條ノ二 被保險者タリシ者ガ勅令ニ依リ組織セラレタル共濟組合ノ組合員ト爲リタルトキハ健康保險法第五十七條ノ二ノ規定ニ依リ保險給付ヲ爲サズ

第八十七條中「第八十一條」ヲ「第八十三條第二項」ニ改ム

第八十七條ノ二 健康保險法第一條第二項ノ保險給付ハ被扶養者ノ疾病又ハ負傷ノ療養ニ關シテハ家族療養費、被保險者ノ配偶者ノ分娩ニ關シテハ配偶者分

第八十七條ノ三 家族療養費ハ被扶養者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ保險醫及保險藥劑師並ニ保險者ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ受ケタル療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

被扶養者ガ前項ノ規定ニ依リ療養ヲ受クルコト困難ナル場合又ハ被保險者ノ申請アリタル場合ニ於テ保險醫及保險者ノ指定スル者以外ノ醫師、齒科醫師其ノ他ノ者ニ就キ診療又ハ手當ヲ受ケタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ家族療養費ヲ支給スルコトヲ得

健康保險法第四十三條ノ規定ハ前二項ノ家族療養費ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス

第八十七條ノ四 家族療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ十分ノ五ニ相當スル額トス但シ現ニ要シタル費用ノ十分ノ五ニ相當スル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ニ關シテハ第七十六條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第七十八條ノ二本文及健康保險法第四十四條ノ二ノ規定ハ家族療養費ヲ支給スベキ療養ノ期間ニ之ヲ準用ス

第八十七條ノ五 被扶養者ガ保險醫若ハ保險藥劑師又ハ保險者ノ指定スル者ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ保險者ハ其ノ被扶養者ガ當該保險醫、保險藥劑師若ハ保險者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ支拂フベキ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ被保險者ニ對シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保險者ニ代リ當該保險醫、保險藥劑師若ハ保險者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ之ヲ支拂フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險醫、保險藥劑師若ハ保險者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ費用ヲ支拂ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保險者ニ對シ家族療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

第八十七條ノ六 保險醫及保險藥劑師ガ被扶養者ノ療養ヲ擔當スルニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十七條ノ七 配偶者分娩費ノ額ハ十圓トス

第八十七條ノ八 保險者ハ健康保險法第六十九條ノ三ノ規定ニ依リ哺育上ノ手當、哺育手當金ノ支給其ノ他命令ヲ以テ定ムル給付ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル給付ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十九條 療養費、傷病手當金、出産手當金、埋葬料、分娩費、家族療養費及配偶者分娩費ハ其ノ都度之ヲ支給スベシ健康保險法第四十九條第二項又ハ第九十六條第二項ノ埋葬費ニ付亦同ジ

傷病手當金及出産手當金ハ前項ノ規定ニ拘ラズ毎月一定ノ期日ニ支給スルコトヲ得

第八十九條ノ二ヲ削ル

第九十條ヲ第九十三條ノ二トス

第九十條 政府ノ管掌スル健康保險ニ關スル國庫負擔金ハ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依ル但シ被保險者一人ニ付一年平均二圓ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ズ

第九十一條 健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ハ其ノ健康保險組合ノ保險給付ニ要スル費用ノ十分ノ一トス

前項ノ規定ニ依ル國庫負擔金ノ總額ガ第七十八條ノ三ニ規定スル被保險者一人ニ付一年一圓ニ相當スル金額ト其ノ他ノ被保險者一人ニ付一年二圓ニ相當スル金額トノ合算額ヲ超ユル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ル國庫負擔金ノ總額ハ其ノ限度ニ至ル迄之ヲ減額スルモノトス

前項ノ場合ニ於テ各健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ノ額ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ前項ノ國庫負擔金ノ總額ノ限度ニ於テ各健康保險組合ノ保險給付ニ要スル費用ノ額ニ應ジ厚生大臣之ヲ定ム

第九十二條 前條第一項ノ規定ニ依ル國庫負擔金算定ノ基礎タル保險給付ニ要スル費用ノ額ハ療養ノ給付及分娩ニ關スル産院、病院又ハ診療所ヘノ收容ニ直接要シタル金額並ニ傷病手當金、出産手當金、分娩費、埋葬料、療養費、家族療養費、配偶者分娩費及健康保險法第四十九條第二項又ハ第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給額ノ合算額（同法第四十八條ノ規定ニ依リ療養ノ給付ニ直接要シタル金額及同法第五十九條第一項ノ規定ニ依ル傷病手當金又ハ出産手當金

ノ支給額ヲ除ク）ヨリ此ノ合算額ノ被保險者一人當金額ニ同法第十五條ノ二ノ規定ニ依ル被保險者ノ員數ヲ乘ジタル額ヲ控除シタル額トシ毎年度之ヲ計算ス

前項ノ療養ノ給付又ハ分娩ニ關スル産院、病院若ハ診療所ヘノ收容ニ要シタル器具、機械、建築物其ノ他ノ施設ニシテ其ノ效用二年以上ニ亙ルモノニ付テハ之ニ要シタル費用ヲ其ノ施設ノ豫定使用年數ニ應ジ各年均等ニ分割シテ之ヲ計算ス

第九十三條 第九十條ニ規定スル被保險者ノ員數ハ其ノ年度内ノ各月末ニ於ケル被保險者ノ員數ヨリ其ノ年度内ノ各月末ニ於ケル健康保險法第十五條ノ二ノ規定ニ依ル被保險者ノ員數ヲ除キタル員數ノ平均數トス

第九十一條第二項ニ規定スル被保險者ノ員數ハ第七十八條ノ三ニ規定スル被保險者ト其ノ他ノ被保險者トニ付各別ニ其ノ年度内ノ各月末ニ於ケル被保險者ノ員數ヨリ其ノ年度内ノ各月末ニ於ケル健康保險法第十五條ノ二ノ規定ニ依ル被保險者ノ員數ヲ除キタル員數ノ各平均數トス

前條第一項ノ規定ニ依ル被保險者一人當金額ヲ算出スル場合ノ被保險者ノ員數ハ其ノ年度内ノ各月末ニ於ケル被保險者ノ員數ノ平均數トス

前條第一項ニ規定スル健康保險法第十五條ノ二ノ規定ニ依ル被保險者ノ員數ハ其ノ年度内ノ各月末ニ於ケル其ノ被保險者ノ員數ノ平均數トス

第九十四條ノ三 前條ノ規定ハ第七十八條ノ三ニ規定スル被保險者ガ同條ニ規定スル被保險者以外ノ被保險者ト爲リタルトキ又ハ同條ニ規定スル被保險者以

外ノ被保險者ガ同條ニ規定スル被保險者ト爲リタルトキニ於ケル保險料ノ算定ニ之ヲ準用ス

第九十五條第二項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ第七十八條ノ三ニ規定スル被保險者又ハ性質上事故多キ業務ニ使用セラルル被保險者ニ付テハ異ナル保險料率ヲ定ムルコトヲ得

第九十七條ノ二ニ左ノ一項ヲ加フ

被保險者ノ資格ノ取得又ハ喪失アリタル月ニ於テ被保險者ガ健康保險法第六十二條第一項各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ月ニ於ケル被保險者タル日數(同法同條同項各號ノ一ニ該當スル日數ヲ除ク)ガ十五日以内ナルトキハ其ノ月分ノ保險料額ノ半額ヲ、其ノ日數ナキトキハ全額ヲ徴收セズ

第九百條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム

保險者ガ保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告知シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知りタルトキ又ハ納付シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知りタルトキハ其ノ超過部分ニ關スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ爲シタル後六月以内ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保險料ニ對シ納期ヲ繰上げ之ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上げ納入ノ告知又ハ納付

ヲ爲シタルモノト看做シタルトキハ保險者ハ其ノ旨ヲ當該納付義務者ニ通知スベシ

第一百一條ノ二第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 被保險者ノ使用セラルル事業所ヲ廢止シタルトキ

附則第三項ヲ削ル

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十七年法律第三十八號中第一條第二項、第十三條及第四十五條ノ改正規定並ニ第十三條ノ二、第四十三條ノ三乃至第四十三條ノ五及第五十九條ノ二ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ昭和十八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

職員健康保險法施行令ハ之ヲ廢止ス

前項ノ規定施行前ノ職員健康保險ノ保險給付及保險料

其ノ他ノ徵收金ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

第二項ノ規定施行ノ際現ニ職員健康保險ノ被保險者タ

リシ者ニシテ引續キ健康保險ノ被保險者ト爲リタルモ

ノニ付テハ職員健康保險法ニ基キ其ノ者ニ付定メタル

標準報酬ヲ以テ其ノ者ノ健康保險法ニ基キ定メタル標

準報酬トス但シ同項ノ規定施行ノ月ヨリ職員健康保險

法施行令第四條第二項ノ規定ニ依リ其ノ者ノ標準報酬

ヲ變更スベカリシ場合ニ在リテハ同月ヨリ第四條第二

項ノ規定ニ準ジ其ノ者ノ標準報酬ヲ變更ス

第二項ノ規定施行前職員健康保險ノ被保險者ノ資格ヲ

喪失シタル者ニシテ昭和十七年法律第三十八號附則第

七項ニ依リ健康保險ノ保險給付ヲ受クルモノノ保險給

付ニ關シテハ其ノ資格喪失ノ際ニ於ケル標準報酬ニ依

ル

第二項ノ規定施行前職員健康保險法及職員健康保險法

施行令ニ基キテ爲シタル命令又ハ處分ハ健康保險法及

健康保險法施行令中ノ相當規定ニ基キテ之ヲ爲シタル

モノト看做ス

第二項ノ規定施行前職員健康保險法及職員健康保險法

施行令ニ基キテ爲シタル申請ハ健康保險法及健康保險法施行令中ノ相當規定ニ基キテ之ヲ爲シタルモノト看做ス前五項ニ定ムルモノノ外第二項ノ規定施行ノ際必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

社會保險審査會規程中左ノ通改正ス

第一條中「職員健康保險法第八十一條及第八十三條」

及「第四十九條ノ意見ノ答申及同法」ヲ削ル

第六條第一項第二號中「若ハ職員健康保險」ヲ削リ同項

第四號中「健康保險、國民健康保險若ハ職員健康保險」

ヲ「健康保險若ハ國民健康保險」ニ改ム

第七條第一項第二號及第三號中、「職員健康保險」ヲ削

ル

第十八條第一項中「職員健康保險組合」ヲ削ル

勞働者年金保險法施行令中左ノ通改正ス

第五條第一項第六號中「業務」ヲ「事業所」ニ改ム

第八條第二項ヲ左ノ如ク改ム

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徵收金及督促手数料ヲ

完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル金

額ガ十錢未滿ナルトキハ延滞金ヲ徴收セズ

第十條第一號(中)「又ハ試ニ」ヲ削リ同條第二號中「工

場、事業場又ハ事業」ヲ「事業所」ニ改ム

第十一條 削除

第二十八條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム

地方長官ハ保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告

知シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保

險料額ヲ超過スルコトヲ知りタルトキ又ハ納付シタ

ル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額

ヲ超過スルコトヲ知りタルトキハ其ノ超過部分ニ關

スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ爲シ

タル後六月以内ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保險料ニ對シ納期ヲ繰上ゲ之ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上ゲ納入ノ告知又ハ納付ヲ爲シタルモノト看做シタルトキハ地方長官ハ其ノ旨ヲ當該納付義務者ニ通知スベシ

第二十九條第二號、第三十九條第一項及第四十一條第一項中「工場、事業場又ハ事業」ヲ「事業所」ニ改ム
〔參照〕

大正十五年六月三十日
勅令第二百四十三號健康保險法施行令抄録

第一條 健康保險者第二條第一項ノ賃金、給料又ハ俸給ニ準ズベキモノノ範圍ハ常時又ハ定期ニ受クル給與其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲グルモノヲ除ク

二 通勤手當
第五條第一項

第三條ニ規定スル被保險者ノ報酬月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

三 日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日前一月間ニ現ニ使用セラルル事業ニ於テ同様ノ作業ニ從事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

六 同時ニ二以上ノ業務ニ於テ報酬ヲ受クル場合ニ於テハ各業務ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

第五條ノ二 健康保險法第十一條第一項ノ規定ニ依リ保險料其ノ他同法ノ規定ニ依リ徵收金納付ノ督

促ヲ爲サントスル時ハ保險者ハ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スベシ

督促狀ヲ發シタルトキハ督促手数料トシテ二十錢ヲ徵收ス

第五條ノ三 前條ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ徵收金額百圓ニ付一日三錢ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ徵收金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徵收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滞納ニ付酌量スベキ情狀アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
〔左記略ス〕

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徵收金及督促手数料ヲ完納シタルトキハ延滞金ヲ徵收セズ

第七條 政府ノ事業ニ使用セラルル被保險者ガ共濟組合ノ組合員ナル場合ニ於テ其ノ組合ノ給付ノ種類及程度ヲ厚生大臣ニ於テ適當ナリト認メ其ノ組合ヲ指定シタルトキハ其ノ被保險者ニ對シテハ健康保險法ノ規定ニ依リ保險給付ヲ爲サズ

第九條 臨時ニ使用セラルル者ノ中左ニ掲グル者ハ健康保險法第十三條但書又ハ第十五條第二項ノ規定ニ依リ被保險者タラザルモノトス但シ第一號ニ該當スル者所定ノ期間ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ第二號若ハ第三號ニ該當スル者一月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
〔左記略ス〕

第九條ノ二 健康保險法第十三條第三號(ホ)ノ規定ニ依リ左ノ事業ヲ指定ス

〔左記略ス〕

第九條ノ三 健康保險法第十三條第三號(ト)ノ規定ニ依リ焼却、清掃又ハ屠殺ノ事業ヲ指定ス

第九條ノ四 健康保險法第十四條第一項第四號ノ規定ニ依リ農産物、林産物若ハ水産物ノ栽培、採取、採捕、處理者ハ養殖、園藝、養蠶又ハ養畜ノ事業ヲ指定ス

第十條 健康保險法第二十條ノ規定ニ依リ被保險者タラムトスル申請ハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日(續續シテ保險給付ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケザルニ至リタル日)ヨリ十日以内ニ之ヲ爲スベシ但シ保險者ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ノ申請ト雖之ヲ受理スルコトヲ得

第十二條 規約ニハ左ノ事項ヲ規定スベシ
〔左記略ス〕

第五十七條 組合ノ分割ハ組合ノ設立アル事業ノ一部ニ付之ヲ爲スコトヲ得ズ
一 事業ニ於テ作業ノ場所ニ二以上アル場合ニ於テハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ厚生大臣ハ其ノ一又ハ二以上ノ場所ニ於ケル作業ヲ一事業ト看做スコトヲ得

第六十七條 組合ノ設立アル事業ヲ増減セムトスルトキハ編入又ハ削除セラルベキ事業ノ事業主ノ全部及其ノ事業ニ使用セラルル被保險者ノ二分ノ一以上ノ同意アルコトヲ要ス
編入又ハ削除セラルベキ事業ニ以上アル場合ニ於テハ前項ノ被保險者ノ同意ハ各事業ニ付之ヲ得ルコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ於テ被保險者トアルハ健康保險法第十四條第一項ノ規定ニ依リ認可ノ申請ト同時ニ事業編入ニ關スル規約變更ノ認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ被保險者ト爲ルベキ者トス

第七十四條 健康保險法第四十三條第一項ノ療養ノ給付ノ範圍左ノ如シ

(左記略ス)

前項第四號及第五號ノ給付ハ保險者必要アリト認ムル場合ニ於テ爲スモノニ限ル

第七十五條 前條第一項第一號乃至第三號ノ給付ニ付テハ被保險者ハ保險者ノ指定シタル醫師又ハ齒科醫師中自己ノ選定シタル者ニ就キ之ヲ受クルコトヲ得但シ健康保險法第四十三條第三項ノ規定ニ依リ病院ニ收容セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七十六條 前條ニ規定スル醫師又ハ齒科醫師處方箋ヲ交付シタルトキハ被保險者ハ保險者ノ指定シタル藥劑師中自己ノ選定シタル者ニ就キ藥劑ヲ受クルコトヲ得

第七十七條 左ノ場合ニ於テハ健康保險法第四十四條ノ規定ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

(左記略ス)

健康保險組合ハ前項各號ノ外規約ヲ以テ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得ル場合ヲ定ムルコトヲ得

第七十八條 前條ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ療養ノ給付ヲ爲ス場合ニ要スル額ヲ標準トシテ保險者之ヲ定ム

第七十九條 病院ニ收容シタル被保險者ニ對シ支給スベキ傷病手當金ハ專ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スル者ナキ場合ニ於テハ標準報酬日額ノ百分ノ十二ニ相當スル金額トス

第七十九條ノ二 健康保險組合ハ健康保險法第四十七條第二項ノ規定ニ依リ期間ハ六月トス

第八十一條 產院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル被保險者ニ對シ支給スベキ分娩費ノ額ハ十圓トス

產院ニ收容シタル被保險者ニ對シ支給スル出產手當金ニ付テハ第七十九條ノ規定ヲ準用ス

第八十二條 分娩ニ關スル保險給付ハ分娩前一年内ニ於テ百八十日以上被保險者タリシ者ニ非ザレバ之ヲ爲サズ但シ九十日以上被保險者タリシ者ニ對シテハ分娩費ヲ支給シ又ハ助産ノ手當ヲ爲ス

第八十三條 削除

第八十四條ノ二 健康保險法第五十五條乃至第五十七條ノ規定ニ該當スル被保險者タリシ者職員健康保險又ハ船員保險ノ被保險者ト爲リタル場合ニ於テ職員健康保險法、船員保險法又ハ船員法ニ於テ健康保險法ノ規定ニ依リ保險給付ト同種ノ給付ヲ爲ストキハ健康保險法ノ規定ニ依リ保險給付ハ之ヲ爲サズ

第八十七條ノ二 健康保險法第一條第二項ノ補給金ノ支給ハ引續キ一年以上被保險者タリシ者ト同一ノ世帯ニ屬シ專ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スル者ノ疾病又ハ負傷ニ關スルモノニ限ル

第八十七條ノ三 健康保險法第一條第二項ノ補給金ハ前條ノ疾病又ハ負傷ノ療養ニ關シ入院ニ要スル費用又ハ一回十圓以上ノ處置料若ハ手術料ニ付保險者ニ於テ必要アリト認メタル場合ニ於テ之ヲ支給ス

ヲ定ムベシ

補給金ノ額ハ保險者ノ定ムル所ニ依リ前項ノ費用ヲ計算シタル額ノ二分ノ一ニ相當スル額トス但シ現ニ要シタル費用ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

補給金ヲ支給スベキ療養ノ期間ニ付テハ健康保險法第四十七條第一項及第二項ノ規定ヲ準用ス

世帯員ガ保險者ノ指定シタル醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ保險者ハ其ノ世帯員ガ當該醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ對シ支拂フベキ療養ニ要シタル費用ニ付補給金トシテ被保險者ニ對シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保險者ニ代リ當該醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ對シ之ヲ支拂フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ對シ費用ヲ支拂ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保險者ニ對シ補給金ヲ支給シタルモノト看做ス

世帯員ガ保險者ノ指定シタル醫師、齒科醫師又ハ藥劑師以外ノ者ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於ケル補給金ノ支給方法ハ厚生大臣之ヲ定ム

前條ノ疾病又ハ負傷ニ關シ他ノ法令ノ規定ニ依リ療養費ノ支給又ハ療養アリタルトキハ其ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ補給金ハ之ヲ支給セズ

第八十七條ノ四 健康保險組合ハ補給金ノ支給ヲ爲

ノ疾病又ハ負傷ニ關スルモノニ限ル

第八十七條ノ三 健康保險法第一條第二項ノ補給金ハ前條ノ疾病又ハ負傷ノ療養ニ關シ入院ニ要スル費用又ハ一回十圓以上ノ處置料若ハ手術料ニ付保險者ニ於テ必要アリト認メタル場合ニ於テ之ヲ支給ス

補給金ノ額ハ保險者ノ定ムル所ニ依リ前項ノ費用ヲ計算シタル額ノ二分ノ一ニ相當スル額トス但シ現ニ要シタル費用ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

補給金ヲ支給スベキ療養ノ期間ニ付テハ健康保險法第四十七條第一項及第二項ノ規定ヲ準用ス

世帯員ガ保險者ノ指定シタル醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ保險者ハ其ノ世帯員ガ當該醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ對シ支拂フベキ療養ニ要シタル費用ニ付補給金トシテ被保險者ニ對シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保險者ニ代リ當該醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ對シ之ヲ支拂フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ對シ費用ヲ支拂ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保險者ニ對シ補給金ヲ支給シタルモノト看做ス

世帯員ガ保險者ノ指定シタル醫師、齒科醫師又ハ藥劑師以外ノ者ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於ケル補給金ノ支給方法ハ厚生大臣之ヲ定ム

サントスルトキハ規約ヲ以テ其ノ旨ヲ定ムベシ

第八十九條 傷病手当金及出産手当金ハ少クトモ毎月二回一定ノ期日ニ之ヲ支給スベシ但シ毎月一回報酬ノ支拂ヲ受タル被保險者ニ付テハ毎月一回其ノ報酬支拂ノ日ニ於テ之ヲ支給スルコトヲ得
療養費、埋葬料、分娩費及補給金ハ其ノ都度之ヲ支給スベシ健康保險法第四十九條第二項又ハ第五十六條第二項ノ埋葬費ニ付亦同ジ

第八十九條ノ二 健康保險法第十七條第二項ノ規定ニ依ル被保險者ニ關シテハ第七十九條ノ三、第八十二條及第八十七條ノ二ノ規定ニ依ル期間ノ計算ニ付職員健康保險ノ被保險者タリシ期間ヲ合算ス
第九十五條第二項

保險料率ハ各被保險者ニ付同一ナルコトヲ要ス但シ性質上事故多キ業務ニ使用セラルル被保險者ニ付テハ其ノ業務ノ種類ニ從ヒ異ナル保險料率ヲ定ムルコトヲ得

第百條第二項及第三項

保險者保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告知シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知りタルトキハ其ノ超過部分ニ對スル納入ノ告知ハ其ノ告知ヲ爲シタル後六月以内ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保險料ニ對シ之ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ納入ノ告知ヲ爲シタルモノト看做シタルトキハ保險者ハ其ノ旨ヲ當該納付義務者ニ通知スベシ

第百一條ノ二 保險料納付義務者左ノ各號ノ一ニ該

當スルトキハ納期前ト雖モ保險料ハ總テ之ヲ徴收スルコトヲ得

二 被保險者ノ使用セラルル工場又ハ事業場ヲ廢止シタルトキ

附則第三項

本令施行ノ際現ニ被保險者ノ資格ヲ有スル者及本令施行後昭和十七年三月三十一日迄ノ間ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ノ標準報酬ニシテ同期間内ニ於テ效力ヲ有スルモノハ從前ノ規定ニ依ルモノトス

昭和十六年六月二十一日公布勅令第七百十五號社會保險審查會規程抄録

第一條 社會保險審查會ハ厚生大臣ノ監督ニ屬シ健康保險法第八十條及第八十二條、勞働者災害扶助責任保險法第九條、國民健康保險法第四十八條、職員健康保險法第八十一條及第八十三條、船員保險法第六十三條及第六十五條、勞働者年金保險法第六十二條及第六十四條ノ審查並ニ國民健康保險法第四十九條ノ意見ノ答申及同法第五十條ノ斡旋ヲ爲ス

昭和十六年九月公布勅令第一千二百五十號勞働者年金保險法施行令抄録

第八條 前條ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ徴收金額百圓ニ付一日三錢ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ徴收金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徴收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滞納ニ付酌量スベキ情狀アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(左記略ス)

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徴收金及督促手数料ヲ完納シタルトキハ延滞金ヲ徴收セズ

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ勞働者年金保險法第十六條第六號又ハ第十七條第二項ノ規定ニ依リ被保險者タラザルモノトス但シ第一號イニ該當スル者所定ノ期間ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ同號ロ若ハハニ該當スル者六月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 臨時ニ使用セラルル者ニシテ左ニ掲グルモノ (左記略ス)

第十一條 勞働者年金保險法第十七條第三號ノ規定ニ依ル事業ハ健康保險法第十四條第一項第四號ノ規定ニ依リ指定スル事業トス

第二十八條第二項及第三項

地方長官ハ保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告知シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知りタルトキハ其ノ超過部分ニ對スル納入ノ告知ハ其ノ告知ヲ爲シタル後六月以内ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保險料ニ對シ納期ヲ繰上ゲ之ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上ゲ納入ノ告知ヲ爲シタルモノト看做シタルトキハ地方長官ハ其ノ旨ヲ當該納付義務者ニ通知スベシ

昭和十七年二月二十一日公布法律第三十八號ハ健康保險法中改正ノ件ナリ

國民健康保險法中改正法律の一部施行期日の件等の公布

昭和十七年法律第三十九號國民健康保險法中改正法律の一部施行期日の件並に國民健康法に附帶する一部細目規定の件については昭和十七年十二月十日付官報を以て左の如く公布せられた。

昭和十七年法律第三十九號國民健康保險法中改正法律の一部施行期日ノ件
(昭和十七年十二月九日 勅令第八百二十七號)

昭和十七年法律第三十九號中第十九條ノ二乃至第十九條ノ五ノ規定並ニ第二十一條、第四十二條、第四十六條及第四十九條ノ改正規定ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十九條ノ三及第十九條ノ五ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ昭和十八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民健康保險法第十九條ノ三ノ規定ニ依ル費用ノ請求額ニ關スル件
(昭和十七年十二月九日 勅令第八百二十八號)

第一條 地方長官ハ道府縣醫師會長、道府縣齒科醫師會長又ハ道府縣藥劑師會長ノ意見ヲ聽キ保險醫又ハ保險藥劑師ヲ指定スベシ
 保險醫又ハ保險藥劑師ガ療養ノ給付ヲ擔當スルノ責務ヲ怠リ其ノ他保險醫又ハ保險藥劑師トシテ不適當ト認ムベキ事由アルトキハ地方長官ハ前項ノ指定ヲ

取消スコトヲ得

第二條 保險醫若ハ保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養ノ給付ニ關シ國民健康保險組合又ハ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人ニ請求スベキ費用ノ額ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ國民健康保險組合又ハ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人之ヲ算定ス
 厚生大臣前項ノ規定ニ依リ定ヲ爲サントスルトキハ日本醫師會長、日本齒師會長又ハ日本藥劑師會長ノ意見ヲ聽クベシ

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ同年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

國立健康保險療養所官制の公布

國立健康保險療養所官制ハ昭和十八年一月十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

國立健康保險療養所官制
(昭和十八年一月十六日 勅令第二十三號)

第一條 國立健康保險療養所ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ健康保險被保險者ノ療養ニ關スルコトヲ掌ル
 第二條 國立健康保險療養所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長	專任一人	奏任
醫官	專任四人	奏任
事務官	專任一人	奏任
書記	專任三人	判任
醫官補	專任二人	判任
調劑官補	專任一人	判任

看護婦長 專任一人 判任

第三條 所長ハ醫官ヲ以テ之ニ充ツ厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス
 第四條 醫官及醫官補ハ上官ノ命ヲ承ケ患者ノ療養ヲ掌ル
 第五條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
 第六條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
 第七條 調劑官補ハ上官ノ命ヲ承ケ調劑ニ従事ス
 第八條 看護婦長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ看護ニ従事ス
 第九條 國立健康保險療養所ノ名稱及位置ハ厚生大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

賃金統制令施行規則に關する厚生省告示

官吏に對する家族手當の増額に伴フ賃金統制令關係法規の改正は昭和十八年一月二十六日付官報を以て左の如く告示せられた。

厚生省告示第三十一號

賃金統制令施行規則第二十一條第一號ノ規定ニ依リ賃金統制令第十四條第一項ノ賃金ニ含まザル手當ヲ左ノ通指定ス但シ第三號ノ手當ハ地方長官又ハ鑛山監督局長ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル
 昭和十六年九月厚生省告示第四百五號ハ之ヲ廢止ス
 一 應召中又ハ入營中ノ勞務者ニ對シ支給スル手當
 二 國民徵用令ニ依リ徵用セラレタル勞務者ニ對シ支給スル手當

三 稼働率及能率増進ノ爲ニスル手當
四 家族手當

勞務者ニ對シ其ノ配偶者（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム）又ハ本人ト同一戸籍内ニ在ル滿六十歳以上ノ直系尊屬、滿十八歳未満ノ直系卑屬及弟妹若ハ不具發疾者ニシテ主トシテ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノ一人ニ付月額五圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額以内ニ於テ支給スル手當

〔參照〕

昭和十六年 九月十日 厚生省告示第四百五號ハ本號ト同伴ナリ

厚生省告示第三十二號

賃金統制令施行規則第十三條第三號ノ規定ニ依リ賃金統制令第十條第二項ノ賃金ニ含まザル手當ヲ左ノ通指定ス但シ第二號、第三號、第四號又ハ第五號ノ手當ハ地方長官又ハ鑛山監督局長ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル昭和十六年七月厚生省告示第三百十三號ハ之ヲ廢止ス

一 家族手當

勞務者ニ對シ其ノ配偶者（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム）又ハ本人ト同一戸籍内ニ在ル滿六十歳以上ノ直系尊屬、滿十八歳未満ノ直系卑屬及弟妹若ハ不具發疾者ニシテ主トシテ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノ一人ニ付月額五圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額以内ニ於テ支給スル手當

二 季節手當

特定ノ作業ニ對シ季節ヲ限リ支給スル手當

三 臨時作業手當

臨時ノ作業ニ對シ支給スル手當

四 特殊作業手當

特殊ノ作業ニ對シ支給スル手當

五 稼働率及能率増進ノ爲ニスル手當

六 初任手當

通勤手當、下宿手當、住宅手當其ノ他必要已ムラ得ザル手當ニシテ就業一日ニ付男子職工三十錢、女子職工二十錢、男子鑛夫五十錢、女子鑛夫三十錢以内ニ於テ支給スル手當

〔參照〕

昭和十六年 七月二十六日 厚生省告示第三百十三號ハ本號ト同伴ナリ

米麥検査令の公布

米麥検査令は昭和十七年十二月二十四日付官報を以て左の如く公布せられた。なほ同令施行規則も同日付官報を以て公布せられた。

米麥検査令（昭和十七年十二月二十三日勅令第八百四十七號）

第一条 米麥ノ生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有シ小作料トシテ之ヲ受クル者ハ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米麥ニシテ食糧管理法第三條第一項ノ規定ニ依リ政府ニ賣渡スベキモノノ種類、銘柄、品位、量目及包装ニ付食糧検査所ノ検査ヲ受クベシ但シ第二條第一項ノ規定ニ依リ検査ヲ受ケタル米麥其ノ他農林大臣ノ指定スル米麥ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二条 前條ノ者ハ同條ノ規定ニ依リ検査ヲ受クベキ米麥以外ノ米麥ヲ引渡サントストルトキハ農林大臣ハ定ムル所ニ依リ其ノ種類、銘柄、品位、量目及包装ニ付食糧検査所ノ検査ヲ受クベシ販賣組合、農業倉庫業者其ノ他農林大臣ノ指定スル者其ノ所有シ又ハ占有スル米麥ヲ引渡サントストルトキ亦同ジ

第三条 食糧検査所長ハ第一條又ハ前條第一項ノ規定ニ依リ検査ヲ受ケタル米麥ニ農林大臣ノ定ムル印章、記號又ハ證票ヲ附ス

第四条 前條ノ規定ニ依ル印章、記號又ハ證票ノ毀損抹消、除却又ハ隠蔽ニ係ル米麥ニ付テハ第一條又ハ第二條第一項ノ規定ニ依リ更ニ検査ヲ受クルコトヲ要ス

第五条 本令ニ規定スルモノノ外検査ニ關シ必要ナル事項ハ農林大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前廳府縣令ニ依リ検査ヲ受ケタル米麥ハ之ヲ第一條又ハ第二條第一項ノ規定ニ依リ検査ヲ受ケタルモノト看做ス
前項ノ場合ニ於テ廳府縣令ニ依リ附シタル印章、記號又ハ證票ハ之ヲ第三條ノ規定ニ依リ附シタル印章、記號又ハ證票ト看做ス

食糧管理法の一部施行期日の件公布

食糧管理法の一部施行期日の件は昭和十七年十二月二十四日付官報を以て左の如く公布せられた。

食糧管理法ノ一部施行期日ノ件

(昭和十七年十二月二十三日)
(勅令第八百四十六號)

食糧管理法第八條及第三十五條第一號第二號ノ規定ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ、同法第三十七條ノ規定ハ同法第三十五條第一號第二號ノ規定ニ關係アル範圍内ニ於テ同日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十七年二月二十日法律第四十號食糧管理法抄録

第三條第一項 米穀、大麥、粟麥又ハ小麥(以下米

麥ト稱ス)ノ生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有シ小作

料トシテ之ヲ受クル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其

ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米麥ニシテ命

令ヲ以テ定ムルモノヲ政府ニ賣渡スベシ

第八條 第三條第一項ノ者ハ同項ノ規定ニ依リ其ノ

者ガ政府ニ賣渡スベキ米麥ニ付勅令ノ定ムル所ニ

依リ検査ヲ受クベシ但シ勅令ヲ以テ定ムル場合ハ

此ノ限ニ在ラズ

政府ハ必要アリト認ムルトキハ前項ノ検査ノ外勅

令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ニ付検査ヲ受クベキ

コトヲ命ズルコトヲ得

第三十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下

ノ罰金ニ處ス

一 不正ノ手段ニ依リ第八條ノ規定ニ依ル検査ヲ

受ケ又ハ受ケントシタル者

二 第八條第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ受ケザル者

第三十七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人

使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關

シ第三十一條、第三十二條、第三十四條又ハ第三

朝鮮農地開發營團令ノ公布

十五條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スル外ノ其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス
朝鮮農地開發營團令ハ昭和十七年十二月二十七日付官報を以て左の如く公布せられた。

朝鮮農地開發營團令 (昭和十七年十二月八日)
(勅令第三十四號)

第一條 朝鮮農地開發營團ハ重要農産物ノ増産ヲ圖ル爲

必要ナル農地ノ開發ニ關スル事業ヲ行フコトヲ目的トス

朝鮮農地開發營團ハ法人トス

第二條 朝鮮農地開發營團ハ其ノ主タル事務所ヲ京城府ニ置ク

朝鮮農地開發營團ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ必要ノ地

ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第三條 朝鮮農地開發營團ノ資本ハ千萬圓トシ之ヲ十

萬圓ニ分チ一口ノ出資金額ヲ百圓トス但シ資本ハ朝

鮮總督ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第四條 朝鮮農地開發營團ノ出資者ハ政府、公共團

體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業

務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上若ハ

議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモ

ノタルコトヲ要ス

第五條 朝鮮農地開發營團ハ出資ニ對シ出資證券ヲ發

行ス

出資證券ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第六條 政府ノ引受ケタル出資ノ出資金拂込ハ其ノ他

ノ出資ノ出資金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得

第七條 朝鮮農地開發營團ノ出資者ノ責任ハ其ノ出資

額ヲ限度トス

出資者ハ朝鮮農地開發營團ニ拂込ムベキ出資額ニ付

相殺ヲ以テ之ニ對抗スルコトヲ得ス

第八條 出資者ハ朝鮮農地開發營團ノ承認ヲ經テ其ノ

持分ヲ讓渡スルコトヲ得

第九條 拂込ヲ怠リタル出資者ニ對シ朝鮮農地開發營

團ガ一月以上ノ相當ノ期間ヲ定メ拂込ノ請求ヲ爲シ

タルニ拘ラズ出資者ガ拂込ヲ爲サザルトキハ朝鮮農

地開發營團ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ其ノ出資者ノ持

分ヲ處分スルコトヲ得

朝鮮農地開發營團ハ持分ノ處分ニ依リテ得タル金額

ヨリ滞納金額及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ額ヲ控

除シタル金額ヲ從前ノ出資者ニ拂戻スコトヲ要ス

持分ノ處分ニ依リテ得タル金額ガ滞納金額ニ滿タザ

ル場合ニ於テハ朝鮮農地開發營團ハ從前ノ出資者ニ

對シ不足額ノ辨濟ヲ請求スルコトヲ得

前三項ノ規定ハ朝鮮農地開發營團ガ損害賠償及定款

ヲ以テ定メタル違約金ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

出資者ガ第一項ノ期間内ニ拂込ヲ爲サザルトキハ朝

鮮農地開發營團ハ其ノ出資者ニ對シ二週間以内ニ出

資證券ヲ朝鮮農地開發營團ニ提出スベキ旨ヲ通知ス

ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ提出ナキ出資證券ハ其

ノ效力ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テハ朝鮮農地開發營團ハ遲滞ナク失

效シタル出資證券ノ番號並ニ其ノ出資者ノ氏名及住

所ヲ公告スルコトヲ要ス

第十條 朝鮮農地開發營團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規

定スベシ

一 目的

食糧管理法ノ一部施行期日ノ件

(昭和十七年十二月二十三日)
(勅令第八百四十六號)

食糧管理法第八條及第三十五條第一號第二號ノ規定ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ、同法第三十七條ノ規定ハ同法第三十五條第一號第二號ノ規定ニ關係アル範圍内ニ於テ同日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十七年二月二十日法律第四十號食糧管理法抄録

第三條第一項 米穀、大麥、粟麥又ハ小麥(以下米

麥ト稱ス)ノ生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有シ小作

料トシテ之ヲ受クル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其

ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米麥ニシテ命

令ヲ以テ定ムルモノヲ政府ニ賣渡スベシ

第八條 第三條第一項ノ者ハ同項ノ規定ニ依リ其ノ

者ガ政府ニ賣渡スベキ米麥ニ付勅令ノ定ムル所ニ

依リ検査ヲ受クベシ但シ勅令ヲ以テ定ムル場合ハ

此ノ限ニ在ラズ

政府ハ必要アリト認ムルトキハ前項ノ検査ノ外勅

令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ニ付検査ヲ受クベキ

コトヲ命ズルコトヲ得

第三十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下

ノ罰金ニ處ス

一 不正ノ手段ニ依リ第八條ノ規定ニ依ル検査ヲ

受ケ又ハ受ケントシタル者

二 第八條第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ受ケザル者

第三十七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人

使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關

シ第三十一條、第三十二條、第三十四條又ハ第三

朝鮮農地開發營團令ノ公布

朝鮮農地開發營團令は昭和十七年十二月二十七日付官報を以て左の如く公布せられた。

朝鮮農地開發營團令 (昭和十七年十二月八日)
(勅令第三十四號)

第一條 朝鮮農地開發營團ハ重要農産物ノ増産ヲ圖ル爲

必要ナル農地ノ開發ニ關スル事業ヲ行フコトヲ目的トス

朝鮮農地開發營團ハ法人トス

第二條 朝鮮農地開發營團ハ其ノ主タル事務所ヲ京城府ニ置ク

朝鮮農地開發營團ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ必要ノ地

ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第三條 朝鮮農地開發營團ノ資本ハ千萬圓トシ之ヲ十

萬圓ニ分チ一口ノ出資金額ヲ百圓トス但シ資本ハ朝

鮮總督ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第四條 朝鮮農地開發營團ノ出資者ハ政府、公共團

體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業

務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上若ハ

議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモ

ノタルコトヲ要ス

第五條 朝鮮農地開發營團ハ出資ニ對シ出資證券ヲ發

行ス

出資證券ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第六條 政府ノ引受ケタル出資ノ出資金拂込ハ其ノ他

ノ出資ノ出資金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得

第七條 朝鮮農地開發營團ノ出資者ノ責任ハ其ノ出資

額ヲ限度トス

出資者ハ朝鮮農地開發營團ニ拂込ムベキ出資額ニ付

相殺ヲ以テ之ニ對抗スルコトヲ得ス

第八條 出資者ハ朝鮮農地開發營團ノ承認ヲ經テ其ノ

持分ヲ讓渡スルコトヲ得

第九條 拂込ヲ怠リタル出資者ニ對シ朝鮮農地開發營

團ガ一月以上ノ相當ノ期間ヲ定メ拂込ノ請求ヲ爲シ

タルニ拘ラズ出資者ガ拂込ヲ爲サザルトキハ朝鮮農

地開發營團ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ其ノ出資者ノ持

分ヲ處分スルコトヲ得

朝鮮農地開發營團ハ持分ノ處分ニ依リテ得タル金額

ヨリ滞納金額及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ額ヲ控

除シタル金額ヲ從前ノ出資者ニ拂戻スコトヲ要ス

持分ノ處分ニ依リテ得タル金額ガ滞納金額ニ滿タザ

ル場合ニ於テハ朝鮮農地開發營團ハ從前ノ出資者ニ

對シ不足額ノ辨濟ヲ請求スルコトヲ得

前三項ノ規定ハ朝鮮農地開發營團ガ損害賠償及定款

ヲ以テ定メタル違約金ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

出資者ガ第一項ノ期間内ニ拂込ヲ爲サザルトキハ朝

鮮農地開發營團ハ其ノ出資者ニ對シ二週間以内ニ出

資證券ヲ朝鮮農地開發營團ニ提出スベキ旨ヲ通知ス

ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ提出ナキ出資證券ハ其

ノ效力ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テハ朝鮮農地開發營團ハ遲滞ナク失

效シタル出資證券ノ番號並ニ其ノ出資者ノ氏名及住

所ヲ公告スルコトヲ要ス

第十條 朝鮮農地開發營團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規

定スベシ

一 目的

二 名稱

三 事務所ノ所在地

四 資本金額、出資及資産ニ關スル事項

五 役員及會議ニ關スル事項

六 業務及其ノ執行ニ關スル事項

七 朝鮮農地開發債券ノ發行ニ關スル事項

八 會計ニ關スル事項

九 公告ノ方法

定款ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

第十一條 朝鮮農地開發營團ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ

依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザ

レバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十二條 朝鮮農地開發營團ニ付解散ヲ必要トスル事

由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ之

ヲ定ム

第十三條 朝鮮農地開發營團ニ非ザル者ハ朝鮮農地開

發營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第十四條 朝鮮民事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル民法

第四十四條、第五十條、第五十四條、第五十五條及

第五十七條並ニ非訟事件手續法第三十五條第一項ノ

規定ハ朝鮮農地開發營團ニ之ヲ準用ス

第十五條 朝鮮農地開發營團ニ 理事長 副理事長各一

人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第十六條 理事長ハ朝鮮農地開發營團ヲ代表シ其ノ業

務ヲ總理ス

副理事長ハ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ

理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副理事長及理事ハ理事長ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ

依リ朝鮮農地開發營團ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與
ス

監事ハ朝鮮農地開發營團ノ業務ヲ監査ス

第十七條 理事長、副理事長、理事及監事ハ朝鮮總督

之ヲ命ズ

理事長及副理事長ノ任期ハ五年、理事ノ任期ハ四

年、監事ノ任期ハ二年トス

第十八條 理事長、副理事長及業務ヲ分掌スル理事ハ

他ノ職業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ朝鮮總督ノ認可

ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 朝鮮農地開發營團ニ評議員若干人ヲ置キ朝

鮮總督之ヲ命ズ

評議員ハ事業經營ニ關スル重要事項ニ付理事長ノ諮

問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコト

ヲ得

評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス

第二十條 朝鮮農地開發營團ハ左ノ事業ヲ行フモノト

ス

一 農地ノ造成及改良ニ關スル事業

二 前號ノ事業ニ附帶スル事業

三 其ノ他朝鮮農地開發營團ノ目的達成上必要ナル

事業

朝鮮農地開發營團前項第二號又ハ第三號ノ事業ヲ行

ハントスルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ

第二十一條 朝鮮農地開發營團ハ拂込資本金額ノ五倍

ヲ限リ朝鮮農地開發債券ヲ發行スルコトヲ得

第二十二條 朝鮮農地開發債券ハ額面金額五十圓以上

トシ無記名式利札付トス但シ應募者又ハ所有者ノ請

求ニ依リ記名式ト爲スコトヲ得

第二十三條 朝鮮農地開發營團ハ朝鮮農地開發債券借

換ノ爲一時第二十一條ノ制限ニ依ラズ朝鮮農地開發

債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ朝鮮農地開發債券ヲ發行シタルト

キハ發行後一月以内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル

舊朝鮮農地開發債券ヲ償還スベシ

第二十四條 朝鮮農地開發營團ニ於テ朝鮮農地開發債

券ヲ發行セントスルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベ

シ

第二十五條 朝鮮農地開發債券ノ消滅時効ハ元金ニ在

リテハ十五年、利子ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第二十六條 朝鮮農地開發債券ノ所有者ハ朝鮮農地開

發營團ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ

辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

前項ノ規定ハ朝鮮民事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル

民法ノ一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨グルコトナシ

第二十七條 朝鮮所得稅令及朝鮮資本利子稅令中國債

以外ノ公債ニ關スル規定ハ朝鮮農地開發債券ニ之ヲ

準用ス

第二十八條 第二十一條乃至前條ニ規定スルモノヲ除

クノ外朝鮮農地開發債券ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮

總督之ヲ定ム

第二十九條 朝鮮農地開發營團ノ事業年度ハ毎年四月

ヨリ翌年三月迄トス

第三十條 朝鮮農地開發營團ハ設立ノ時及毎事業年度

ノ初ニ於テ財産目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ作

成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス

債權者ハ業務時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ

閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第三十一條 剩餘金ノ處分ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第三十二條 朝鮮農地開發營團ハ其ノ資本金額ノ四分ノ一ニ達スル迄ハ每事業年度ニ於テ準備金トシテ剩餘金ノ百分ノ八以上ヲ積立ツベシ
前項ノ準備金ハ朝鮮總督ノ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第三十三條 朝鮮農地開發營團ハ拂込ミタル出資金額ニ對シ朝鮮總督ノ定ムル割合ヲ超エテ剩餘金ノ配當ヲ爲スコトヲ得ズ

朝鮮農地開發營團ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ政府ノ出資ニ雖シ剩餘金ノ配當ヲ規程シ又ハ之ヲ爲サザルコトヲ得

第三十四條 朝鮮農地開發營團ハ朝鮮總督之ヲ監督ス
第三十五條 朝鮮總督ハ朝鮮農地開發營團ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、檢査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十六條 朝鮮總督ハ朝鮮農地開發營團監理官ヲ置キ朝鮮農地開發營團ノ業務ヲ監視セシム

朝鮮農地開發營團監理官ハ何時ニテモ朝鮮農地開發營團ノ業務及財産ノ狀況ヲ檢査スルコトヲ得
朝鮮農地開發營團監理官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ朝鮮農地開發營團ニ命ジ業務及財産ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

朝鮮農地開發營團監理官ハ朝鮮農地開發營團ノ諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十七條 理事長、副理事長、理事又ハ監事ガ法令、定款若ハ朝鮮總督ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル

行爲ヲ爲シタルトキハ朝鮮總督ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第三十八條 土地ノ農業上ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ朝鮮農地開發營團ガ朝鮮總督ノ定ムル區域及計畫ニ依リ行フ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業（以下農地開發事業ト稱ス）ハ第三十九條乃至第五十二條ノ定ムル所ニ依ル

一 他人ノ所有ニ係ル農地又ハ農耕ニ適スル土地ノ改良ヲ目的トスル農業水利施設ノ新設、廢止又ハ變更

二 前號ニ該當スルモノヲ除クノ外朝鮮土地改良令ニ定ムル土地改良トシテ行フコトヲ得ル事業
他人ガ農業上ノ利用ノ目的ヲ以テ公有水面埋立ノ免許ヲ受ケタル公有水面ハ前項第一號ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ他人ノ所有ニ係ル農地又ハ農耕ニ適スル土地ト看做ス

第三十九條 朝鮮總督前條第一項ノ區域及計畫ヲ定メタルトキハ之ヲ朝鮮農地開發營團ニ通知ス
第四十條 朝鮮農地開發營團ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ豫メ農地開發事業ノ施行地區及實施計畫ヲ定メ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ

第三十八條第一項第一號ノ農地開發事業ニ付前項ノ認可ノ申請アリタルトキハ朝鮮總督ハ其ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ告示シ二十日以上ノ相當ノ期間ヲ定メ其ノ期間内實施計畫書ノ寫ヲ施行地區内ノ土地ノ所有者其ノ他ノ利害關係人ノ縦覽ニ供スベシ

前項ノ土地ノ所有者其ノ他ノ利害關係人實施計畫書ニ記載セラレタル事項ニ關シ異議アルトキハ前項ニ掲グル期間内ニ朝鮮總督ニ之ヲ申出ヅルコトヲ得

朝鮮總督異議ヲ正當ト認ムルトキハ當該事項ニ付變更ヲ加ヘテ認可ヲ爲スコトヲ得

朝鮮總督第三十八條第一項第一號ノ農地開發事業ニ付第一項ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ告示ス

第四十一條 國有地、官ノ用ニ供スル土地其ノ他朝鮮總督ノ定ムル土地ハ農地開發事業ノ施行地區ニ之ヲ編入スルコトヲ得ズ但シ朝鮮總督ノ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十二條 土地改良施行地ハ之ヲ農地開發事業ノ施行地區ニ編入スルコトヲ得ズ但シ朝鮮總督ノ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第四十三條 朝鮮農地開發營團他人ノ所有ニ係ル土地又ハ他人ガ公有水面埋立ノ免許ヲ受ケタル公有水面ヲ第三十八條第一項第二號ノ農地開發事業ノ施行地區ニ編入セントスルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ土地ノ所有者又ハ公有水面埋立ノ免許ヲ受ケタル者ノ同意ヲ得ベシ

第四十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル土地ハ朝鮮農地開發營團之ヲ收用スルコトヲ得

一 農地ノ造成ニ供スル未墾地
二 農地ノ造成ニ供スル未墾地又ハ公有水面附近ノ土地ニシテ當該未墾地又ハ公有水面ト併セテ第三十八條第一項第二號ノ農地開發事業ヲ施行スルヲ必要トスル土地

左ノ各號ノ一ニ該當スル土地ハ朝鮮農地開發營團之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

四九

一 前項ニ掲グル土地ノ開發ノ爲必要ナル土地
 二 前項ニ掲グルモノヲ除クノ外農業水利施設ノ新設、廢止及變更ノ爲必要ナル土地
 前二項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ土地收用令ヲ適用ス

第一項第二號ノ規定ニ依リ收用シタル土地ノ管理及處分ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第四十五條 前條第二項及第三項ノ規定ハ水ノ使用ニ關スル權利、土地ニ定著スル物件又ハ土地ニ屬スル土石砂礫ノ收用又ハ使用ニ之ヲ准用ス

第四十六條 朝鮮總督ハ其ノ定ムル所ニ依リ第三十八條第一項第一號ノ農地開發事業ニ因リ利益ヲ受ケタル者ニ對シ現ニ受クル利益ノ限度ニ於テ其ノ事業ノ施行ニ要シタル費用ノ一部ヲ朝鮮農地開發營團ニ支拂フベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ヲ受ケタル者之ニ異議アルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ朝鮮總督ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第四十七條 前條ノ規定ニ依リ費用ノ支拂ヲ命ゼラレタル者其ノ支拂ノ義務ヲ履行セザルトキハ府邑面ハ朝鮮農地開發營團ノ請求ニ因リ賦稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス

前項ノ場合ニ於テハ朝鮮農地開發營團ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ニ相當スル金額ヲ府邑面ニ交付スベシ

第一項ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ府邑面ノ徵收金ニ次ギ其ノ時効ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

第四十八條 農地開發事業ノ工事竣功シタルトキハ朝鮮農地開發營團ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ朝鮮總督ニ竣功認可ヲ申請スベシ

第四十九條 第四十四條第一項第二號ノ規定ニ依リ收用シタル土地ヲ除クノ外第三十八條第一項第二號ノ農地開發事業ニ依リ造成セラレタル農地ニシテ朝鮮農地開發營團ノ所有ニ係ルモノノ管理及處分ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第五十條 農地開發事業ノ施行ニ因リ生ジタル道路、堤塘、溝渠溜池、等ハ朝鮮農地開發營團朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ道、府邑面、水利組合其ノ他朝鮮總督ノ定ムル所ニ之ヲ引渡スベシ

前項ノ場合ニ於テハ道、府邑面、水利組合其ノ他朝鮮總督ノ定ムル所ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ前項ニ掲グル設備ノ引渡ヲ受ケ之ヲ維持管理スベシ

第五十一條 朝鮮土地改良令第十二條乃至第十五條、第十七條乃至第二十一條、第二十九條、第三十條第一項第二項、第三十一條乃至第三十三條、第三十四條第二項第三項、第三十五條乃至第三十八條、第四十六條及第四十七條ノ規定ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ第三十八條第一項第一號ノ農地開發事業ニ之ヲ准用ス

第五十二條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外農地開發事業ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第五十三條 朝鮮農地開發營團ノ理事長、副理事長、理事、監事又ハ使用人其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求シ若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第五十四條 前條第一項ニ掲グル者ニ賄賂ヲ交付シ又ハ之ヲ提供シ若ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得

第五十五條 朝鮮農地開發營團本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ理事長又ハ理事長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副理事長ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副理事長又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副理事長又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

第五十六條 朝鮮農地ノ開發營團ノ理事長、副理事長又ハ業務ヲ分掌スル理事第十八條ノ規定ニ違反シ他ノ職業ニ從事シタルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第五十七條 第十三條ノ規定ニ違反シ朝鮮農地開發營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

附則

第五十八條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五十九條 朝鮮總督ハ設立委員ヲ命ジ朝鮮農地開發營團ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第六十條 設立委員ハ定款ヲ作成シ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ出資者ヲ募集スベシ

第六十一條 設立委員ハ出資者ノ募集ヲ終リタルトキハ出資申込書ヲ朝鮮總督ニ提出シ設立ノ認可ヲ申請スベシ

第六十二條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外農地開發事業ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク出資第一回ノ拂込ヲ爲サシムルモトヲ要ス

第六十二條 既に第一回ノ拂込完了シタルトキハ出資者ノ總會ヲ召集スベシ

前項ノ總會終結シタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ朝鮮農地開發營團理事長ニ引渡スベシ

理事長前項ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ理事長、副理事長、理事及監事ノ全員ハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

朝鮮農地開發營團ハ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第六十三條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外朝鮮農地開發營團ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第六十四條 朝鮮所得稅令中左ノ通改正ス

第二十七條ノ八中「朝鮮鑛業振興株式會社」ノ上ニ「朝鮮農地開發營團及」ヲ加フ

第六十五條 朝鮮登錄稅令中左ノ通改正ス

第三條ノ三ヲ第三條ノ四トス

第三條ノ三 朝鮮農地開發營團カ朝鮮農地開發債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登錄稅ヲ納ムヘシ

一 朝鮮農地開發債券ノ拂込

拂込金額 千分ノ一

二 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止

每一件 五圓

從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各號ノ登記ヲ受クルトキハ每一件一圓五十錢ノ登錄稅ヲ納ムヘシ

第七條第七號中「朝鮮住宅營團」ノ下ニ「朝鮮農地開發營團」ヲ加ヘ「恩給金庫法、朝鮮農地開發營團令又ハ朝鮮金融組合聯合會令」ニ改ム

發營團」ヲ、「朝鮮住宅營團令」ノ下ニ「朝鮮農地開發營團令」ヲ、「恩給債券」ノ下ニ「朝鮮農地開發債券」ヲ加ヘ「恩給金庫法又ハ朝鮮金融組合聯合會令」ヲ「恩給金庫法、朝鮮農地開發營團令又ハ朝鮮金融組合聯合會令」ニ改ム

同條第十四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

十四ノ二 朝鮮農地開發營團カ農地開發事業ノ爲ニスル土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

第六十六條 印紙稅令中左ノ通改正ス

第一條第二項但書中「朝鮮金融組合聯合會」ノ下ニ「農地開發營團」アルハ「朝鮮農地開發營團」ヲ加フ

學年短縮に關する中等學校令及諸學校令中改正の件等の公布

人口問題上關心の渺くない修學年限の短縮をその一部とする中等學校令及其他の諸學校令中改正の件等は昭和十八年一月二十一日付官報を以て左の如く公布せられたが、之により中等學校に於いては一年、高等學校高等科及び大學豫科に於いては一年、通計二箇年の短縮が實施せらるゝに至つた。

中等學校令 (昭和十八年一月二十日勅令第三十六號)

第一條 中等學校ハ皇國ノ道ニ則リテ高等普通教育又ハ實業教育ヲ施シ國民ノ鍊成ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條 中等學校ヲ分チテ中學校、高等女學校及實業學校トス

中學校ニ於テハ男子ニ、高等女學校ニ於テハ女子ニ高等普通教育ヲ施シ實業學校ニ於テハ實業教育ヲ施

スモノトス

實業學校ノ種類ハ農業學校、工業學校、商業學校、商船學校、水産學校、拓殖學校其ノ他實業教育ヲ施ス學校トス

第三條 北海道及府縣ハ中學校、高等女學校及實業學校ヲ設置スベシ

文部大臣ハ北海道及府縣ニ對シ中等學校ノ増設、擴張及整理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ中等學校ノ經費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

第四條 市町村、市町村學校組合、町村學校組合及町村制ヲ施行セザル地域ニ於ケル此等ニ準ズベキモノハ土地ノ情況ニ依リ須要ニシテ其ノ區域内ノ義務教育ノ施設上妨ナキ場合ニ限り中等學校ヲ設置スルコトヲ得

第五條 私人ハ中等學校ヲ設置スルコトヲ得

商工會議所、農會其ノ他之ニ準ズベキ公共團體ハ實業學校ヲ設置スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設置シタル實業學校ハ私立トス

第六條 公立及私立ノ中等學校ノ設置及廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ中等學校ノ設置及廢止ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第七條 中等學校ノ修業年限ハ四年トス但シ土地ノ狀況ニ依リ高等女學校ニ在リテハ二年、實業學校ニ在リテハ男子ニ付テハ三年、女子ニ付テハ二年ト爲スコトヲ得

第八條 中等學校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ修業年限四年ノ課程ニ在リテハ國民學校初等科ヲ修了シタル

者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トシ修業年限二年又ハ三年ノ課程ニ在リテハ國民學校高等科ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第九條 中等學校ニハ特別ノ必要アルトキハ夜間ニ於テ授業ヲ行フ課程ヲ置キ又ハ之ノミヲ置クコトヲ得

前項ノ課程ニ付テハ前二條ノ規定ニ拘ラズ其ノ修業年限ハ中學校及高等女學校ニ在リテハ三年、實業學校ニ在リテハ男子ニ付テハ四年、女子ニ付テハ三年トシ其ノ入學資格ハ國民學校高等科修了程度トス

第十條 商船學校ノ修業年限及入學資格ニ付テハ前三條ノ規定ニ拘ラズ文部大臣ニ於テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十一條 中學校ニハ中學校ヲ卒業シタル者ノ爲ニ主トシテ實務ニ關スル教育ヲ施ス爲實務科ヲ置クコトヲ得

高等女學校ニハ高等女學校ヲ卒業シタル者ノ爲ニ精深ナル程度ニ於テ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス爲高等科ヲ、特定ノ教科ヲ專攻セシムル爲專攻科ヲ置クコトヲ得

實業學校ニハ實業學校ヲ卒業シタル者ノ爲ニ實業ニ關スル特定ノ事項ヲ專攻セシムル爲專攻科ヲ、國民學校高等科ヲ修了シタル者ノ爲ニ簡易ナル課程ニ依リ特定ノ學科ヲ履修セシムル爲專修科ヲ置クコトヲ得

實務科、高等科、專攻科及專修科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十二條 中等學校ニ於テハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スル教科用圖書ヲ使用スベシ但シ特別ノ必要アル場

合ニ於テ文部大臣別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 中等學校ノ設備、編制、教科、教授訓練、生徒ノ入學、退學、轉學及懲戒等ニ關スル規程並ニ實業學校ノ學科ニ關ル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十四條 中等學校ニ於テハ授業料其ノ他ノ費用ヲ徴收スルコトヲ得

授業料其ノ他ノ費用ノ徴收ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十五條 中學校ニ非ザル學校ハ中學校ノ名稱ヲ、高等女學校ニ非ザル學校ハ高等女學校ノ名稱ヲ、實業學校ニ非ザル學校ハ實業學校、農業學校、工業學校、商業學校、商船學校、水産學校又ハ拓殖學校ノ名稱ヲ用フルコトヲ得ズ但シ官立ノ學校ニ於テ此等ノ學校ノ課程ニ相當スル課程ヲ履修セシムル部分ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ

附則

第十六條 本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 中學校令、高等女學校令及實業學校令ハ之ヲ廢止ス

第十八條 本令施行ノ際現ニ存スル中學校ハ本令ニ依ル中學校トス

本令施行ノ際現ニ存スル高等女學校又ハ實業學校ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ夫々本令ニ依ル高等女學校又ハ實業學校トス

第十九條 本令施行ノ際現ニ存スル實業學校ノ課程ニシテ左ニ掲グルモノノ修業年限及入學資格ハ第七條乃至第九條ノ規定ニ拘ラズ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

一 國民學校初等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限四年未滿ノモノ

二 國民學校高等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年(女子ニ付テハ二年)未滿ノモノ(夜間ニ於テ授業ヲ行フモノヲ除ク)

三 國民學校高等科修了程度ヲ以テ入學資格トシ夜間ニ於テ授業ヲ行フ修業年限四年(女子ニ付テハ三年)未滿ノモノ

第二十條 本令施行ノ際現ニ中學校、高等女學校又ハ實業學校ニ在學スル生徒(文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク)ニ付テハ其ノ修業年限ハ第七條及第九條ノ規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

第二十一條 本令施行ノ際現ニ存スル高等女學校補習科ハ現ニ在學スル生徒ニ付其ノ修了スル迄之ヲ存置スルコトヲ得

第二十二條 中學校令ニ依ル中學校、高等女學校令ニ依ル高等女學校又ハ實業學校令ニ依ル實業學校ヲ卒業シタル者ハ夫々本令ニ依ル中學校、高等女學校又ハ實業學校ヲ卒業シタル者トス

高等學校令中改正ノ件

高等學校令中左ノ通改正ス

第一條 高等學校ハ皇國ノ道ニ則リテ男子ニ精深ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ施シ國家有用ノ人物ヲ鍊成シ大學教育ノ基礎ヲラシムルヲ以テ目的トス

第七條第一項中「七年」ヲ「六年」、「三年」ヲ「二年」ニ改ム

第九條 削除

(昭和十八年二月二十日) 勅令第三十八號

第十條 削除

第十一條中「當該學校豫科ヲ修了シタル者」ヲ削ル
第十二條中「中學校第四學年ヲ修了シタル者」ヲ「中學校ヲ卒業シタル者」ニ改ム

第十三條中「專攻科ヲ除キ」ヲ削ル

第十七條中「學科目及其ノ程度」ノ下ニ「教授訓練」ヲ加フ

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ高等學校高等科ニ在學スル生徒（文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク）ニ付テハ其ノ修業年限ハ舊七條第一項ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

中學校令ニ依ル中學校若ハ中等學校令第二十條ノ規定ニ依ル中學校ノ第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認めラレタル者ハ第十二條ノ改正規定ニ拘ラズ高等學校高等科ニ入學スルコトヲ得

〔參照〕

大正七年^{十二月六日}勅令第三百八十九號高等學校令抄録

第一條 高等學校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ充實ニ力ムヘキモノトス

第七條第一項

高等學校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年トス

第九條 高等學校ニハ高等科ヲ卒リタル者ノ爲ニ專攻科ヲ置クコトヲ得其ノ修業年限ハ一年トス
專攻科ヲ卒リタル者ハ得業士ト稱スルコトヲ得

專攻科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 高等學校ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得但シ第七條第二項ノ高等學校ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

高等學校豫科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一條 高等學校尋常科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校豫科ヲ修了シタル者、國民學校初等科ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認めラレタル者トス

第十二條 高等學校高等科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校尋常科ヲ修了シタル者、中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認めラレタル者トス

第十三條 高等學校ノ生徒定數ハ高等科四百八十人以内尋常科三百二十人以内トシ第七條第二項ノ高等學校ニ在リテハ專攻科ヲ除キ六百人以內トス

第十七條 高等學校ノ設備、編制、學科目及其ノ程度、教科書並生徒ノ入學退學及懲戒、授業料入學料等ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

專門學校令中改正ノ件

（昭和十八年二月二十日勅令第三十九號）

專門學校令中左ノ通改正ス

第一條 專門學校ハ皇國ノ道ニ則リテ高等ノ學術技藝ニ關スル教育ヲ施シ國家有用ノ人物ヲ鍊成スルヲ以テ目的トス

第五條第一項中「修業年限四箇年以上」ヲ削ル
第八條中「學科目及其ノ程度」ノ下ニ「教授訓練」ヲ加フ

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル實業專門學校ハ專門學校トス實業專門學校ヲ卒業シタル者ハ專門學校ヲ卒業シタル者トス

〔參照〕

明治三十六年^{三月二十七日}勅令第六十一號專門學校令抄録

抄録

第一條 高等ノ學術技藝ヲ教授スル學校ハ專門學校トス

專門學校ニ於テハ人権ノ陶冶及團體觀念ノ養成ニ留意スヘキモノトス
專門學校ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ規定ニ依ルヘシ

第五條第一項

專門學校ノ入學資格ハ中學校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スルモノト檢定セラレタル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ美術、音樂ニ關スル學術技藝ヲ教授スル專門學校ニ就テハ文部大臣ハ別ニ其ノ入學資格ヲ定ムルコトヲ得

第八條 官立專門學校ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度並豫科、研究科及別科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

公立又ハ私立ノ專門學校ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度並豫科、研究科及別科ニ關スル規程ハ公立學校ニ在リテハ管理者、私立學校ニ在リテハ設立者文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

大學令中改正ノ件 (昭和十八年一月二十日 勅令 第四十號)

大學令中左ノ通改正ス

第十三條 大學豫科ノ修業年限ハ二年トス

大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ修業年限三年ノ大學豫科ニ在學スル生徒(文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク)ニ付テハ其ノ修業年限ハ第十三條第一項ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

中學校令ニ依ル中學校若ハ中等學校令第二十條ノ規定ニ依ル中學校ノ第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者ハ第十三條第二項ノ改正規定ニ拘ラズ大學豫科ニ入學スルコトヲ得

(參照)

大正七年^{十二月六日}勅令第三百八十八號、大學令抄

錄

第十三條 大學豫科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス

修業年限三年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者

ハ中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

修業年限二年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者

トス

文部省の學校規制地域の決定

國土計畫の重要な一環をなす大都市人口疎散の方針に照應し、文部省に於いては昭和十八年一月、京濱、京阪神、中京及北九州關門の所謂四大工業地域を以て「學校規制地域」と定め、原則として今後高等諸學校の新設及び擴張を抑制することとし、特に東京及大阪兩市の各舊市域に對しては中等學校の新設も許さざることとなつた。但し時局下緊喫の工業關係諸學校又は特別の事由あるものに對しては例外的處置が考慮せられてゐる。

なほ右方策決定に關し新聞發表の形式を以て行はれたる文部大臣談を掲ぐれば左の如くである。

學校規制地域に關する暫定措置に

付て (昭和十八年一月二十二日 文部大臣談)

近時京濱、京阪神、中京及北九州關門の所謂四大工業地域は人口の集中する趨勢甚しく爲めに之等の地域に於ては學校教育の運営上遺憾の點が尠くなく殊に戰時下に於て之等の地域に今後無制限に教育施設を設くることは防空上の觀點からも適當でないと思はれるので今回右の四地域を學校規制地域と定め原則として高等諸學校の同地域内に於ける新設及擴張を抑制することとし又東京市及大阪市の各舊市域内に於ては中等學校を新に設置することを制限すると云ふ暫定的措置を講ずることとなつた。本措置は來る二月一日より實施されることになつて居り今後文部省の學校設立等に對する認可の重要な方針の一として運用せらるゝもので

あるが、學校規制地域内に絶対に學校の新設を認めないといふのではなく時局の緊急の需要に應ずる爲めに必要な知識技能を教育するもの又は特別の事由あるもの等に付ては其の設置の途を開いてゐる。

要するに今回の措置は暫定的のものではあるが國土計畫の見地に基いて學校の適正な配置を圖る目的に出づるのであるから今後高等諸學校の設置等の場合は成べく學校規制地域外に於て行ふことが希望される。

昭和十七年度米實收高の發表

昭和十七年度米實收高につき農林省の發表するところを掲ぐれば以下の如くである。

昭和十七年度米實收高 (農林省發表)

昭和十七年に於ける米實收高は六千七百七十七萬五千八百三十二石にしてこれを前年實收高に比すれば千六百八十八萬七千六百六十一石(二割一分二厘)を、前五箇年平均實收高に比れば三百三十五萬二千六百八十三石(五分三厘)を増加せり、而してその作付面積は三百十八萬三千六百三十三町九段にして全國平均一段歩實收高は二石一斗に當る。

蓋し本年の稻作は天候概して適順にして、移植は概ね順調に行はれたり、その後は六月中旬より高温多照にして適雨に恵まれ稻の生育一般に良好なりしも、七月に入り關東以西においては寡雨のため一部に旱魃を示せる地方を生ぜり、然るに八月上旬より幸に時々降雨あり、且氣温上昇し日照また多かりしため、全國的に良好なる生育を遂げつゝありたり、偶々八月下旬颱風ありその被害は九州および中國の數

大學令中改正ノ件 (昭和十八年一月二十日 勅令第四十號)

大學令中左ノ通改正ス

第十三條 大學豫科ノ修業年限ハ二年トス

大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ修業年限三年ノ大學豫科ニ在學スル生徒(文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク)ニ付テハ其ノ修業年限ハ第十三條第一項ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

中學校令ニ依ル中學校若ハ中等學校令第二十條ノ規定ニ依ル中學校ノ第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者ハ第十三條第二項ノ改正規定ニ拘ラズ大學豫科ニ入學スルコトヲ得

(參照)

大正七年^{十二月六日}勅令第三百八十八號、大學令抄

錄

第十三條 大學豫科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス

修業年限三年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者

ハ中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

修業年限二年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者

トス

文部省の學校規制地域の決定

國土計畫の重要な一環をなす大都市人口疎散の方針に照應し、文部省に於いては昭和十八年一月、京濱、京阪神、中京及北九州關門の所謂四大工業地域を以て「學校規制地域」と定め、原則として今後高等諸學校の新設及び擴張を抑制することとし、特に東京及大阪兩市の各舊市域に對しては中等學校の新設も許さざることとなつた。但し時局下緊喫の工業關係諸學校又は特別の事由あるものに對しては例外的處置が考慮せられてゐる。

なほ右方策決定に關し新聞發表の形式を以て行はれたる文部大臣談を掲ぐれば左の如くである。

學校規制地域に關する暫定措置に

付て (昭和十八年一月二十二日 文部大臣談)

近時京濱、京阪神、中京及北九州關門の所謂四大工業地域は人口の集中する趨勢甚しく爲めに之等の地域に於ては學校教育の運営上遺憾の點が尠くなく殊に戰時下に於て之等の地域に今後無制限に教育施設を設くることは防空上の觀點からも適當でないと思はれるので今回右の四地域を學校規制地域と定め原則として高等諸學校の同地域内に於ける新設及擴張を抑制することとし又東京市及大阪市の各舊市域内に於ては中等學校を新に設置することを制限すると云ふ暫定的措置を講ずることとなつた。本措置は來る二月一日より實施されることになつて居り今後文部省の學校設立等に對する認可の重要な方針の一として運用せらるゝもので

あるが、學校規制地域内に絶対に學校の新設を認めないといふのではなく時局の緊急の需要に應ずる爲めに必要な知識技能を教育するもの又は特別の事由あるもの等に付ては其の設置の途を開いてゐる。

要するに今回の措置は暫定的のものではあるが國土計畫の見地に基いて學校の適正な配置を圖る目的に出づるのであるから今後高等諸學校の設置等の場合は成べく學校規制地域外に於て行ふことが希望される。

昭和十七年度米實收高の發表

昭和十七年度米實收高につき農林省の發表するところを掲ぐれば以下の如くである。

昭和十七年度米實收高 (農林省發表)

昭和十七年に於ける米實收高は六千七百七十七萬五千八百三十二石にしてこれを前年實收高に比すれば千六百八十八萬七千六百六十一石(二割一分二厘)を、前五箇年平均實收高に比れば三百三十五萬二千六百八十三石(五分三厘)を増加せり、而してその作付面積は三百十八萬三千六百三十三町九段にして全國平均一段歩實收高は二石一斗に當る。

蓋し本年の稻作は天候概して適順にして、移植は概ね順調に行はれたり、その後は六月中旬より高温多照にして適雨に恵まれ稻の生育一般に良好なりしも、七月に入り關東以西においては寡雨のため一部に旱魃を示せる地方を生ぜり、然るに八月上旬より幸に時々降雨あり、且氣温上昇し日照また多かりしため、全國的に良好なる生育を遂げつゝありたり、偶々八月下旬颱風ありその被害は九州および中國の數

縣におよびたるも本年は一般に病蟲の被害尠く九月二十日現在における第一回豫想は六千七百三十萬千二百十石となりたり、しかして九月下旬再度の颯風に因り四國、中國、近畿等の一部地方被害を蒙れるも稲作初期よりの撓まざる官民一致の努力とその後天候概ね順調なりしたため結實、登熟共に良好なるを得十月三十一日現在における第二回豫想は第一回豫想に比し五萬九千六百九十石（一厘）を増加せり、然るにその後の天候一般に順調なりしたため地方によりては増収を見たるものありしも曩に颯風の被害を蒙れる地方においては刈取調製の結果その影響案外大にして減収を見たるものありしを以て結局實收高は第二回豫想に比し五十八萬五千六十八石（九厘）の減少を示するに至れり、なほ参考のため最近五箇年間における實收高を掲ぐれば左の如し

年次	(作付面積) 町段	(實收高) 石
昭和十二年	三、二七〇、五〇五	六六、三一九、七六四
昭和十三年	三、三〇、七二九	六五、八六九、〇九二
昭和十四年	三、一九二、七〇三	六八、九六四、四六八
昭和十五年	三、一七八、三〇二	六〇、八七四、二五二
昭和十六年	三、一八二、〇一九	五五、〇八八、一七一
五箇年平均	三、一九八、一四四	六三、四二二、一四九
昭和十七年	三、一八〇、三六三	六六、七七五、八三二
第一回豫想收穫高		六七、三〇一、二二〇
第二回豫想收穫高		六七、三六〇、九〇〇

〔備考〕 本年作付面積において曩に發表したるものと相違あるはその後訂正の地方がありたるに因る
 なほ昭和十二年度以降反當り實收高は左の如く
 十七年度の二石一斗は十四年度の二石一斗六升に
 次ぐ好成績である。

反當實收高(石)

昭和十二年	二・〇六二
同十三年	二・〇四五
同十四年	二・一六〇
同十五年	一・九一五
同十六年	一・二七三
同十七年	二・一〇〇

昭和十七年米實收高

總數	實收高	前年實收高に比し	前五箇年平均均實收高比
石	六、七五七、八三三	二、六七六、六一	三、三三六、六三三

北海道	二、七六三、三二一	一、四三三、九七七	六、七八七
青森	一、四七二、二七八	七、七、二四	一、六、四四
岩手	一、三三六、五三三	五〇〇、〇五五	一、八、九七
宮城	二、四三六、三六七	一、〇九二、四四三	四、五、七二
秋田	二、四〇五、六九九	二、九、〇一八	二、〇、八九〇
山形	二、三六九、八三三	三、五、九五五	一、五、七、四八
福島	二、三三三、〇五二	六、四、六八一	二、六、三、六〇
茨城	二、四六七、四三〇	九、六、〇〇〇	四、五、八、八五
栃木	一、七二二、一四八	二、四、九、九〇	九、九、九元
群馬	一、〇四三、五二一	二、九、五、八一	一、〇、四、四七
埼玉	一、六七〇、一九	五、四、六、六六	二、〇、八、八六
千葉	二、〇三三、九三六	四、四、九、四四	一、〇、六、五七
東京	一、八三、八六七	五、三、三四	一、〇、六、九〇
神奈川	五、〇、〇三五	一、七、五、五六	二、〇、三、四〇
新潟	四、二、一、八八三	五、七、五、五五	一、六、五、九〇
富山	一、〇、九、五三三	五、〇、〇、四四	一、七、七、九二

石川	一、二、六、四七〇	二、〇、九、九元	一、〇、三、五五
福井	一、〇、八、九二八	二、〇、〇、七四	四、一、六、八
山梨	四、九、一、三四	九、四、三、三三	三、六、九、三三
長野	一、〇、〇、三、九六	三、八、八、四九	七、三、八、一〇
岐阜	一、五、五、九、〇四	三、三、三、六四	六、六、一、四二
静岡	一、四、五、九、九三	二、七、九、五、四四	一、四、三、四、八
愛知	二、〇、七、三、三二	四、三、八、七九	六、二、一、九
三重	一、五、三、八、五九	三、三、六、九、七九	一、五、六、〇、六
滋賀	一、五、七、七、五九	二、三、三、五、一	九、〇、三、四
京都	八、七、〇、九三	七、七、三、六六	四、二、四、九
大阪	九、七、〇、六六	六、九、九、六六	三、三、九、九
兵庫	二、三、三、六、五六	三、七、四、七、五	二、三、八、四、〇
奈良	七、四、四、四四	七、〇、五、三三	四、三、四、一
和歌山	六、六、五、〇一	九、二、七、九一	五、七、〇、五、六
鳥取	六、九、一、四、五六	一、四、一、四、一	三、五、六、七
島根	九、八、〇、九、七	一、三、八、三、四	九、〇、三三
岡山	一、八、五、九、七、五〇	二、四、〇、二、五九	三、二、六、八九
広島	一、四、四、〇、八、二八	八、〇、三、〇三	七、七、六、三三
山口	一、〇、三、一、四、六、五	三、九、三、九、五三	二、九、九、七、一
徳島	五、九、〇、七、九七	一、三、六、一、五五	七、〇、三、六〇
香川	九、七、七、三、五七	一、〇、四、九、六三	二、五、四、五〇
愛媛	九、七、七、九、四七	一、五、六、一、七五	八、七、六、四
高知	五、一、八、三、三九	九、五、二、九	七、三、五、五五
福岡	二、一、五、三、三二	一、〇、六、三、九	八、六、五、五、六
佐賀	一、三、〇、九、〇、五	五、〇、〇、三、六	一、三、六、六、六
長崎	八、〇、三、三、三	七、五、六、四、五	四、八、四、〇

熊本	一、三九、五元	△	一、六六、二四	△	三、二六、〇〇
大分	一、二四、八六		七、八〇元	△	七、二二
富崎	九、五、〇〇	△	三、三五		八元
鹿兒島	一、〇七、三三	△	二九、二八	△	三、六〇
沖繩	二、三、九五	△	八、三三	△	一、八一〇元

なほ、内外地を通ずる昭和十七年度米實收高により昭和十八年度に於ける米供給金を總覽すると左表の如く、今後に收穫せらるる臺灣一期米を三百萬石と見て、通計二百萬石前後の増加の見込である。

内地	昭和十七年度	昭和十八年度
	(十六年産米)	(十七年産米)
朝鮮	二四、八八四、六四二	一五、六八九、五七八
臺灣	四、一〇九、四七九	四、三五九、四四五
一期	三、八三八、八二六	
總計	八八、〇二二、二一八	八六、八二四、八五五

臺灣一期實收

大政翼賛會の結婚獎勵對策に關する 上申

大政翼賛會に於ては現下人口に對策中の急務たる結婚獎勵の具體策として昭和十八年一月二十日左の如き婚案を政府へ上申した。

趣旨

さきに閣議決定をみた「人口政策確立要項」はさしあたり昭和三十五年内地人口一億の實現を要望してゐる、然るにわが國の出生率は近年低下の傾向にある、有效適切なる出生増加方策の實施こそ現下喫緊の要務たり、出生増加の一方策として結婚の獎勵は必要

なり、また有配偶人口の出生意欲並に有配偶人口の量に差等なき限り、有配偶人口の平均年齢若ければ若き程出生率は高かるべくこの理由に依つて出生増加の一方策として結婚年齢の引下げは必要なり、敍上の意味において左の如き結婚獎勵對策の實現を要望するものなり。

方策

結婚を阻害しをれる原因は多様多岐に互れるを以て、結婚獎勵策も亦これに即應して多面的に策定實施するの要あるべし。

(一) 結婚報國思想の啓培 結婚生活を回避せんとする態度は個人主義思想に立脚するものといふべく、かゝる誤れる結婚觀を是正し、家族の繁榮なくしては國家の繁榮を期待し得ざるを以て家族精神の昂揚、結婚報國思想の啓培に努むるを要す、この啓蒙運動には大政翼賛會、大日本婦人會等が當る

(二) 結婚費用の節減 わが國の結婚風習には、美風として長く保存せしむべき點尠しとせざるも他面虚榮的、形式的、迷信的なる惡風も見られ、特に結婚披露宴費及び支度費に多額の冗費を支出しつゝある實情に鑑み、結婚費用の節減を圖ること最も肝要なり。

今參考の爲に東京市及び農村における夫妻の平均結婚費用について見るに夫の結婚費用中結婚式及び披露宴費に支出せらるる割合は著しく多く東京市において三割七分、農村においては實に四割六分以上に達しをれり、また妻の結婚費用中、支度費に支出せらるる割合は著しく多く、東京市において七割九分、農村においては實に八割六分を占

めをれり、試みに滋賀縣下における舊式結婚と新式結婚とによる結婚費用の差異について見るに、夫の平均結婚費用は三百七十七圓より百八十五圓に、即ち百九十二圓を節減し殊に結婚式及び披露宴費八百三十九圓より六十三圓に激減しをれり、また妻の平均結婚費用は九百六十一圓より四百四圓に、即ち五百五十七圓を節減し、殊に支度費は八百八十七圓より三百五十六圓に激減しをれり、この結果より判斷すれば在來の結婚費用を半減せしむることは可能なり。

全國的に見て、在來の結婚費用總額を以て二倍の結婚の費用を賄ひ得ることとなるべし、依つて政府及び大政翼賛會は在來の結婚用式に強力なる規制を加へ「嚴肅にして、しかも簡素なる結婚様式に節はしむべく大々的に結婚簡素化運動を展開するの要あるべし。

(三) 婚資貸付制度の創設 標準的結婚費用の限度において婚資貸付制度を實施せば結婚を促進し得るものと考へらる、婚資貸付制度を實施し相當の實績を挙げつゝあるはナチス獨逸なり、獨逸において一九三三年六月「失業緩和法」中の第五章に「結婚助成法」を規定しその後失業者の減少するに及び「結婚助成法」は専ら人口政策的性格を帯びるに至りたり獨逸においては結婚總數に對し約三割以上は婚資貸付結婚なり、わが國においては昭和十六年五月より國民優生聯盟において優生結婚資金貸付の斡旋をなしをれるも、利率年八分の高率なる點よりして貸付件數は甚だ少數なり「人口政策確立要綱」には婚資貸付制度創設の方針を明示しをれる事實に鑑みこの際速に

國または地方自治體その他公益團體は簡易なる條件に於て婚資貸付制度を創設するの要ありと史料す。

(四) 結婚保險制度の創設 豫て結婚費用の積立をなされしめ、且つ適齡期における結婚数を増大せしめんがため國營の結婚保險を創設すべき必要ありと信ず、結婚保險は或る年齡に達する未婚者より一定の掛金を徴收し、結婚適齡期において結婚せる者に最高額の結婚費用を保險金として支拂ひ結婚年齡の遅延するに應じてその給付を減額するものなり。

(五) 結婚年齡の引下げ 結婚年齡は著しく早婚に過ぐる場合を除き若ければ若き程夫婦關係持續時間は長くなり、従つて出産力は高まる道理なり、妻の結婚年齡十六歳未満は早婚に過ぎ十六歳乃至十八歳に於いて結婚せる者に比し却つて平均出生兒數は少し、併し十七歳以上において結婚年齡の高まると反比例して、平均出生兒數は次第に減少す。

近來晩婚の風顯著となり、妻の平均結婚年齡は支那事變直前約二十四歳強にしてその平均出生兒

數は四・一に過ぎざるなり、然るに「人口政策確立要綱」は夫婦の平均出生兒數五兒を要望しをれるを以て結婚年齡を引下げる必要あるはいふを俟たざる所なり、妻の結婚年齡を二十一歳に引下ぐるに於いては「人口政策確立要綱」の要望しをれる五兒の平均出生兒數を示すこととなるべし、されど女子の結婚適齡期を二十一歳に限定せんとするものに非ず。

(六) 有配偶者に對する經濟的援助の徹底 獨身者と有配偶者、無子家庭と多子家庭との經濟的負擔の均衡を圖る目的をもつて (イ) 所得税における扶養家族控除額の引上げ (ロ) 家族手當の増額につき割期的措置を講ずる。

(七) 妊産婦、乳兒保護施設の強化、産院及び乳兒院の擴充、出産用衛生資材並に育児用物資の配給機構整備、産前産後の休養付與、出産に對する健康保險給付の増額等その保護施設を擴充強化する要あり。

(八) 保育所の普及 工場、鑛山、商店、事務所、農

村等に汎く託兒所を設置せしむると共に職場において母乳を與ふるの便宜を供與する必要あり。

(九) 住宅難の打開 住宅の拂底は結婚を遅延せしむる事實あるに鑑み、特に大都市にありては庶民住宅の供給につき特別の措置を講ずる要あり。

(一〇) 結婚指導斡旋網の整備 わが國の結婚は古來媒介者の斡旋に依つて成立しをれるものにして官公署、民間會社、工場においてそれぞれ結婚指導斡旋組織を完備すると共に國民大衆を對象として統一ある結婚指導斡旋組織網を結成により結婚を著しく促進し得。

この組織網は最下部組織として町村を單位となし、都市にありてはこれを適當に區劃して若干の單位に分ち府縣にそれぞれ地方支部を設置して、府縣内各下部組織の連絡に當らしめ全國的統轄機關として中央團體を組織するものとす。